明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十六年六月二十八日

○第三十八回国会

衆議院会議録追録（一）

議案に関する報告書

〔第七号参照〕

昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、産業投資特別会計の出資財源を充実するために必要な予算措置を講じたものである。

本補正の結果、昭和三十五年度一般会計予算総額は、次の通りである。

（単位千円）

	歳入	歳出
成立予算額	一、七二一、〇九〇、七〇二	一、七二一、〇九〇、七〇二
補正追加額	四四、〇七二、〇〇〇	四四、〇七二、〇〇〇
計	一、七六五、一六二、七〇二	一、七六五、一六二、七〇二

次に本補正の内容は、次の通りである。

（単位千円）

歳入	成立予算額	補正額	計
租税及印紙収入	一、四八八、〇四七、〇〇〇	三六、五〇〇、〇〇〇	一、五二四、五四七、〇〇〇
専売納付金	一三六、四二三、一一六	三、九二五、〇〇〇	一四〇、三三七、一一六
雑収入	四三、三四一、八一〇	三、六四七、〇〇〇	四六、九八八、八一〇
その他	五三、二八九、七七六	〇	五三、二八九、七七六
計	一、七二一、〇九〇、七〇二	四四、〇七二、〇〇〇	一、七六五、一六二、七〇二

右の追加額は、最近までの課税及び収納実績等、たばこの販売実績等を勘案して、租税及び納付金の増収見込額並びに日本銀行の納付金の増加確定額を計上したものである。

歳出

1　地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金

（単位千円）

地方交付税交付金	
成立予算額	三一九、二三三、三四五
補正額	八、九七七、五〇〇
計	三二八、二一〇、八四五
臨時地方特別交付金	
成立予算額	三、三六〇、三五一
補正額	九四、五〇〇
計	三、四五四、八五一
合計	三三一、六六五、六九六

右の追加額は、所得税七〇億円及び法人税二四五億円、計三一五億円の増収に伴う増如額である。

2　産業投資特別会計資金へ繰入

この経費は、産業投資特別会計の原資を補完するため同特別会計の資金に繰り入れるものであつて、このうち一五〇億円は、三十六年度における産業投資支出の財源に予定している。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、予算作成後に生じた理由に基づき当面必要とされる経費について予算措置を講じたものであり妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党より「昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）及び同特別会計予算補正（特第2号）の撤回を求めるの動議」が提出されたが、否決された。

昭和三十六年二月十五日

予算委員長　船田　中

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度特別会計予算補正（特第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、昭和三十五年度一般会計の予算補正に伴う交付税及び譲与税配付金特別会計の補正である。

交付税及び譲与税配付金特別会計

昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）における所得税及び法人税の増収三一五億円の計上に伴う地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金の増加額、それぞれ八、九七七、五〇〇千円及び九四、五〇〇千円、計九、〇七二、〇〇〇千円を追加計上したものである。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、予算作成後に生じた理由に基づき当面必要とされる経費について予算措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党より「昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）及び同特別会計予算補正（特第2号）の撤回を求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和三十六年二月十五日

予算委員長　船田　中

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十号参照〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、千九百五十四年アメリカ合衆国との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結したが同条約は、さらに千九百五十七年補足議定書によつて補足され、日米両国間の二重課税の排除に大きな役割を果たし、両国間の経済活動の円滑化に役立つて来たが、条約発効後すでに五カ年を経過し、その間新らしい事態も生じたので、千九百六十年二月より現行条約を修正補足するための交渉を行ない、同年三月両政府代表団の間で案文の仮調印を了し、同年五月七日東京で正式署名が行なわれた。

この修正補足議定書の主たる内容は、現行の輸出入銀行の取得する利子に対する租税の免除規定に、さらに日本銀行及び米国連邦準備銀行を加えたこと、政府又は政府が設立し若しくは支出に係る基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬に対する租税の免除規定に、恩給及び年金を加えたこと、及び企業の利子の発生源泉の規定が不十分なため二重課税を生ずるおそれがあつたのを、修正して利子の発生源泉を明確にしたこと等である。

この修正補足議定書は、批准書交換の日に効力を生じ、その交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度に生ずる所得又は利得について適用することになつている。

よつて政府は、本修正補足議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本修正補足議定書の締結により、二重課税排除の範囲も拡大し、従来不明確であつた企業の利子の発生源泉も明確となり、日米間の経済交流は一層緊密化することとなるので、妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十六年二月二十二日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国は、千九百五十九年パキスタンとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結したが、その際パキスタンにおいては同国の産業政策を全面的に検討中であり、利子に関する条項は、後日に交渉することを希望したので、交換公文において、両国は千九百五十九年末までできる限り早い時期に交渉に入ることに同意する旨を確認した。政府は、この約束に基づいて千九百五十九年末から交渉を行なつた結果、交渉が妥結したので千九百六十年六月二十八日東京でこの補足議定書の署名が行なわれた。
この補足議定書は、利子一般については三十パーセント以下の軽減税率を適用することとし、また債券の利子並びに重要産業に従事するパキスタンの企業及び日本のすべての企業が発行する社債及びこれらの企業に対する貸付金の利子に対する租税は相互に免除することとし、さらにこのようにしてパキスタンで免除された租税は、日本で外国税額控除の際にパキスタンで支払つたものとして控除することとし、また新らたに不動産から生ずる所得は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱い、課税できることとしたこと等である。
この補足議定書は、批准書交換の日に効力を生じ千九百五十九年の日パ租税条約が有効である限り効力を有することとなつている。
よつて政府は、本補足議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本補足議定書の締結により、日パ租税条約は一層充実したものとなり、今後両国間の経済協力を促進することとなるので、妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十六年二月二十二日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、昭和三十四年十月自治省の附属機関として設置された地方財務会計制度調査会が、地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議してきたが、現行地方財務会計制度が、明治以来の制度であり、根本的な検討を要する点が多いこと、及び地方公共団体の多様な実態を十分は握した上で結論をだす必要があることを考慮して、その存続期間を一年延長して、昭和三十七年三月三十一日までとしようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、現行地方財務会計制度の実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計予算に約百三十九万一千円が計上されている。

右報告する。
昭和三十六年二月二十三日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
内廷費及び皇族費の定額は、昭和三十三年に改定され、現在、内廷費五千万円、皇族費三百万円となつているが、既に、約三年を経過し、内廷費については、最近における内外御交際の経費の増大、皇太子殿下の御結婚、親王殿下の御誕生に伴う諸経費の増大及び職員給与引上げに伴う経費の増大等があり、皇族費については、近年における御活動状況及び経済情勢の変化等に伴う経費の増大があり、いずれも、現在の定額では所要経費をまかなうのに困難な実状にあるのにかんがみ、内廷費の定額を五千八百万円、皇族費の定額を四百二十万円にそれぞれ増額改定しようとするのが、本案の要旨である。

二　議案の可決理由
本案は、過去の実績と最近の情勢にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計予算に九百二十万円が計上されている。

右報告する。
昭和三十六年二月二十三日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、奄美群島の復興を一層促進するため、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額一億八千万円を二億六千万円に増額し、あわせて同基金の資本金の額を改めることとしている。

二　議案の可決理由
奄美群島の復興事業は逐次推進を見つつあるが、群島経済がはなはだしくぜい弱であるため、産業資金の融通は円滑を欠きこれが同島復興の大きなあい路となつている現状にかんがみ、本案の措置を適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、八千万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。
昭和三十六年二月二十三日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を充実するため、本公庫の資本金十八億円を三億円増額し、二十一億円としようとするものである。

二　議案の可決理由
地方公共団体の公営企業を円滑に推進するための措置として本案の趣旨もとより妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十六年度産業投資特別会計予算に三億円計上している。

右報告する。

昭和三十六年二月二十三日

衆議院議長清瀬一郎殿

地方行政委員長　濱田　幸雄

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆に住宅の建設に必要な資金を融通してきたのであるが、年とともに増加する住宅金融公庫業務の適正な処理を図る必要が生じたこと。また、近年特に需要の多い宅地造成事業、中高層耐火建築物等の建設事業、産業労働者住宅建設事業等に対する建設資金の貸付わくを増大するために必要な改正をすることが本案の目的である。

その要旨の主なる点は次の通りである。

1　住宅金融公庫業務の適正なる処理を図るため理事を一名増加すること。

2　宅地造成を積極的に推進するために貸付けの範囲を拡大して一般に住宅の用に供する土地、並びに造成団地の居住者の利便に供する施設等の土地の取得造成に必要な資金を貸付けることができることを明らかにしたこと。

3　宅地造成資金を大幅に拡大する必要上貸付金利を年七分五厘に引き上げること。

4　中高層耐火建築物等の建設資金の貸付金利を住宅部分については年七分、住宅部分以外の部分については年七分五厘に引き上げること。

5　産業労働者住宅の建設資金の貸付金利を、中小規模の事業に従事する産業労働者のための住宅建設資金について年七分に引き上げること。

二　議案の可決理由

本案について、日本社会党の岡本隆一君より原案の第一条中第二十一条の改正に関する部分を削る旨の修正案が提出され、これに対し中村建設大臣より原案は、中高層耐火建築物等及び宅地造成事業についての資金量確保のためのやむを得ざる措置であるので本修正案には同意することができない旨の意見が述べられ、採決の結果、岡本隆一君提出の修正案は賛成者少数をもつて否決された。

而して政府原案の主旨は住宅金融公庫業務の円滑なる処理を図り、宅地造成事業、中高層耐火建築物等の建設事業、産業労働者住宅の建設事業等を促進するために必要な措置として妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度政府関係機関予算中住宅金融公庫予算に理事一名増員等に要する経費として二百二十九万一千円、また貸付金利息収入として百二十八億五千四百四十八万八千円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十六年二月二十四日

衆議院議長清瀬一郎殿

建設委員長　加藤　高藏

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、産業投資特別会計の原資を補完するため、昭和三十五年度補正予算により、一般会計から三百五十億円をこの会計の資金に繰り入れようとするものである。

二　議案の可決理由

産業投資特別会計の財源は、貸付金の回収金及び利子、日本開発銀行等からの納付金、余裕金の運用利益金及び特定物資納付金処理特別会計からの受入金等からなつているが、これらの財源は弾力性に乏しく、将来、経済の情勢に応じて適時適切な投資を行なう上に財源の不足が見込まれるので、このような場合に備えて右の財源不足を補てんするための資金を、あらかじめ財政事情の許すときに準備しておこうとするもので、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十五年度一般会計予算補正（第2号）に一般会計からの繰入金として三百五十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年二月二十八日

衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員長　足立　篤郎

〔第十二号（その一）参照〕

昭和三十六年度一般会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、国際経済の動向に留意しつつ、通貨価値の安定と国際収支の均衡を確保し、経済の適正な成長に資することを目途とし、財政の健全性を保持する方針の下に、国民所得の倍増を達成するため緊要とされる施策の推進を図ることを基本として編成されたものである。

本予算における重要施策は次の通りである。

1　税制の改正
2　社会保障の拡充
3　公共投資の拡大
4　文教の刷新充実と科学技術の振興
5　貿易の振興及び対外経済協力の推進
6　農林漁業の振興
7　中小企業対策の強化
8　地方財政の健全合理化

本予算の内容の概略は次の通りである。

歳入歳出予算総額は、ともに一、九五二、七七六、二七七千円で、三十五年度当初予算額に比べ三八三、一〇一、五七五千円、同補正（第2号）後に比べ一八七、六一三、五七五千円の増加となる。

歳入

1　租税及印紙収入　一、六六四、八九九、〇〇〇千円

現行税法による三十六年度収入見込額は一、七二九、六六三百万円であるが、所得税、法人税を中心として九二、五三三百万円の一般的減税を行なう反面、租税特別措置の整理合理化及び揮発油税の税率引上げ、関税定率法等の改正に伴う増収額を差し引くと、六四、七六四百万円の減税となり、三十五年度補正（第2号）後に比べ一四〇、三五二百万円の増加である。

税目別内訳は次の通りである。

所得税	三六六、二六九百万円
源泉分	二八九、〇〇三百万円
申告分	七七、二六六百万円
法人税	五七八、一六二百万円
相続税	一三、九一八百万円
再評価税	一、六九〇百万円
酒税	二七四、二四八百万円
砂糖消費税	二八、五〇〇百万円
揮発油税	一三八、一六三百万円
物品税	八七、七八三百万円
トランプ類税	三五八百万円
取引所税	六〇二百万円
有価証券取引税	一一、〇五六百万円
通行税	三、九四〇百万円
関税	一〇七、七四八百万円

とん税　八九六百万円
印紙収入　五一、五六六百万円
収入印紙　四四、四六七百万円
現金収入　七、〇九九百万円
合計　一、六六四、八九九百万円

2 専売納付金　一四九、六六三、七四二千円
日本専売公社納付金　一四八、九六七、三五〇千円
たばこ事業において、喫煙人口の増加等により一、四九〇億円の益金を見込み、他面塩事業において、国内白塩のソーダ売り数量を三十五年度より多く予定したため一億円の赤字を生ずるので、三十五年度に比べ一三〇億円の増加となる。
アルコール専売事業特別会計納付金　六九六、三九二千円
アルコール販売見込数量を四四、〇〇〇キロリットルとして、益金納付見込額を算出した。

3 官業益金及官業収入　一九、七三四、六五一千円
官業益金　
印刷局特別会計受入金　四三七、九二八千円
官業収入　
病院収入　一九、二九六、七二三千円
政府資産整理収入　一五、三七一、三九八千円
国有財産処分収入　五、六九一、八五五千円
回収金等収入　九、六七九、五四三千円
雑収入　五一、八九三、五五五千円
国有財産利用収入　三、六八五、八〇一千円
納付金　一八、五四六、五九〇千円
諸収入　二九、六六一、一六四千円
前年度剰余金受入　五一、二一三、九三一千円

歳出

1 生活保護費　五八、三一五、〇二八千円
生活扶助人員は三十五年度見込みの横ばいと見込み、一、四三九千人としたほか、生活扶助基準一八％引上げに伴う対象人員の増加を見込む等三十五年度に比べ保護費の増七、三七一百万円、その他の増四五四百万円、計七、八二五百万円の増加である。

2 児童保護その他社会福祉費　一四、一四三、七五八千円
三十五年度に比べ二、八九四百万円の増加で、児童保護費においては、保護措置費の増額のほか、児童福祉施設の整備拡充、へき地保育所、非行児童の短期治療施設の新設等二、三八三百万円の増加で、その他の社会福祉費においては、精神薄弱者収容施設の増設及び内容の改善、児童扶養手当の新規計上等五一一百万円の増加である。

3 社会保険費　五二、一七二、一二六千円
三十五年度に比べ一〇、八五四百万円の増加である。
受診率の上昇、診療報酬の引上げを織り込み療養給付費補助二七、六一三百万円　その他、財政調整交付金、特別療養給付費補助等三十五年度に比べ八、二九七百万円の増加である。また事務費補助については、被保険者一人当たり単価を一一〇円に引き上げることとしている。

4 国民年金費　四七、三七六、二三二千円
拠出制国民年金（三十六年四月一日保険料納付開始）については、被保険者数を二四百万人と見込み、納付保険料の二分の一相当額を計上、事務費については、市町村の協力によることとし、市町村交付金二、一三八百万円、印紙売捌手数料六七〇百万円を計上している。福祉年金については、従来の三福祉年金の平年度化のほか、新たに準母子世帯に対する支給及び母子世帯に対する支給範囲の拡大を行なう等それぞれ所要額を計上している。四六、三七九、九七五千円

5 失業対策費　八九六百万円

失業者吸収人員を一日当たり二三三千人予定し、賃金日額三八六円、資材費六九円に引き上げ、夏季年末特別対策分は一五・五日分に増加し、また、広域職業紹介による労働者の地域間及び産業間移動を容易にするため、移転資金及び職業訓練手当を支給することとし、その所要額を新設の雇用促進事業団（仮称）に交付するため必要な経費として計上している。

6 結核及び精神衛生対策費　二八、一七八、七一七千円
結核対策費については、特に下半期から特別推進地区を全国に拡大し、命令入所患者の医療費は原則として全額公費負担（国庫負担率十分の八）とする制度を実施する等の措置を行ない、また、精神衛生対策費についても、結核と同様精神障害者の措置入院費は原則として全額公費負担（国庫負担率十分の八）とする制度を実施する等の措置を行なうこととしている。

7 義務教育費国庫負担金　一三四、三一四、〇〇〇千円
給与費　一三二、五二五、〇〇〇千円
教材費　一、七八九、〇〇〇千円
給与費については、教職員数の増加九、一六六人（小学校一三、五九八人減、中学校二三、七六四人増）を見込んだほか、三十五年度予算定数と三十五年五月一日の現員との差三、七四八人に必要な経費も計上し、既定定数の是正をはかることとしている。

8 国立学校運営費　六四、六二四、五四〇千円
国立学校　四六、二一三、五〇八千円
大学附属病院　一二、九〇二、九四八千円
大学附置研究所　五、五〇八、〇八四千円
文教施設費　一七、三四二、五六五千円
国立文教施設費　七、一六六、七九三千円
公立文教施設費　一〇、一七五、七七二千円
公立文教施設費については、新たに工業高校生増員のため、一般施設の整備費を補助対象とする等の所要額を計上している。

9 教育振興助成費　七、〇三一、三六五千円
要保護、準要保護児童生徒就学援助費については、新たに学用品費及び通学費を補助対象とし、援護率を要保護三％、準要保護四％に引き上げ、特殊教育については、就学援助の援護率を七〇％に引き上げ、小中学部の学用品費、高等部の寄宿舎食費等についても新たに援助対象として所要額を計上している。

10 育英事業費　五、三九〇、七五七千円
特別奨学生については、三十六年度は学生進行の結果、大学一年生分を八、〇〇〇人分新規に計上、高校一年生を一二、〇〇〇人に増加、また、大学院学生の貸与単価を引き上げることとして所要経費を計上している。

11 科学技術振興費　二七、六九四、三五五千円
各省試験研究機関経費　一四、六六六、〇四四千円
原子力関係費　七、五四二、七五六千円
科学技術研究費補助金、委託費、交付金　三、八一四、六七八千円
その他　一、六七〇、八七七千円
12 国債費　四〇、八二二、四九九千円
国債償還　二一、九二八、三六三千円
国債利子　一八、六九二、〇五八千円
13 内国債利子　一二、二四九、八五七千円
外国債利子　六、四四二、二〇一千円
14 国債事務取扱費　二〇二、〇七八千円
文官等恩給費　一七、四二四、八五八千円
15 旧軍人遺族等恩給費　一〇五、五八九、三五九千円
16 遺族及び留守家族等援護費　九、〇三七、二三二千円
17 地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金

地方交付税交付金　三五二、九五五、五二八千円
臨時地方特別交付金　三、六五六、〇三七千円

18
(1) 防衛関係費　一七七、七五一、一三三千円
防衛庁経費　一七一、七一六、七五六千円
右のほか、新たに国庫債務負担行為二八、二一六百万円（うち三十六年度歳出予算分三、二八一百万円）、艦艇建造のための継続費総額七、五九〇百万円（うち三十六年度歳出予算分一、一一二百万円）を計上している。人員については、陸、海、空、官房各局等、自衛官及び一般職員合計一三、五三五人（うち三十五年度不成立分八、四〇六人、定員外職員の定員化分八一四人）の増員を行ない、また、陸上自衛隊においては、地区施設隊五、建設大隊一等の新編を行ない、現行六管区隊四混成団編成を一三箇師団に改編することに着手することとしている。

(2) 施設提供等諸費　五、六六二、三七七千円
(3) 相互防衛援助協定交付金　三七二、〇〇〇千円

19
賠償等特殊債務処理費　二七、六〇〇、〇〇〇千円
公共事業関係費　（三五七、八八二、四六一千円）三四五、四八二、四六一千円

20
（公共事業関係費において、（　）内の数字は、特に断わりのある場合を除き、労働者所管の特別失業対策事業費及び建設省所管の臨時就労対策事業費を含めた金額である。）
(1) 治山治水対策事業費　（七一、七〇二、五〇〇千円）七一、七〇七、五〇〇千円
(2) 道路整備事業費　（一四九、八八九、〇〇〇千円）一三九、九五四、〇〇〇千円
三十六年度を初年度とする新道路整備五カ年計画（総額二兆一千億円）を樹立し、この計画遂行のための財源を確保充実するため、三十六年度以降、揮発油税キロリットル当たり二、九〇〇円、地方道路譲与税キロリットル当たり五〇〇円の税率の引上げを行なうこととし、別に、一般財源の繰入れを増額することとしている。
(3) 港湾、漁港、空港整備事業費　（二四、四五一、六〇〇千円）二三、八八六、六〇〇千円
港湾整備事業については、三十六年度以降五カ年間の投資計画を二、五〇〇億円と予定し、この計画推進のため、従来の特定港湾施設工事特別会計を改組して港湾整備特別会計（仮称）とし、すべての港湾整備事業をこの特別会計において実施することとしている。
(4) 林道都市等整備事業費　（一三、八二五、八六六千円）一二、九七五、八八六千円
(5) 農業基盤整備費　四六、三六六、四一七千円
(6) 災害復旧等事業費　（四八、七六七、〇五八千円）四八、七一二、〇五八千円
(7) 鉱害復旧事業費　八八〇、〇〇〇千円
(8) 調整費　一、〇〇〇、〇〇〇千円

21
住宅及び環境衛生対策費
(1) 住宅対策費　一八、四六八、二二九千円
三十六年度の建設戸数は、災害住宅を除く一般公営住宅五二千戸（第一種二一千戸、第二種三一千戸）、改良住宅四千戸の予定で、このほかに日本住宅金融公庫一二〇千戸、日本住宅公団三二千戸の建設予定で、財政資金六三五億円、民間資金二〇〇億円の投入を行なうこととしている。
(2) 環境衛生対策費　一五、四六六、二二九千円
（（　）内の数字は、失業対策費及び公共事業費計上の下水道管きょ等工事費を含めた金額である。）
22 農業保険費　（六、一八九、〇〇〇千円）三、〇四二、〇〇〇千円
一二、九三八、六〇六千円

23 貿易振興及び経済協力費　五、八三六、五一七千円
24 海外経済協力基金出資　五、〇〇〇、〇〇〇千円
25 中小企業対策費　四、五九七、二二四千円
中小企業の近代化促進及び小規模事業対策等効果的な施策の拡充を図り、三十五年度に対し二、〇一四百万円の増額である。

26 食糧管理特別会計へ繰入　三九、〇〇〇、〇〇〇千円
調整勘定資金の大部分が三十五年度末までの食糧管理特別勘定の損失処理のために減額される見込みであり、かつ、三十六年度において食糧管理勘定に約三七二億円の損失見込みであるので、一般会計から調整勘定へ三七〇億円の繰入れ及び農産物等安定勘定において、三十六年度二〇億円の損失を生ずる見込みなので、これを補てんするため一般会計から同額を繰り入れるものである。

27 予備費　一〇、〇〇〇、〇〇〇千円

28
(1) 雑件　五一九、二九八千円
沖縄援助等経費（総理府、文部省所管）
(2) 移住振興費（外務省、農林省所管）　一、六八〇、八四三千円
(3) 医療金融公庫出資（大蔵省所管）　二、〇〇〇、〇〇〇千円
(4) オリンピック東京大会準備費（文部省所管）　二七八、〇三七千円
(5) 農業基本法実施及び農業構造改善対策費（農林省所管）　三三四、一三三千円
農業基本法（仮称）の実施に必要な経費及び農業改善計画の作成を指導助成するため等の経費で農業構造の改善については、三十六年度は全国九十二カ所にパイロット地域を指定して構造改善計画を作成することとし、事業実施は三十七年度以降の予定である。
(6) 麦対策費（農林省所管）　四、〇〇〇、〇〇〇千円
(7) 農業近代化資金融通促進費（農林省所管）　三、五〇三、九〇〇千円
畑作営農の改善、農作業機械化の促進、共同利用施設の拡充等農業の近代化の推進に必要な資金として農業系統資金を活用するため、新たに農業近代化助成資金を設置するとともに農業信用保証機構を拡充する等に必要な経費である。
(8) 国産大豆及びなたね保護対策費（農林省所管）　三、一五〇、一五三千円
(9) 畜産振興対策費（農林省所管）　四、一九二、九〇四千円
(10) 水産業振興費（農林省所管）　一、五八四、五八三千円
(11) 海運対策費（運輸省所管）　一、四二〇、〇四四千円
(12) 日本国有鉄道昭和三十五年度新線建設費補助（運輸省所管）　三〇八、七五〇千円
三十五年度の新線建設に充てられた借入金の利子を、三十六年度において政府が利子補給を行なうものである。
(13) 石炭鉱業対策関係費（通商産業省、労働省、運輸省等所管）　（八、〇九四、二二六千円）三、〇六九、四三一千円
（（　）内の数字は、重要経費中の失業対策費計上の炭鉱離職者援護対策費、公共事業費計上の鉱害復旧事業費及び港湾整備事業費のうち石炭港湾関係費を含めた金額である。）
(14) 青少年対策費（総理府、文部省、農林省、運輸省、労働省、建設省所管）　一、二二〇、九六三千円

29 給与費
人事院勧告（三十五年十二月二十七日）の趣旨を尊重し、暫定手当、薪炭手当及び寒冷地手当について引き上げ、または不均衡の是正を行なう等それぞれ必要な経費を計上することとした。

二　本予算の可決理由
本予算は、わが国経済の安定成長及び国民所得倍増を期し、国民生活の向上と雇用の拡大を図るため、重要施策を実施するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ「昭和三十六年度一般会計予算、昭和三十六年度特別会計予算及び昭和三十六年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

昭和三十六年三月四日

予算委員長　船田　中

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、閣議決定の予算編成方針に基づき国民所得の倍増を達成するため、社会保障の拡充、公共投資の拡大、農林漁業の振興及び中小企業対策の強化等の重要施策を実施することとしている。新たに設けられる特別会計は、国民年金特別会計、機械類賦払信用保険特別会計及び港湾整備特別会計であり、既存の特定港湾施設工事特別会計が発展的に解消するので特別会計の数は、四一となる。

なお、年度中に農業共済再保険特別会計を廃止する予定である。

各特別会計の歳入歳出予算は次の通りである。

（単位千円）

会計別	歳入	歳出
造幣局	三、三九五、九二九	三、三九五、九二九
印刷局	一、〇八八二、九一四	一、〇四四四、九八六
資金運用部	一三六、八六九、二九五	一三六、八六九、二九五
国債整理基金	四九八、四三六、三三三	四九八、四三六、三三三
貴金属	二二四、〇六一	二二四、〇六一
外国為替資金	一四、四一三、〇三四	一四、四一三、〇三四
産業投資	四一、六九〇、七五四	四一、六九〇、七五四
経済援助資金	一、五五〇、二九二	一、五五〇、二九二
余剰農産物資金融通	四、二二一、六二一	四、二二一、六二一
賠償等特殊債務処理	二八、一〇〇、四〇〇	二八、一〇〇、四〇〇
国有財産特殊整理資金	二八五、五四〇	二八五、五四〇
交付税及び譲与税配付金	三九九、八四二、六六五	三九九、〇一八、三四四
厚生保険		
健康勘定	一一一、三五七、五四六	一一一、三五七、五四六
日雇健康勘定	九、六一八、五五八	九、六一八、五五八
年金勘定	一二五、二三〇、六三八	一七、六三七、四三〇
業務勘定	七、一〇〇、一三七	七、一〇〇、一三七
船員保険	一〇、八〇一、五九七	八、〇三三、一〇〇
国立病院	一三、八五三、五五四	一三、八五三、五五四
あへん	四二七、六八三	四二七、六八三
国民年金		
国民年金勘定	三五、六七七、六三七	四二、四八〇
福祉年金勘定	三〇、七二九、〇四六	三〇、七二九、〇四六
業務勘定	二七、六八五、二五〇	二七、六八五、二五〇
食糧管理		
国内米管理勘定	七八二、五三〇、六八一	七八二、五三〇、六八一
国内麦管理勘定	一〇三、五五四、八九三	一〇三、五五四、八九三
輸入食糧管理勘定	一〇六、二一五、三六九	一〇六、二一五、三六九
農産物等安定勘定	五八、四七八、九三九	五八、四七八、九三九
業務勘定	一九、七七一、八七五	一九、七七一、八七五
調整勘定	八五〇、三〇〇、一六八	八五〇、三〇〇、一六八
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	三、一八八、四九七	三、一八八、四九七
農業勘定	一二、一八〇、〇三二	一二、一八〇、〇三二
家畜勘定	二、七七四、二一五	二、七七四、二一五
業務勘定	一七七、四一五	一七七、四一五
森林保険	七五三、六六一	七五三、六六一
漁船再保険		
普通保険勘定	二、五八〇、五六一	二、五八〇、五六一
特殊保険勘定	三五七、五四八	三五七、五四八
給与保険勘定	一三四、一一三	一三四、一一三
業務勘定	三九、二八一	三九、二八一
自作農創設特別措置	一、五〇一、八三〇	一、五〇一、八三〇
開拓者資金融通	五、一四四、四八三	五、一四四、四八三
国有林野事業		
治山勘定	六三、八八三、〇六六	六三、八八三、〇六六
糸価安定	六、九五五、七五三	六、九五五、七五三
中小漁業融資保証保険	一五、八三二、二九九	一五、八三二、二九九
特定土地改良工事	一、〇二七、六〇五	一、〇二七、六〇五
アルコール専売事業	一九、一一八、五六三	一九、一一八、五六三
輸出保険	四、六五〇、七一五	三、九五四、三二三
特定物資納付金処理	九、八〇一、九四四	九、八〇一、九四四
機械類賦払信用保険	三、七四七、一七六	三、七四七、一七六
木船再保険	二五二、七〇〇	二五二、七〇〇
自動車損害賠償責任再保険	三〇〇、五六四	三〇〇、五六四
保険勘定	五、〇二二、九八〇	五、〇二二、九八〇
保障勘定	二四八、六三八	二四八、六三八
業務勘定	六二、一二四	六二、一二四
港湾整備		
港湾整備勘定	二一、九五五、八二一	二一、九五五、八二一
特定港湾施設工事勘定	八、三〇五、六一一	八、三〇五、六一一
郵政事業	二一六、四五一、三七四	二一六、四五一、三七四
郵便貯金	七六、七七八、一三七	七六、七七八、一三七
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	一九二、六一八、九九八	六三、五一五、〇二九
年金勘定	二、六二〇、八一四	一、三三七、〇一二
労働者災害補償保険	五二、六一六、五四三	五二、六一六、五四三
失業保険	六四、七四五、七四九	六四、七四五、七四九
道路整備	一六五、二七四、一七四	一六五、二七四、一七四
治水		
治水勘定	五〇、五六三、六六七	五〇、五六三、六六七
特定多目的ダム建設工事勘定	一五、五一五、〇九六	一五、五一五、〇九六
計	四、四六〇、四二八、一五六	四、一八一、七九九、三四二

(1) 次に、主なる特別会計の内容は、次の通りである。

資金運用部特別会計

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

（単位億円）

（資金調達）	
預託金の増加	三、一一七
郵便貯金	一、四五〇
厚生保険	一、〇四〇

国民年金　三〇〇
その他　三二七
既運用の回収等　一、一八〇
地方債　三六六
その他　八一四
計　四、二九七

（資金運用）
特別会計貸付　九〇
政府関係機関貸付　二、四五三
その他　一、七五四
計　四、二九七

三十六年度においては、資金運用部制度の改善を図つている。すなわち、長期預託金等に対し当分の間特別利率による利子を付するとともに、郵便貯金特別会計に対する資金運用部特別会計からの繰入れ等の制度を廃止している。

なお、郵便貯金特別会計の赤字補てんのため、従来資金運用部特別会計から繰り入れた繰入金の返済義務は、打切り整理される。

(2) 産業投資特別会計

投資計画は、次の通りである。

（単位億円）

住宅金融公庫出資金　九〇
中小企業信用保険公庫出資金　二〇
農林漁業金融公庫出資金　八〇
公営企業金融公庫出資金　三
日本輸出入銀行出資金　一二〇
日本住宅公団出資金　七〇
石油資源開発株式会社出資金　四
北海道地下資源開発株式会社出資金　一
東北開発株式会社出資金　二
日本航空株式会社出資金　三
日本海外移住振興株式会社出資金　五
計　三九八

三十六年度の出資総額は、三九八億円であり、その原資としては運用収入及び特定物資納付金処理特別会計よりの受入れ等を予定するほか、資金より一五〇億円を受け入れることとしている。

(3) 経済援助資金特別会計

（単位百万円）

（歳入）
運用収入　八一三
運用資金回収　七三〇
運用利殖金収入　八三
前年度剰余金受入　七三七
計　一、五五〇

（歳出）
援助資金支出　一、五〇〇
工業力強化投融資　五〇
予備費　一、五五〇
計

特に、三十六年度においては、総額一、五〇〇百万円の投融資のうち一、〇〇〇百万円は日本航空機製造株式会社に対する出資金に充てるものである。

(4) 賠償等特殊債務処理特別会計

（単位千円）

（歳入）
一般会計より受入　二七、六〇〇、〇〇〇
前年度剰余金受入　五〇〇、三〇〇
雑収入　一〇〇
計　二八、一〇〇、四〇〇

（歳出）
賠償等特殊債務処理費　二七、一〇〇、〇〇〇
諸支出金　一、〇〇〇、〇〇〇
予備費　四〇〇
計　二八、一〇〇、四〇〇

(5) 交付税及び譲与税配付金特別会計

（単位千円）

（歳入）
一般会計より受入　三五六、六一一、五六五
入場税　一六、二一七、〇〇〇
地方道路税　二五、〇三四、〇〇〇
特別とん税　一、一二〇、〇〇〇
前年度剰余金受入　八一六、〇〇〇
雑収入　四四、一〇〇
計　三九九、八四二、六六五

（歳出）
地方交付税交付金　三五二、九五六、七〇七
入場譲与税譲与金　一六、二一七、〇〇〇
地方道路譲与税譲与金　二五、〇三四、〇〇〇
特別とん譲与税譲与金　一、一二〇、〇〇〇
諸支出金　一〇〇
臨時地方特別交付金　三、六五六、〇三七
予備費　三四、五〇〇
計　三九九、〇一八、三四四

特に、入場譲与税譲与金については、財源調整の見地から、前年度の地方交付税算定上の収入超過団体に対しては、一定の制限を設ける。

(6) 厚生保険特別会計

イ　健康勘定においては、診療報酬引上げに伴う給付費の増嵩を考慮して、新たに積立金より三〇億円、一般会計から八億円をそれぞれ受け入れることとしている。

ロ　日雇労働者健康保険については、一部保険料の引上げに見合つて療養給付費に対する国庫負担割合を三割から三割五分に引き上げることとしている。

(7) 国民年金特別会計

（単位千円）

国民年金勘定
（歳入）
保険料収入　二三、一六九、二一六
一般会計より受入　一一、五七六、八七三
運用収入　九三一、五三八
雑収入　一〇
計　三五、六七七、六三七

（歳出）
諸支出金　一五、四八〇
業務勘定へ繰入　二〇、〇〇〇
予備費　七、〇〇〇
計　四二、四八〇

福祉年金勘定

（歳入）
一般会計より受入　三〇、四六五、五四六
雑収入　二六三、五〇〇
計　三〇、七二九、〇四六
（歳出）
福祉年金給付費　三〇、四六五、五四六
予備費　二六三、五〇〇
計　三〇、七二九、〇四六

業務勘定
（歳入）
一般会計より受入　五、三三三、八一三
印紙売捌収入　二二、三三〇、三八五
他勘定より受入　二〇、〇〇〇
雑収入　一、〇五二
計　二七、六八五、二五〇
（歳出）
業務取扱費　五、二四九、一五五
庁舎新営費　八一、七一〇
国民年金勘定へ繰入　二二、三二九、八六一
諸支出金　五二四
福祉施設費　二〇、〇〇〇
予備費　四、〇〇〇
計　二七、六八五、二五〇

この会計は、「国民年金法」（昭三四法一四一）に基づき、国民の老令、廃疾又は死亡に関して必要な年金の給付を行なうことにより、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため新たに設けられたものである。

イ　拠出制国民年金については被保険者数を二四百万人と見込み、その納付される保険料の1/2相当額を一般会計から受け入れることとしている。

ロ　新たに母子福祉年金において支給対象を拡大しているほか、死亡一時金が支給されることになつている。

(8)
食糧管理特別会計

（単位百万円）

歳入		歳出	
国内米管理勘定	七八二、五三一		七八二、五三一
国内麦管理勘定	一〇三、五五五		一〇三、五五五
輸入食糧管理勘定	一〇六、二一五		一〇六、二一五
農産物等安定勘定	五八、四七九		五八、四七九
業務勘定	一九、七七二		一九、七七二
調整勘定	八五〇、三〇〇		八五〇、三〇〇

イ　三十六年国内産米の買入数量は五、七〇〇千トン（三八、〇〇〇千石）と見込み、買入価格は一石（一五〇kg）当たり一〇、四〇五円とし、消費者価格は現行価格によることとしている。

ロ　大豆及びなたねについては、大豆輸入の自由化に伴い当分の間別途保護措置を講ずることとし、農産物等価格安定勘定の対象から除外している。

(9)
開拓者資金融通特別会計

（単位千円）

貸付計画は、次の通りである。

新規入植者営農資金	七二四、六四四
振興対策資金	二、五五七、三九八
機械開墾地区入植者営農資金	二三一、七二三
災害対策資金	一〇〇、〇〇〇
その他	一〇〇、〇〇〇

(10)
国有林野事業特別会計

計	三、七一三、七六五

国有林野事業勘定

三十六年度から水源林造成事業の強化のため、この事業を森林開発公団に行なわしめることとし、同公団に対し一般会計が出資するに必要な二三億円を、この会計の保有する特別積立金からとり崩して一般会計に繰り入れることとしている。

治山勘定

事業内容は、次の通りである。

（単位百万円）

直轄治山事業費	七七二
直轄地すべり防止事業費	八二
治山事業費補助	五、五三一
地すべり事業費補助	一四四
治山事業調査費	一八
地方財政再建団体補助率差額	三六九
計	六、九一六

(11)
特定土地改良工事特別会計

特に、事業費の負担割合は、国営干拓事業については原則として国が八〇％、受益者が二〇％となつていたのを、三十六年度から干拓事業の促進と受益者負担の適正化を図るため、国七五％、受益者二五％を基準とするように改めるとともに、地元負担額の反当上下限に所要の改訂を行なう予定である。

なお、国営かんがい排水事業の国庫負担割合は、一般会計事業の六〇％より二％低い五八％となつている。

(12)
機械類賦払信用保険特別会計

この会計は、貿易の自由化等に対処して機械工業の振興を図るため「機械類賦払信用保険臨時措置法」（仮称）に基づいて運営される機械類賦払信用保険に関する経理を明確にするために設置されるものであり、その資本として二億円を一般会計から受け入れることとしている。

（単位千円）

（歳入）	
保険料収入	四五、〇〇〇
運用収入	七、六〇〇
一般会計より受入	二〇〇、〇〇〇
雑収入	一〇〇
計	二五二、七〇〇
（歳出）	
保険金	一五、九七五
事務取扱費	七、六〇〇
予備費	二二九、一二五
計	二五二、七〇〇

(13)
港湾整備特別会計

この会計は、港湾整備五カ年計画を適確に実施するとともに、伊勢湾高潮対策事業を推進するため、これまで特定港湾施設工事特別会計で実施してきた事業を吸収し、港湾整備事業等の経理の明確化を図る目的で三十六年度に設置されるものである。この特別会計は、港湾整備勘定（仮称）と特定港湾施設工事勘定（仮称）の二勘定に区分経理することとしている。

財源は、次の通りである。

（単位百万円）

一般会計より受入	一八、七三七
港湾管理者工事費負担金	六、〇五一
受益者工事費負担金等	二、六〇〇
計	二七、三八八

事業計画の大要は、次の通りである。

（単位百万円）

港湾	二四、一一六

港湾改修　二三、九〇六
作業船整備　一、一三一
調査費　七九
伊勢湾高潮対策　三、九八二
計　二八、〇九八
（注）右記の計数は、工事事務費を含めたものである。
特定港湾施設工事勘定における三十六年度の対象港は、次の通りである。
輸出港湾　大阪港、下関港、門司港
石油港湾　千葉港、大阪港、水島港
鉄鋼港湾　千葉港ほか一一港
石炭港湾　苫小牧港ほか八港

(14)
郵政事業特別会計
三十六年度は、特に三十六年度以降の郵政事業の赤字の発生に対処し、また、郵政事業のサービスの向上を期するため郵便料金及び郵便為替並びに郵便振替貯金の料金の改訂を行なうこととしている。
イ　郵便料金の改訂による増収額は、平年度約八九億円となるが、三十六年度は、改訂の実施を七月一日からとしているので約六七億円の増収となる見込みである。郵便料金改訂の主な内容は、次の通りである。

	現行	改訂
第一種（封書）	一〇円	一〇円（据置）
第二種（ハガキ）	五円	五円（据置）
第三種（新聞）（その他定期刊行物）	一円	二円
第四種（農産種苗）	四円	六円
第五種（印刷書状）市内	二円	二円（据置）
市外	五円	一〇円（一種に編入、但し全面印刷のものを除く）
市外	八円	一〇円（一種に編入、但し全面印刷のものを除く）
（印刷書状以外）市内	五円	八円
市外	八円	一〇円
年賀ハガキ	四円	四円（据置）
小包平均	七二円	一二一円
通常書留料	三五円	四〇円
小包書留料	三五円	四〇円
通常速達料	二五円	三〇円
小包速達料	五〇円	七〇円

ロ　郵便為替及び郵便振替貯金の料金改訂による増収額は、平年度で約七億円、三十六年度においては七月一日より実施するので約五億円となる見込みである。

(15)
簡易生命保険及郵便年金特別会計
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）
新規積立金　一、一三九
政令払戻等　一二八
回収金等　二三三
計　一、五〇〇
（資金運用）
財政投融資　一、三六〇
契約者貸付　一四〇
計　一、五〇〇

(16)
失業保険特別会計
三十六年度においては、一般失業保険については、受給実人員を三六〇千人（三十五年度三六三千人）と見込むとともに、給付月額は、八、二五〇円（三十五年度七、五九八円）としている。
日雇失業保険については、従来の二級制を三級制に改めるとともに、保険金及び保険料ともに改訂して、制度の合理化を図ることとしている。
また、三十六年七月一日より新たに発足する雇用促進事業団への出資金一、五四九、五七〇千円を計上している。

(17)
道路整備特別会計
三十六年度は、三十六年度を初年度とする総額二兆一千億円の新道路整備五カ年計画が発足する。
財源は、次の通りである。

（単位百万円）
揮発油税等収入　一三九、八八九
一般財源　八、二九五
地方公共団体負担金　一二、四二八
道路関係工事事務費（北海道開発庁）　一、七〇五
計　一六二、三一七
事業計画の大要は、次の通りである。

（単位百万円）
1　道路　一一七、七六〇
一級国道　五三、九八六
二級国道　二〇、九六八
主要地方道　一三、九四二
その他地方道　一三、三二七
維持修繕費等　一五、五三七
2　街路　二八、三五六
道路機械　二、一四四
雪寒道路　二、四九四
調査費　七二六
小計　一五一、四八〇
3　災害関連　四七四
4　日本道路公団出資　七、〇〇〇
5　首都高速道路公団出資　五〇〇
6　財政再建団体補助率差額　二、八六三
合計　一六二、三一七
（注）右記の計数は、工事事務費を含めたものである。

(18)
治水特別会計
治水事業のための財源は、次の通りである。

（単位百万円）
一般会計より受入　四六、九四一
地方公共団体負担金　九、五三六
電気事業者等負担金　四、三四〇
治水関係工事事務費（北海道開発庁計上）　五八〇
計　六一、三九七
事業計画の大要は、次の通りである。

（単位百万円）
治水　五八、〇三四
河川　三一、六三四

ダム　一六、五一一
砂防　九、八八九
伊勢湾高潮対策　三、三六三
計　六一、三九七

（注）右記の計数は、工事事務費を含めたものである。

二　本予算の可決理由
本予算は、わが国経済の安定成長及び国民所得の倍増を期し、国民生活の向上と雇用の拡大を図るため重要施策を実施するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ「昭和三十六年度一般会計予算、昭和三十六年度特別会計予算及び昭和三十六年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。
昭和三十六年三月四日

予算委員長　船田　中

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年度政府関係機関予算に関する報告書

一　本予算の要旨
本予算は、閣議決定の予算編成方針に基づき公共投資の拡大、貿易の振興、農林漁業の振興及び中小企業対策の強化等の重要施策を実施し、国民所得倍増計画の推進を図つている。

(1)　日本専売公社　（単位百万円）

収入	三三三、八六三
支出	一八七、九六四
差引収入超過額	一四五、八九九
資産増加額	五、八九一
純益金	一五一、七九〇
固定資産増加額控除	二、八二三
専売納付金	一四八、九六七

事業量の概要は、次の通りである。

	（単位億本）
（たばこ販売予定）	
国内販売	一、三三六
輸出	二
計	一、三三八
（塩販売予定）	（単位千トン）
内地塩	一、〇三五
輸入塩	二、六〇九
計	三、六四四
（しょう脳販売予定）	（単位トン）
粗脳	一、四四〇
油	二、一六〇
計	三、六〇〇

(2)　日本国有鉄道
日本国有鉄道の輸送力は年々増加する輸送需要に対応できない現状であり、国民所得倍増計画とも関連して考えると、その輸送力不足があい路となる恐れがあるので輸送力増強をはかることとし、これに要する資金を確保するため最少限度の運賃改訂を行なうこととしている。
なお、特に三十五年度の新線建設費に充てられた借入金の利子については、三十六年度において政府が補助することとしている。

	（単位百万円）
損益勘定	
（収入）	
運輸収入	四五三、三六一
雑収入	一八、〇〇一
政府会計より受入	三八八
計	四七一、七五〇
（支出）	
事業費	三五二、九五六
予備費	八、〇〇〇
資本勘定へ繰入	一〇、七九四
減価償却費	五五、三五二
固定資産除却費	九、八〇〇
設備資金	四五、六四二
計	四七一、七五〇
資本及び工事勘定	
（収入）	
損益勘定より受入	一一〇、七九四
資産充当	一、六九二
鉄道債券	六一、五〇〇
公募債	三三、〇〇〇
政府引受債	一四、〇〇〇
利用債	一、〇〇〇
縁故債	三、五〇〇
借入金	三八、一〇〇
計	二一二、〇八六
（支出）	
借入金等償還	一九、四八六
工事費	一九二、一〇〇
建設費	七、五〇〇
東海道幹線増設費	四四、〇〇〇
一般改良改修費	一四〇、六〇〇
出資	五〇〇
計	二一二、〇八六

(3)　日本電信電話公社　（単位百万円）

損益勘定	
（収入）	
電信収入	一二、五四五
電話収入	二四六、一六五
受託業務収入	一、二三〇
雑収入	五、五五四
計	二六五、四九四
（支出）	
業務費	一三七、一四三
利子及び債務取扱費	一一、八八六
減価償却費	五三、六〇〇
資本勘定へ繰入	六一、三六五
予備費	一、五〇〇
計	二六五、四九四

（注）業務費のうちには、受託による沖縄のマイクロ回線施設建設のための経費九八百万円を含む。

資本勘定
（収入）
減価償却引当金　五三、六〇〇
損益勘定より受入　六一、三六五
資産充当　一二〇
設備料　六、三三七
電信電話債券　六五、二〇五
計　一八六、六二七
（支出）
債務償還　一三、二二〇
建設勘定へ繰入　一七三、四〇七
計　一八六、六二七
建設勘定
（収入）
資本勘定より受入　一七三、四〇七
（支出）
電信電話施設費　一二八、〇〇〇
局舎建設費　三五、〇二六
諸施設費　一、六〇一
総係費　八、七八〇
計　一七三、四〇七
建設勘定における主要工程の内訳は、次の通りである。
一般拡充整備
加入電話増設　五〇〇、〇〇〇加入
市外回線増設　一、六八二、四〇〇km
新電話局の建設　一五七局
町村合併特別対策
被統合局　三一一局
市外回線増設　二八、二〇〇km
農山漁村特別対策
公衆電話　七、五〇〇箇
加入電話　四、五〇〇加入
地域団体加入電話　二〇五カ所

(4)
国民金融公庫
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。
（資金調達）
政府資金借入　（単位億円）三七五
回収金等　八五一
計　一、二二六
（資金運用）
普通貸付　一、〇六九
特別小口貸付　一
恩給及び遺族国債担保貸付　一三一
更生資金貸付　五
引揚者国債担保貸付　二〇
計　一、二二六
特に普通貸付及び恩給担保貸付を増大することとしている。

(5)
住宅金融公庫
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。
（資金調達）
産業投資特別会計出資金　（単位億円）九〇
資金運用部資金借入金　二四〇
簡保資金借入金　七〇
回収金等　八五
計　四八五
（貸付契約計画）　戸数（千戸）　金額（億円）
住宅融資　一二〇　四七五
一般住宅　六四　二八四
産業労働者住宅　一四　五二
増築　三二　三三
高層化　一〇　一〇六
宅地造成融資　取得　一五五万坪　三七
造成　九九万坪　一〇
災害融資　一二〇　五二二
計

(6)
農林漁業金融公庫
資金の調達及び貸付計画は、次の通りである。
（資金調達）　（単位億円）
一般会計出資金　八〇
産業投資特別会計出資金　九
資金運用部資金借入金　二六八
簡保資金借入金　五七
回収金等　一五〇
計　五六四
（資金運用）
前年度分　二〇四
当年度分　三六〇（注）
計　五六四
（注）貸付契約計画額六〇〇億円の六〇％が三十六年度中に資金交付されるものと見込む。
（貸付契約計画）
土地改良　二〇八
（うち非補助小団地）　（一二〇）
林業　五五
漁業　四八
塩業　一三
共同利用施設及び新規用途　二二
主務大臣指定施設
開拓　一六
果樹園造成　一〇
農山漁村建設等総合対策　四四
自作農維持創設　一六
予備　一六
計　六〇〇
特に、新たに林業経営安定化資金等を貸付対象事業に加えるとともに、農業関係の共同利用施設及び主務大臣指定施設は原則として農業近代化資金に切り換えることとしている。

(7)
中小企業金融公庫
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）
政府資金借入　四二五
回収金等　四一〇
計　八三五
（資金運用）
貸付　八三五

(8) 北海道東北開発公庫
三十六年度は、公庫債発行一四〇億円、自己資金五〇億円、合計一九〇億円を原資として、出資三億円、貸付一八七億円を行なうことを予定している。

(9) 公営企業金融公庫
三十六年度は、政府保証公営企業債券発行一八〇億円（手取額一七、七七五百万円）、産業投資特別会計出資三億円及び貸付回収金等一、九二五百万円を原資として、二〇〇億円を貸し付けることとしている。
なお、農林漁業金融公庫からの委託による公有林整備資金の貸付業務は、三十六年度も引き続き取り扱うこととしている。

(10) 中小企業信用保険公庫
三十六年度は、信用保証協会に対する貸付財源として産業投資特別会計から二〇億円の出資を受け、信用保証協会に対する助成を引き続き強化することとしている。

(11) 医療金融公庫
三十六年度は、一般会計からの出資二〇億円、資金運用部資金借入四八億円（うち二八億円は厚生年金還元融資及び国民年金特別融資分）及び貸付回収金二億円、計七〇億円をもつて貸付を行なうことを予定している。

(12) 日本開発銀行
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）
資金運用部資金借入　四七〇
外貨債発行手取金　一〇六
回収金等　二四九
計　八二五
（資金運用）
貸付　八二五

電力　二〇五
海運　一五〇
地方開発　一七〇
その他　三〇〇
特に、三十六年度は、地方開発資金を拡充している。
日本輸出入銀行
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

(13)

（資金調達）　（単位億円）
政府資金　五七〇
産業投資特別会計出資金　一二〇
資金運用部資金借入金　四五〇
回収金等　四〇〇
計　九七〇
（資金運用）
貸付　九七〇
特に、三十六年度は、船舶、機械等のプラント輸出の円滑化のための貸付に重点を置くほか、インドに対する円借款供与その他経済協力等に伴う所要資金を確保することとしている。

二　本予算の可決理由
本予算は、わが国経済の安定成長及び国民所得の倍増を期し、国民生活の向上と雇用の拡大を図るため重要施策を実施するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ「昭和三十六年度一般会計予算、昭和三十六年度特別会計予算及び昭和三十六年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。
右報告する。
昭和三十六年三月四日
衆議院議長清瀬一郎殿
予算委員長　船田　中

〔第十四号参照〕

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
森林火災国営保険法は人工幼齢林のみを対象として国が森林の火災による損害をてん補するため昭和十二年に制定され、その後昭和二十七年に人工壮齢林をも加えるための法律改正が行なわれて現在に至つたのであるが、わが国の林業が自然災害から受ける損害のじん大であるにかんがみ、このたび、森林の火災による損害のほか、気象災害による損害についても国営保険事業においてもてん補することとするため、本案が提出されたものである。
その内容の骨子は、政府がてん補する損害は、従来の火災損害のほか、風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害とし、本保険事業の名称を「森林保険」と改めることとするにある。

二　議案の可決理由
わが国の林業が自然災害から受ける損害がじん大であつて、災害対策面にも、また林業金融面における森林の担保価値を裏付けるためにも有効適切な措置と認め、本案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案の施行に当たつて行政の万全を期するため、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　経費
昭和三十六年度森林保険特別会計に歳出予算とし、従来政府がてん補していた火災保険金と本改正案によつて対象となる気象災害保険金を含め森林保険金八千三百四十一万一千円、予備費五億三千九百二十六万五千円等、歳出合計七億五千三百六十六万一千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十六年三月一日
農林水産委員長　坂田　英一
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
森林火災国営保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、すみやかに左記の点を検討し、その実現を期すべきである。
記
一、保険事故に雹害並びに地震及び噴火による災害を加えること。
二、無事戻制度を復活し、あわせて保険料率を引下げること。
右決議する。

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次の三点である。
1　昭和三十六年度以降当分の間、国債の償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金に繰り入れるべき金額は、同基金の状況、国債の償還見込み等を勘案し、財政法第六条に基づく剰余金その他の法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合して、毎年度の予算で定めるところによることとする。
2　右に伴い「昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」は、廃止することとする。
3　廃止法律に定められていた日本国有鉄道及び日本電信電話公

社からの法定債務の償還元利金の国債整理基金特別会計への組入れに関する措置は、従前と同様今後も継続することとする。

二　議案の可決理由

国債の償還状況等にかんがみ、適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度予算に計上された財政法第六条の規定による繰入額は、二百十九億二千八百万円であり、日本国有鉄道及び日本電信電話公社からの繰入額は、日本国有鉄道において四十四億四千六百万円、日本電信電話公社において六十五億八千三百万円となつている。

なお、当分の間停止されることとなる国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による額は、約十五億円である。

右報告する。

昭和三十六年三月二日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

補助金等の臨時特例等に関する法律は、昭和三十六年三月三十一日限り効力を失うこととなつているが、この法律による補助金等に関する昭和三十五年度までの特例を、法律で別段の措置が講ぜられるまでの間継続することとするため、所要の改正を行なうこととしている。

なお、本特例措置による昭和三十六年度における予算節約額は、約一億二千万円である。

二　議案の可決理由

補助金の実態等にかんがみ、適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今後、国が直轄で施行する事業に係る地方公共団体の負担金については、地方債証券による納付を行なわないこととするので、これに伴い、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止するとともに、この法律の廃止に伴い必要な経過措置を規定することとしている。

二　議案の可決理由

地方財政運営の健全化を図る等のための措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における市町村の廃置分合、名称の変更並びに交通の利便等の事情にかんがみ、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするものである。

改正の要旨は、

第一に、市の名称変更に伴い、田名部簡易裁判所の名称を変更すること。

第二に、会津若松簡易裁判所ほか三簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

第三に、この法律の別表第五表の所要の整理を行なうこと。等である。

二　議案の可決理由

本案は、国民の利便または裁判事務上の便宜のため、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月三日

法務委員長　池田　清志

衆議院議長清瀬一郎殿

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経済的理由によつて就学の困難な児童及び生徒に対する国庫補助の範囲を広げて、新たに学用品若しくはその購入費又は、通学に要する交通費を補助すること等を規定し、さらに国の援助の範囲の拡大に伴い、法律の題名を「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」と改めようとするものである。

二　議案の可決理由

経済的理由により就学の困難な児童及び生徒に対し、新たに学用品若しくはその購入費及び交通費を国庫補助の対象に加えようとすることは、義務教育の円滑な実施のため時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に五億四千七十九万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月一日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、盲学校、聾学校及び養護学校に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するために、これらの学校の小、中学部の児童、生徒について、国又は都道府県の支弁すべき経費の種類に、新たに学用品の購入費を加えようとするものである。

二　議案の可決理由

盲学校、聾学校及び養護学校の小、中学部に就学する者について、学用品の購入費の全部又は一部を国及び都道府県が支弁することは、これらの学校における教育の普及奨励のため時宜に適するものであることを認め、本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に二千四百四十万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月一日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民金融公庫の最近における業務の増大にかんがみ、その円滑な遂行に資するため役員を増員する必要があるので、理事二人を増員して六人としようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十四年の設立当初に比べ、職員数も貸付額も飛躍的に増大したので役員二名を増員して六名とすることは適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度政府関係機関予算中国民金融公庫予算において、約四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

汽車等の寝台の利用状況が現在では相当大衆化されていることにかえりみ、寝台料金等のうち比較的低額のもの（汽車については二等寝台料金）に対して通行税を非課税とするとともに、課税上の基準となる等級区分について規定の整備を図ろうとするものである。

なお、この改正による昭和三十六年度の減収額は六億三百万円である。

二　議案の可決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

通行税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

汽車の寝台料金に対する税率に関しては政府は間接税体系の一環としてなるべく速かに再検討すべきである。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公社債投資信託の創設に伴い、その受益証券に係る有価証券取引税の税率を公債又は社債と同様に万分の一ないし万分の三の税率により課税しようとするものである。

二　議案の可決理由

最近における証券投資の実情にかえりみ、妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金五百八十三億円を百二十億円増加して七百三億円としようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和三十六年度の財政投融資計画において、日本輸出入銀行の融資見込額を九百七十億円と推算し、これに必要な資金として新たに五百七十億円の資金を供給することとしているが、このうち百二十億円を産業投資特別会計からの出資金とするものである。わが国の貿易の振興並びに経済協力の推進はいよいよ必要となつているので、日本輸出入銀行の増資はきわめて適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度特別会計予算に百二十億円の産業投資支出が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における建設工事の量の増大にかんがみ、建設工事の施工体制を強化し、その適正な施工を確保するとともに、中小建設業者の一層健全な発達を図るため、本法の一部改正を行なわんとするもので、その要旨は次の通りである。

1　建設工事の種類を、本法別表に掲げるもの及び土木一式工事とし、登録を受けようとする者は、主として請け負う建設工事の種類ごとにその建設工事に関する実務の経験を有する技術者一名を常置する者でなければならないものとするほか、新たに総合工事業者登録の制度を設け、主として請け負う建設工事の全部又は一部が土木一式工事又は建築一式工事である建設業者で、土木一式工事又は建築一式工事に関し指導監督的な実務の経験又は業務管理の責任者としての経験を有する者（前段営業登録要件に必要な技術者を除く）を一名常置するものは、登録簿に総合工事業者の登録を受けることにより、総合工事業者と称することができるものとし、このような登録を受けた建設業者以外の建設業者は、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができるものとする。

2　建設大臣又は都道府県知事は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者の申出があつたときは、建設大臣が中央建設業審議会の意見をきいて定める基準によつて、その建設業者の経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうことができるものとする。

3　建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行なう社団又は財団で建設省令で定めるものは、建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならないものとし、建設大臣又は都道府県知事は建設業者団体に対し、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関して報告を求めることができ、また、建設業者及び建設業者団体に対して同様な目的のために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができることとする。

4　建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができるものとし、その他所要の改正を行ない規定を整備する。

二　議案の可決理由

建設業界の現状ならびに公共性のある建設工事等建設事業の量の増大の状況等にかんがみ、本案の目的とするところは妥当であり、現行法の不備を整備することは適切な措置と認められるので、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月九日

建設委員長　加藤　高蔵

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十五号参照〕

国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国はすでに計量に関する国際条約であるメートル条約に明治十八年以来加盟し活動しているが、このメートル条約は、メートル単位の国際的標準の設定及び計量単位に関する研究等を目的とする学術的な性格を有するものであつた。

従つて、計量器の実際上の使用に伴つて生ずる行政上及び技術上の諸問題を国際間に統一的に解決するための国際機関を設立する動きがあり、昭和十二年パリにおいて、新機関創設に関する準備委員会が設立され、昭和二十七年ブラッセルにおける委員会で条約案につき一応の成案を得た。この条約案はさらに各国政府に送付されて、その意見が求められた後、昭和三十年十月十二日パリで、この条約が採択され、二十二箇国の代表により署名され、昭和三十三年五月二十八日に効力を生じた。

本条約は、計量器の原理、構造及び使用、各国の現行法令の翻訳及び出版、法定計量に関する一般原則、計量器及びその使用に関する模範的法令案の作成等計量器の使用によつて生ずる行政上、技術上の諸問題の国際的解決とそのための国際協力を目的とする国際法定計量機関の設立、同機関の任務及び運営に関する規定等について定めている。

なお、わが国についてはフランス共和国政府に加入書を寄託した後、三十日で効力を生ずることになつている。

よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国が、この条約に参加することにより、計量器及び計量制度の国際的統一のための国際協力に寄与しあわせてわが国の計量技術、計量制度の改善発展に資することは、わが国にとつて有益かつ妥当であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十六年度一般会計予算通商産業省所管、計量制度国際機構分担金の項目に百三十六万八千円計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十六号参照〕

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行道路整備五箇年計画は、昭和三十三年度以降五箇年間に、総投資額一兆円をもつて、道路の整備を促進しようとするものであるが、最近におけるわが国の自動車交通需要の増加は、現行計画策定当時の予想を、はるかに上回つているだけでなく、この傾向は今後さらに増加の情勢を示している。従つて、このような交通情勢に対処するためにも、又、新たに策定された国民所得倍増計画を達成するためにも、この際、現行道路整備五箇年計画を発展的に解消せしめ、新たに、昭和三十六年度を新年度とする総投資額二兆一千億円の新道路整備五箇年計画が策定されることとなり、計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部を改正する必要を生じたものである。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　建設大臣は、新たに昭和三十六年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

2　建設大臣は、前項の五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならないものとすること。

3　建設大臣は、昭和三十六年度以降毎五箇年を各一期として積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、わが国の経済成長に対応した道路整備計画を策定して、道路の改良と近代化を促進し、産業経済の基盤を強化し、国民生活の向上に資するために妥当なる措置として、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度道路整備特別会計に一千六百五十二億七千四百十七万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十日
建設委員長　加藤　高藏
衆議院議長清瀬一郎殿

予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
急性灰白髄炎いわゆる小児まひの患者数は、近年大幅に増加の傾向にあり、特に昨年度の流行期には一部地域に著しいまん延状況を示した。
政府は、これが対策として、伝染病予防法による各種防疫措置を行なうとともに、その最も有効な予防方法である予防接種の重点的実施をはかつてきたが、今回予防接種法の一部を改正して、予防接種を行なうべき疾病として、急性灰白髄炎を加え、予防措置の万全をはかろうとするものである。
その要旨は次の通りである。
1　急性灰白髄炎の定期の予防接種を行なうべき期間を定め、第一期を生後六か月より生後二十一か月とし、第二期を第一期終了後十二か月より十八か月に至る期間とすること。
2　定期の予防接種について、市町村長は実費を徴収しなければならないものとされているのを改め、実費を徴収することができるものとすること。
3　その他必要な条文の整理を行なうこと。
二　議案の可決理由
急性灰白髄炎の流行状況にかんがみ、定期の予防接種に加えることは、時宜に適するものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。
三　本案施行に要する経費
昭和三十六年度一般会計予算において、四億六千七百四十七万六千円を計上している。
右報告する。

昭和三十六年三月十日
社会労働委員長　山本　猛夫
衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］
予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は本改正法の実施にあたりすみやかに次の措置をとるべきことを要望する。
一、急性灰白髄炎後遺症対策として肢体不自由児施設等の積極的整備をはかること。
二、ソーク型ポリオワクチンの使用については特にその価格の低下に努めること。
三、ポリオ生ワクチン並びにガランタミンの研究体制を確立しその実用化を促進すること。

港湾整備緊急措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、近年におけるわが国経済の発展に即応して、港湾の整備について新たな構想のもとに昭和三十六年度を初年度とする五箇年計画を策定し、これを強力かつ計画的に推進せんとするものであつて、その内容の主なる点は次の通りである。
1　運輸大臣は、港湾施設の建設又は改良の事業であつて自ら施行するもの及び港湾管理者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し又は補助するもの並びに港湾区域外の航路の建設又は改良の事業であつて自ら施行するものに関し、港湾整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。
2　港湾整備五箇年計画には、港湾整備事業の実施の目標及び量について定めなければならないものとすること。
3　政府は、港湾整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとすること。
二　議案の可決理由
本案は、港湾施設の現状にかんがみ、港湾の整備を促進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十六年度港湾整備特別会計予算に、一般会計よりの受入れとして百八十八億六千四十万円が計上されている。
右報告する。
昭和三十六年三月十日
運輸委員長　三池　信
衆議院議長清瀬一郎殿

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
地方公共団体の経営する水道事業の助成に資するため、その施設の経営が営利を目的としたり又は利益をあげるものでない限り、水道施設の用途に供する等のいわゆる用途指定をして、その地方公共団体に対し、土地を除いて普通財産を譲与することができることとするものである。
二　議案の可決理由
これらの水道施設の大部分は旧軍用財産であつて建設以来相当の期間を経過し、根本的な改良を必要としているが、これが国有財産であるために地方公共団体は自らの費用をもつて改修することが困難な事情にある。よつて、地方公共団体に対し土地を除いて普通財産を譲与することはきわめて適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
三　経費
建物、工作物、機械器具等の台帳価格は約十五億円である。
右報告する。
昭和三十六年三月十日
大蔵委員長　足立　篤郎
衆議院議長清瀬一郎殿

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、総理府の附属機関として、海洋科学技術審議会及び存続期間を一年とする町名地番制度審議会を設置しようとするものであつて、前者にあつては、海洋が、科学的、資源的あるいは国際的見地から、近時、その重要性をとみに増してきたので、海洋の科学的究明の基本的方針を確立し、海洋に関する科学技術を総合的に推進する必要があるため、内閣総理大臣の諮問に応じて、海洋に関する科学技術の重要事項を調査審議せしめ、後者にあつては、町名地番の混乱が、国民の日常生活上及び行政上に多大の不利不便を生じており、かつ、町名地番の変更が不動産の権利関係の公証とも関係があるので、町名地番制度に関する根本方針を確立するため、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、町名地番制度に関する重要事項を調査審議せしめるものである。
二　議案の可決理由
本案は、海洋に関する科学技術並びに町名地番の整理の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として約百五十六万円が、昭和三十六年度一般会計歳出予算に計上されており、その内訳は次の通りである。
海洋科学技術審議会　七十万円
町名地番制度審議会　八十六万一千円
右報告する。
昭和三十六年三月十四日
内閣委員長　久野　忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、北海道東北開発公庫の業務の増大に伴い、その円滑な運営に資するため副総裁一人を置く等所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。
1　北海道東北開発公庫の役員に、あらたに副総裁一人を加えるとともに、これに伴い、役員の職務権限、任命及び代表権に関する規定の整理を行なつていること。
2　代理人の選任に関し、総裁は、公庫の職員のみならず、理事をも代理人として選任しうるとしたこと及びその委任の範囲を明確にするため、支店の業務のみに限つたこと。
なお、施行期日は本年四月一日としている。
二　議案の可決理由
本案は、北海道東北開発公庫の業務の能率的運営を図るため妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和三十六年度政府関係機関予算に二百五十九万六千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十六年三月十四日
内閣委員長　久野　忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

矯正医官修学資金貸与法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、矯正施設における医療の重要性にかんがみ、矯正医官の充実に資するため、医学を専攻する者で、将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与しようとするもので、その要旨は、
第一に、政府は、大学医学部の

医学専攻学生又は医師になるための実地修練生であつて、将来矯正施設に勤務しようとするものに、無利息で修学資金を貸与することができること。

第二に、修学資金は、原則として、毎月、政令で定める額を貸与するものとすること。

第三に、政府は、修学生が退学し、その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、修学資金貸与契約を解除し、修学生が休学し、又は停学させられたときは修学資金の貸与を休止し、及び修学生が正当な理由がなくて修学中の監督に服しないときは修学資金の貸与を一時保留することができるものとすること。

第四に、被貸与者は、矯正医官として被貸与期間の二分の三以上在職したとき又は公務により死亡し若しくは公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、返還の債務の免除を受けることができるものとすること。

第五に、修学資金は、貸与契約が解除されたとき被貸与者が矯正施設職員とならなかつたとき等一定の場合には、被貸与期間の二分の一に相当する期間内に返還しなければならないものとすること。

第六に、政府は、被貸与者が矯正医官として、貸与期間の二分の三に相当する期間若しくは三年以上在職したとき、又は公務により死亡し若しくは公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、その者の返還の債務の全部又は一部を免除することができるものとすること。

第七に、修学資金は、被貸与者が、矯正医官として在職しているとき、又はやむを得ない事由があるときは、返還を猶予することができるものとすること。

第八に、その他修学資金の貸与契約及び返還並びに修学生の監督につき必要な事項を定めること。

二　議案の可決理由

本案は、矯正施設における医療の重要性にかんがみ、将来、矯正施設に勤務しようとする医学専攻者に修学資金を貸与する制度を設けて、医師たる矯正施設の職員の充実に資するようにしようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計法務省関係予算に二百八十八万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十四日

法務委員長　池田　清志

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十七号（その一）参照〕

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

森林火災保険特別会計は、「森林火災国営保険法」に基づく国営による森林火災保険事業の経理を、一般会計と区分して行なうため、昭和十二年に設置されたものである。

今回政府は、従来の火災のほかに、風水害等の気象災害をも保険事故の対象に加えることとし、このために、別途今国会に「森林火災国営保険法の一部を改正する法律案」が提出されたが、これに対応して森林火災保険特別会計においても、気象災害をも含めた保険経理を行なうこととしようとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

森林火災国営保険法の一部改正に伴う措置として、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度森林保険特別会計予算に、保険業務運営に必要な経費として一億三千八十一万円、保険金支払に必要な経費として八千三百四十一万円、一般会計へ繰入れに必要な経費十七万円、予備費として五億三千九百二十六万円、合計七億五千三百六十六万円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年三月十四日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十六年度予算において、政府は、築地の旧海軍軍医学校跡に国立がんセンターを新設することを予定しているが、その事業内容は国立病院と密接な関係があるので、これに関する経理を国立病院特別会計において行なうこととし、これに伴い、この会計の歳入及び歳出の規定等につき、所要の改正を行なうとともに、一般会計所属の資産で右のがんセンター経営のために必要なものは、この会計に帰属させることとし、その資産の価額約二十四億円は、この会計の基金に加えることとしている。

なお、この特別会計の決算上の剰余金等の処分に関する規定については、現在観念上不明確な点があるので、この際あわせて所要の整備を図ることとしている。

二　議案の可決理由

国立がんセンターの設置等に伴う措置として時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

国立病院特別会計の基金に加えられる二十四億円のほか、がんセンターの経費として昭和三十六年度において、一般会計から約九億円がこの会計に繰り入れられている。

右報告する。

昭和三十六年三月十四日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

果樹農業振興特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

果樹農業は、今後の日本農業の発展に大きな役割を果たすことが期待されている。しかしながら今後の国民経済の発展に即応した農業生産の選択的拡大と農業経営の近代化に資するためには、果樹農業を一段と安定した発展の軌道にのせることが必要となつてくるので、この際、果樹についての長期見通しをたて、その見通しに即して果樹園経営基盤を確立するための措置並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を講ずるとともに、果樹農業の振興に関する重要事項を調査審議させるため、農林省に果樹農業振興審議会を設置する等の措置を講ずることにより、果樹農業の健全な発展を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、果樹農業の振興上妥当なものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算の農林省所管農産物生産対策費のうちに園芸振興に必要な経費として、三千三百三十一万円が計上されており、また、昭和三十六年度政府関係機関予算農林漁業金融公庫貸付契約計画に、果樹園造成用として十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十五日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

果樹農業振興特別措置法案に対する附帯決議

政府は、果樹農業の飛躍的発展のために欠くことができない果実の流通、加工、消費拡大あるいは輸出等の面に対する具体的な施策を包含した総合的な制度をすみやかに確立すべきであるが、当面、次の諸点に留意してその施行にあたるべきである。

記

一、果樹園経営計画に対する都道府県知事の認定要件である樹園地面積の計画目標は、特別の場合には、五町歩以上とすること。

二、本法の対象となる果樹の種類については、逐次これを拡大すること。

三、本法の運用にあたつては、果樹園の新設、増反に偏することなく既成園の振興策についても十分な配慮を加えること。

四、果樹植栽資金の貸付条件は、なるべく長期低利とし、またその貸付けにあたつては、従来の系統金融体系をみだすことのないよう特段の考慮を払うとともに、その融資手続は極力これを簡素化すること。

五、果樹関係の農業改良普及員の増員と資質の向上を行ない、果樹園経営計画の作成指導にあたらしめること。

六、ジュース類については、消費の宣伝啓発を行なうとともに、農林物資規格法により品質規格の改善向上に努めること。

七、中央卸売市場における卸売業者の果実に対する市場手数料については、早急に検討して適正化を図ること。

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、科学技術振興の重要性が、近時、いよいよ増大してまた実情にかんがみ、科学技術会議の機能を一段と強化するため、科学技術に関してすぐれた識見を有する者のうちから任命される議員の定

数を二人増員して五人とし、うち三人を非常勤とするものである。

二　議案の可決理由

本案は、科学技術振興の緊要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約八十二万円が、昭和三十六年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十六日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、近年わが国における原子力の平和利用が一応の準備期間を経て、今後本格的な研究、開発段階を迎えんとするにあたり、原子炉の安全性の確保の重要性にかんがみ、その審査の一層の公正を期するため、原子力委員会に原子炉安全専門審査会を設置しようとするもので、その要旨は次の通りである。

原子力委員会（以下「委員会」という。）に原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）を置く。

1　審査会は、委員会の委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

2　審査会は、審査委員三十人以内で組織する。

3　審査委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　審査委員は、非常勤とする。

5　学識経験のある者のうちから任命される審査委員の任期は、二年とする。

二　議案の可決理由

本案は、原子炉の安全審査の確保に万全を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計歳出予算に三百六十一万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十六日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

原子炉の安全確保の重大性にかんがみ、原子力委員会は、原子炉安全専門審査会の機能を十全に活用するとともに、これが調査審議の結果を尊重すべきである。

なお、審査委員は厳選し、少数精鋭によつてその権威を高めることに留意すべきである。

右決議する。

海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、九州方面の海上保安業務を充実させるため、所要の改正を行なおうとするもので、その主なるものは次の三点である。

第一点は、九州方面をその区域とする第七海上保安管区を二分して、南九州方面をその区域とする第十海上保安管区を新設することである。

第二点は、運輸大臣は特に必要があると認める場合は、海上保安管区の境界附近の所掌事務の一部を他の管区海上保安本部に分掌させることができるものとすることである。

第三点は、山口市を第七海上保安管区の区域から第六海上保安管区の区域に移し、境界の合理化を図るものとすることである。

二　議案の可決理由

本案は、九州方面の海上保安業務を充実するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計歳出予算に約三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

第一点は、運輸省の附属機関である海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授するものであり、その教育内容は大学と同程度のものであるので、実態に即するよう、これを海技大学校と改めることである。

第二点は、運輸省の附属機関である高浜海員学校は、昭和三十五年十月、清水市に校舎の移転を完了したので、その名称を清水海員学校に改める等所要の改正を行なうものである。

第三点は、自動車輸送及び自動車の保安に関する基本的な問題を調査審議するため、運輸省の附属機関として存続期限一年をもつて設けられた自動車審議会は、問題の重要性にかんがみ、その審議には慎重を期する必要があり、いまだ結論を得るに至つていないので、その存続期限を一年間延長することである。

第四点は、伊勢湾地区における港湾防災事業の量の飛躍的増加に対処し、もつてこの方面の港湾整備を円滑にしかも能率的に行なわせるため、愛知、三重両県を管轄区域とする伊勢湾港湾建設部を、運輸省の地方支分部局として、臨時に置くことである。

第五点は、国立ユースホステルセンターを大津市に設置することに伴い、運輸省の権限及び所掌事務について所要の規定を整備することである。

二　議案の可決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計歳出予算に約三千七十二万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は、第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、

第一に、判事の員数を二十八人、裁判所書記官を四十人増員すること。

第二に、家庭裁判所調査官を三十人増員すること。

第三に、裁判所における定員外職員のうち、二百二十四人を裁判所職員定員法による裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れること。

第四に、従来裁判所職員定員法第二条の裁判官以外の裁判所の職員の員数に含まれていた検察審査会に勤務する職員の員数を新たに同条に明らかにしたこと。

二　議案の可決理由

第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとするもので妥当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度裁判所関係予算に七千五百三十一万三千円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

法務委員長　池田　清志

衆議院議長清瀬一郎殿

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

ブラジルは、わが国にとつて最大の移住者受入国であるにもかかわらず、従来、同国との間に移住に関する協定がなく、本邦よりの移住者に与えられる、ブラジルにおける待遇及び援助は、もつぱらブラジル政府の自発的な措置によるものであつた。

たまたま、昭和二十九年にサンパウロ四百年祭、三十三年に日本人移住五十年祭等の行事が開催され、日本人移住者のブラジル経済の発展に果たした大きな役割が、ブラジルの朝野にあらためて認識されるに至つたので、政府は、これを機会に、ブラジル政府との間に移住協定締結の交渉を開始し、以来二年有余にわたつて折衝を重ねた結果、昭和三十五年十月、案文につき両国間に合意を見たので、同年十一月十四日リオ・デ・ジャネイロにおいて本協定に署名調印した。

この協定は、両国間の移住及び植民の問題を実際的に、迅速にかつ効果的に解決するため、両締約国の努力を結集してブラジル合衆国への日本人の移住の流れを指導し、組織化し、かつ、規制することを目的としたものであつて、その要点は、第一に、計画移住は、日本・ブラジル両政府合意の上に作成される計画に基づいて行なわ

れ、また、自由移住についても両国はその促進について努力すること、第二に、移住者の募集、選考及び入国査証付与等の手続が規定されたこと、第三に、ブラジル上陸後、目的地に至るまでの計画移住者に対する宿泊、給食、輸送等はブラジル当局の責任において行なわれることが規定され、また、携行する職業用具等は無税通関の特典が与えられ、ことに、ブラジルの植民計画に基づく農業関係計画移住者に対しては、土地の取得、地方税の免除、道路の建設、試験場の設置等に関するブラジル側の援助が規定されたこと、第四に、工業、技術関係の移住者が計画移住として行なわれうること等である。

なお、この協定は、批准書交換の日に効力を生じ、いずれか一方の締約国により一年の予告をもつて廃棄されない限り引き続き効力を有する。

よつて、政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することにより、ブラジル合衆国への移住の発展が促進され、かつ、移住者がブラジルにおいて十分な援助と保護とを与えられることになるので、本協定の締結は必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの政府に対する要望決議を附することに決した。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十六年度一般会計予算外務省所管在外公館事務運営等に必要な経費の事項に日伯混合委員会経費として二百六十九万円計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について承認をあたえるに際して政府に対する要望決議

政府は本協定発効後において国内の諸態勢を整備し次の諸点に留意し、もつて大量移住の促進に努力するよう強く要望する。

一、国内における海外移住の啓蒙宣伝を強化拡大すること。

二、海外移住後における独立営農資金、漁民自営資金、中小企業者の設備及び運転資金等の融資手続に関し、その簡素化をはかるとともに、これら中小企業者への援助を強化すること。

三、移住行政に関する基本的な法制を樹立すること。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

昭和三十六年度の税制改正の一環として所得税については、配偶者控除の創設（基礎控除額と同様九万円）、扶養控除（年令差を設け、満十五歳以上五万円）及び給与所得控除（一万円定額控除）の引上げ、専従者控除の拡充（青色申告者については、二十五歳以上十二万円、二十五歳未満九万円とし、白色申告者については、新たに七万円を設ける）、税率の緩和（七十万円以下の課税所得に対する税率の緩和）、その他退職所得の特別控除額の限度の撤廃等により、その負担を軽減するとともに、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象外とする等税制の合理化及び規定の整備を行なおうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案の改正による減収見込額は、初年度約六百三十億円である。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十六年度の税制改正の一環として、主として同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化のための改正を行なうことである。

すなわち、毎事業年度の留保所得から所得の十パーセント相当額と年五十万円とのいずれか多い金額を控除した金額に対し、次の区分した割合を適用して法人税を課税する。

年三千万円以下の金額　十パーセント

年三千万円をこえる金額　十五パーセント

年一億円をこえる金額　二十パーセント

なお、積立金とその年度の留保所得の合計額が資本金の四分の一に達するまでは、従来どおり課税されないものとする。

二　議案の可決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案の改正による減収見込額は初年度約二十七億である。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十六年度税制改正の一環として、法人の所得のうち配当等に充てた部分に対する法人税を軽減するとともに株主の受ける配当に対する配当控除等についてこれに対応する調整を加え、重要な機械設備等についての特別償却制度の改善合理化を図り、輸出所得控除制度及び交際費の損金不算入制度について所要の調整と合理化を図るとともにその適用期間を延長し、居住用財産の譲渡についての特別控除（五十万円）の制度を新設し、その他利子所得の分離課税の措置並びに航空機についての通行税及び増資の場合の登録税の軽減措置の適用期間を延長する等の改正を行なおうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、今回の税制改正によるいわゆる特別措置の増減収額は、本年度において、増収約百四十一億円、減収約二十三億円で差引純増収額は約百十八億円で、その外配当課税の改正による減収額は約百二億円を見込んでいる。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、昭和二十八年八月に設立されて以来、中小企業者の設備資金の貸付けを中心に、年々貸付規模を拡大して来ているが、今後も貿易の自由化により中小企業の設備の近代化促進の必要性が増大するに伴い、同公庫の資金源の増強と機能の拡充強化が一層要請されている。この趣旨にそつて、昭和三十六年一月から貸出金利を年九分に引き下げ、また昭和三十六年度には政府資金四百二十五億円を融資し、八百三十五億円の貸出しを行なう計画である。

本改正案は、このような業務の拡大に伴つて、公庫の役員を増加する等、機構の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　公庫の理事を二人増加する。

すなわち、現行法で理事「四人以内」とあるのを「六人以内」に改める。

2　現行法の、総裁は理事又は職員のうちから「公庫の業務の一部」に関し裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるという規定につき、かつこ内を「公庫の従たる事務所の業務」に改める。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業金融公庫の機能の拡充強化を図り、中小企業者に対する貸付けの促進に寄与するため、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の運用にあたつて次の措置を講ずべきである。

一、公庫の貸付については、直接貸付に重点を移すよう速やかに改善を行なうこと。

二、相互銀行の営業の現状にかんがみ適正を欠く代理店については、公庫の代理業務を停止せしめる等厳重なる措置を講ずること。

中小企業信用保険公庫法の一部

を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業信用保険公庫は、昭和三十三年七月に設立され、現在約百四十七億円の資本金をもつて、信用保証協会の業務上必要な資金の貸付業務とその保証に対する保険を中心とする保険業務とを行なつてきている。

同公庫は、現在資本金のうち六十八億円を融資基金に充て、これをもつて、信用保証協会に対し、保証業務に必要な資金の貸付けを行なつており、これにより信用保証協会の保証規模の拡大、保証料の引下げ等諸種の面にわたり顕著な効果を収めてきたが、最近、中小企業の資金需要の増大に伴い、保証需要も大幅な増加の傾向にあり、信用保証協会の保証原資をさらに大幅に増強して保証能力の拡充を図る必要に迫られている。

本案は、以上の実情にかんがみ、中小企業信用保険公庫に対し、昭和三十六年度において、二十億円を追加出資し、これを融資基金に充てることとして、信用保証協会の保証基盤の強化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業信用保険公庫の資金を増加し、もつて保証協会の保証能力の強化をはかり、中小企業金融の円滑化に寄与するための措置として有効なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度産業投資特別会計予算に、中小企業信用保険公庫に対する出資金二十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（一）　政府は、公庫の信用保証協会に対する融資等を通じて、信用保証協会の保証料率の引下げ及び全国統一化について十分な指導を行なうべきである。

（二）　政府は、公庫による融資保険制度の廃止に伴い、速かに信用保証協会の保証力の充実による保証限度額の引上げ、その他これが補完措置の万全を図るべきである。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業に対する金融の円滑化を図る上に、中小企業の信用力を補完する制度、即ち信用保証制度及び信用保険制度は重要な役割を果たしている。このうち、信用保険制度は、第二十八回国会以来、中小企業信用保険公庫が信用保証協会の保証債務について包括的に保険を行なう包括保証保険を中心とし、その他の保険は縮減するという基本方針で運営されて来ている。

本案は、この方針をさらに進め、保険制度を包括保証保険の一本建とすることを主目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　保険種別の廃止

現行の融資保険及び普通保証保険の制度を廃止し、包括保証保険（第一種及び第二種）の一本建とする。

2　付保限度額の引上げ

第二種保険について、中小企業者の一人当たりの付保限度額を五百万円から七百万円に引き上げる。

3　信用金庫連合会の貸付けに係る保証の付保

信用金庫連合会の中小企業者に対する貸付けに係る信用保証協会の保証を保険の対象とする。

4　中小企業信用保険公庫法の一部改正

保険種別の廃止に伴い、中小企業信用保険法中の保険種別の区分（第十八条第二項）を廃止する等、保険法の改正に伴う公庫法の整備を行なう。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業信用保険制度の改善を図り、もつて中小企業金融の円滑化に寄与するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月十七日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつて、保険料率の引下げを行なうとともに、近い機会において、てん補率の引上げのための立法措置を講ずべきである。

〔第十八号参照〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業退職金共済制度は、中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、昭和三十四年十一月発足以来、中小企業労働福祉対策の重要な柱として相当の実績をあげてきたが、本案は中小企業の実情に照らし、さらに若干の改善を行なおうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　中小企業者の範囲を、常時雇用する従業員の数が二百人（商業又はサービス業等を主たる事業とする事業主については、五十人）をこえない事業主とすること。

2　掛金納付月数二四月以上四一月までの退職金等の給付額を掛金相当額とするとともに、退職金については、掛金納付月数三六月から、掛金月額のうち二百円の部分について、百分の五の国庫補助を行なうこととすること。

3　掛金納付月数通算のうち、「掛金納付月数二四月以上の者に限る」という条件を削除すること。

4　現に実施されている共同退職金積立事業について、所要の引継措置を講ずること等である。

二　議案の可決理由

中小企業退職金共済制度の内容の充実を図ることは、中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、その趣旨は適切妥当なものと認め、本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として、昭和三十六年度一般会計予算に一億七千百三十二万一千円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年三月二十二日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十六年度において次のことを行なおうとするものである。

1　大阪大学に基礎工学部を設置すること。

2　宇都宮工業短期大学、長岡工業短期大学及び宇部工業短期大学を設置すること。

3　広島大学に原爆放射能医学研究所を、名古屋大学に共同利用のプラズマ研究所を設置すること。

4　名古屋工業大学短期大学部及び九州工業大学短期大学部を廃止すること。

5　国立短期大学にも附属の学校を設置することができる旨の規定を設けること。

二　議案の可決理由

科学技術教育振興の趣旨にそつて、国立大学、国立短期大学及び国立大学附置研究所の整備拡充を図る等の措置を講ずることは、世論の要請にもこたえ、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に約六億三千六百万円（内訳人件費約三億円、施設費約三億三千六百万円）が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月二十二日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

港湾整備特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府においては、港湾整備事業の促進を図るため、昭和三十六年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、これが実施を強力に推進することとし、別途今国会に「港湾整備緊急措置法案」を提出しているが、これに伴い、右の港湾整備事業に関する収支並びにその事業の成果を明らかにするため、新たに港湾整備特別会計を設置しようとするものである。

主なる内容は次の通りである。

第一に、この会計においては、国が施行する港湾整備事業に関する経理を行なうことを主たる目的としており、あわせて、これに関連のある受託工事の施行並びに港湾管理者の行なう港湾整備事業に対する国の負担金又は補助金の交

付等に関する経理を行なうこととしている。

第二に、この会計は運輸大臣が管理することとし、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定という二つの勘定に区分経理することとしている。

港湾整備勘定の歳入は、特定港湾施設工事以外の直轄港湾整備事業につき国庫が負担する部分の金額または港湾管理者に対する国の負担金もしくは補助金の財源に充てるための一般会計からの繰入金、これらの直轄事業にかかる港湾管理者の負担金並びに港湾整備関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、これらの直轄事業費、港湾整備関係受託工事費並びに国の負担金又は補助金等としている。

次に、特定港湾施設工事勘定の歳入は、特定港湾施設工事費に充てるための一般会計からの繰入金、港湾管理者の負担金及び受益者負担金並びに特定港湾施設関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、特定港湾施設工事費並びに特定港湾施設関係受託工事費等とするとともに、これらの歳入及び歳出並びに資産及び負債は、これを工事別等の区分に従つて経理することとしている。

以上のほか、この法律案においては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めるとともに、従来の特定港湾施設工事特別会計法は、これを廃止することとしている。

二　議案の可決理由

港湾整備緊急措置法案の提出に伴う措置として、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度港湾整備特別会計予算に、港湾整備勘定として二十九億五千五百八十二万円、特定港湾施設工事勘定として八十三億五百六十一万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月二十二日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

揮発油税の税率を一キロリットルにつき現行一万九千二百円を二千九百円引き上げて二万二千百円としようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、道路整備財源確保の見地から妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、この改正により初年度約百五十四億円の増収を見込んでいる。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

地方道路税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、別途行なわれる揮発油税率の引上げに伴い、地方道路税についても税率を一キロリットルにつき現行三千五百円を五百円引き上げて四千円としようとするとともに、地方道路税と揮発油税の配分率についても改正をしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、揮発油税の税率引上げに伴う道路整備のための地方財源確保の必要性にかえりみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、この改正により初年度約二十六億円の増収を見込んでいる。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

物品税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　小型乗用自動車の範囲については、その気筒容積、輪距について現行の範囲を拡張するとともに、新たに幅の制限を設けること。

2　高級乗用自動車の範囲について、現行気筒容積四、〇〇〇立方センチメートルを三、〇〇〇立方センチメートルにまで拡張すること。

3　映画用天然色写真フィルムに対する軽減税率の適用期限を延長すること。

なお、本案施行による減収額は、約三億五千万円である。

二　議案の修正議決理由

本案は、今次の税制改正の一環として妥当と認めるが、諸般の事情を考慮して修正を行なう必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果約五千万円の減収となる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

大久保大蔵政務次官より本修正に対して「異存ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、改正後の物品税法（以下「新法」という。）第一条第一項の規定中次の各号に掲げる物品に係る部分は、同年六月一日から適用する。

一　第二種第一号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第一条第一項第二種第九号に掲げる物品に該当するもの

二　第二種第九号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第三十七号に掲げる物品に該当するもの

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税〇及び〇につ前項各号に掲げる物品で昭和三十六年四月一日から同年五月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに対する物品税については、なお従前の例による。

3　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた改正前の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が三百五センチメートル以下で、気筒容積が三千立方センチメートルをこえ四千立方センチメートル以下のものについて、同日以後この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の五十とする。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

4　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた旧法改正前の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が二百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が二千立方センチメートル以下のもの（電気を動力源とするもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百七十センチメートル以下で、幅が百七十センチメートル以下のもの）について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

5　昭和三十六年六月一日にこの法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所で次の各号に掲げる自動車を所持する自動車の製造者又は販売業者がある場合には、当該自動車については、その同日者が製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、それぞれ当該各号に掲げる税率により算出した金額の物品税を課する。

一　新法改正後の物品税法第一条第一項第二種第一号に掲げる自動車のうち、輪距が三百五センチメートル以下で、気筒容積が三千立方センチメートルをこえ四千立方センチメートル以下のもの　その価格の百分の二十

二　新法改正後の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が二百五十四センチメートル以下、気筒容積が千五百立方センチメートル以下で、幅が百七十センチメートルをこえるもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百五十四センチメートル以下で、幅が百七十センチメートルをこえるもの）　その価格の百分の十五

6　前項の場合においては、税務署長は、その所轄区域内に所在する蔵置場所にある自動車に係る同項の規定による物品税額が、同一人につき、十万円以下のときは、昭和三十六年六月三十一日限り、十万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額十万円をこえるとき
昭和三十六年六月及び七月六月
税額二十万円をこえるとき
同年六月から八月七月まで
税額四十万円をこえるとき
同年六月から九月八月まで
税額六十万円をこえるとき
同年六月から十月九月まで

7　附則第五項に規定する者は、その所持する同項各号に掲げる自動車の蔵置場所並びに蔵置場所ごとにその規格並びに規格別の数量及び価格を記載した申告書を、昭和三十六年六月二十日までこの法律の施行後二十日以内に、その蔵置場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　附則第五項の規定は、同項各号に掲げる自動車が新法改正後の物品税法第一条第一項の規定に基づく命令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

9　この法律の施行前にした行為及びその附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

［別紙］

物品税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、昭和三十七年度において、間接税減税の一環として、物品税の減税を断行することとし、右改正に際しては、課税物件及び課税標準等に関し租税法定主義を貫徹し、法体系を整備すべきである。

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

郵便貯金特別会計は、郵便貯金事業の健全な経営を図るとともに、その経理を明確にするため、昭和二十六年度に設置されたものであるが、この会計は発足以来巨額の赤字を生ずることとなつたので、臨時措置として、当分の間、この会計の歳入が不足するときは、その不足を補てんするため、一般会計から繰入金をすることができることとし、また二十九年度からは、別途資金運用部からも同様の繰入金をすることができることとされた。

一　従つて、従来からこの会計の赤字処理の問題は、重要課題とされてきたところであるが、今回、別途今国会に提出された「資金運用部資金法の一部を改正する法律案」により、郵便貯金の長期預託金については、特別の利子が附されることとなり、これらの措置等により、郵便貯金特別会計においてもその経理内容の改善が図られることとなつたので、この際右の一般会計及び資金運用部特別会計からの赤字繰入措置を廃止するとともに、あわせて、過去の赤字繰入金については、今後の郵便貯金事業の経営の健全性の維持に資するため、これが一般会計への返済義務を免除することとしようとするものである。

なお、今回の措置により一般会計への返済義務を免除されることとなる過去の赤字繰入金額は約四百九十三億六千万円である。

二　議案の可決理由

資金運用部資金法の一部改正等に伴う措置として、また郵便貯金事業の経営の健全をはかるため、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七条の規定により、同協会が作成し、郵政大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたものである。

二　本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本準則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は、計画の基本方針、建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入に関する計画を定めるものであつて、その要点を挙げれば次のとおりである。

（一）収支予算

	月額
受信料	八十五円
ラジオ	三百円
テレビジョン	〃
前期繰越収支剰余金	四百五十六億八千五百六万円
収入	八十五億六千五百八十万円
資本収入	三百七十一億千九百二十六万円
事業収入	四百五十六億八千五百六万円
支出	百十七億七十八万円
資本支出	三百三十六億三千四百二十八万円
事業支出	

予備金　三億五千万円
後期繰越収支剰余金　○

（二）事業計画

昭和三十三年度を起点とする事業五カ年計画の達成を期し、放送の全国普及とすぐれた放送の実施を通じ、国民生活の向上充実に資することとするが、その主要な項目を挙げれば、次のとおりである。

1 ラジオにおいては、難聴地域の解消、混信の防あつ、老朽設備の改善、近代化をはかるとともに、番組内容の刷新、充実につとめる。

2 テレビジョンにおいては、総合放送網の全国主要地域に対する置局を完了するとともに、教育放送網のすみやかな全国普及を目標として建設を推進する。また局地的難視聴地域に対する置局を進める。さらに、番組の刷新、充実をはかるほか、放送時間の延長を行なう。

3 調査研究関係においては、番組関係については、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行ない、技術関係については、カラーテレビジョン、UHF放送、テレビジョン国際中継等の研究を重点的に行なう。

4 国際放送においては、その送信方向及び放送時間を増加し、また内容の充実につとめる。

5 業務関係においては、受信低普及地域の開発、テレビ共同受信施設対策の積極化等、受信者の維持増加に努めるとともに、放送番組の周知を徹底し、とくに教育面への利用を促進し、また受信料の収納方法を改めるほか、受信料前納割引制度を開設する等、受信者へのサービス改善と収納率の向上をはかる。

6 事業運営においては、職員に対する教育訓練の強化、給与の改善等を行なうほか、業務の合理化により、経費の節約に努める。

7 財務関係においては、減価償却について、減価の速度に即応した合理的償却を実施するほか、建設計画の積極的推進と資本の充実をはかるため、受信料収入の一部を建設費に充当する。

（三）資金計画

1 年度内の入金額並びに出金額を左のとおり予定する。

入金額　四百二十一億六百八十六万三千円
出金額　四百二十一億二千四百九十七万三千円

2 前年度よりの繰越金三億円、翌年度への繰越金二億八千百八十九万円を予定する。

三　本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月二十二日

衆議院議長清瀬一郎殿　通信委員長　山手　満男

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、次に掲げる事項の達成に努むべきである。

一、最近におけるテレビジョン並びにラジオ受信契約数の変動にかんがみ、速やかに、現行受信料制度及び受信料の額につき再検討を遂げ、来年度以降、適正な受信料制度の確立を期すること。

二、速やかに、テレビジョン及びラジオの難視聴地域の解消を図り、公共放送全国普及の実を挙げること。

三、経営の改善、経費の節減を図り、協会従業員の待遇の刷新に努めること。

右決議する。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

昭和二十八年本法が制定され、これに基づく、開拓者が必要とする肥料、中小家畜、飼料等の購入に要する中短期営農資金が円滑に融通せられるよう政府は、昭和三十五年度までに四億九千万円を中央開拓融資保証協会に対し出資してきたが、この制度に加入する開拓者の増加、営農の進展に伴う資金需要の増大等により、現在の基金ではその需要を充足し得ないので、昭和三十六年度においても一般会計からさらに五千万円の追加出資を行ない、その総額を五億四千万円とし、これら資金の融通を円滑ならしめようとするものである。

二　議案の可決理由

現在約十五万戸に達する開拓農家の経営状況は、連続する災害、経営資金の不足等によつて、大部分のものが経営不振に陥っている。

しかして、これら開拓者の営農振興を図るための一環として、五千万円の政府出資金を追加し開拓融資保証制度を拡充し、もつて、開拓者の必要とする中短期営農資金の融通を一層円滑ならしめようとする本案の趣旨は妥当なものと認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に中央開拓融資保証協会出資金として、五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日

衆議院議長清瀬一郎殿　農林水産委員長　坂田　英一

〔別紙〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、開拓融資保証制度の拡充に当たり、左記各項の実現に努むべきである。

記

一、開拓営農振興対策の一環として、開拓金融制度全般にわたり再検討を行ない、すみやかに抜本対策を確立すること。

二、開拓融資保証制度による融資の対象を、乳牛その他に拡大するよう業務方法書を改訂すること。

三、開拓者の政府資金以外の負債についても、償還条件の緩和措置等を早急に講じ、もつて開拓者の受信力を高め、開拓融資保証制度資金の利用促進をはかること。

四、中央開拓融資保証協会の基金と地方開拓融資保証協会の基金とが均衡するよう措置するとともに、一部償還不能者のため償還完済者の次期資金の借入れが困難とならないよう制度の改善をはかること。

〔第十九号参照〕

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

資金運用部資金運用審議会の名称及び組織を改め、資金運用部資金の運用計画書及び運用報告書には年金資金等とその他の資金とに区分した使途別分類表を添附することとするほか、資金運用部預託金のうち預託期間が長期のものに対して、当分の間、特別の利子を附することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

資金運用部資金の源泉は一般国民の零細な貯蓄的性格のものであるから、その運用はできるだけ有利に、その使途は明確にすることが必要であり、また預託金のうち長期のものに対して特別の利子を附することは郵便貯金事業の独立採算の上からも適切妥当な措置であることと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日

衆議院議長清瀬一郎殿　大蔵委員長　足立　篤郎

医療金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

医療金融公庫は、私立の病院、診療所等の設置及び機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として昨年七月に設立されたものであるが、公庫に対する資金需要が旺盛であるため、今回その資金量を増加し、その経営の基盤を拡充するため、本法の改正を行なおうとするものである。

本案の要旨は、公庫に対する政府出資金の十億円を二十億円増加して三十億円と改めることである。

この二十億円のほか、資金運用部からの借入金四十八億円と貸付回収金二億円の合計七十億円をもつて昭和三十六年度における公庫の貸付額とするものである。

二　議案の可決理由

私的医療機関の整備をはかるため貸付額を増加することは時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算大蔵省所管において二十億円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年三月二十三日
社会労働委員長　山本　猛夫
衆議院議長清瀬一郎殿

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、中近東及びアフリカの諸国に対するわが国の外交事務を円滑に遂行するため、外務省欧亜局に中近東アフリカ部を設置することである。

二　議案の可決理由
本案は、世界の政治、経済上きわめて重要な地位を占めるこれら地域との外交事務の円滑化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、三百九十五万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。
昭和三十六年三月二十四日
内閣委員長　久野　忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、在外公館の新設及び昇格を行なうため、「在外公館の名称及び位置を定める法律」、「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は次の通りである。

(一)　在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正
1　在エクアドル、ボリヴィア、パラグァイ、ウルグァイ、スーダン、モロッコ及び南アフリカ連邦の各公使館を大使館に昇格し、在セネガル、ソマリア、チャード、中央アフリカ共和国、カメルーン、コンゴー（ブラザヴィル）、ガボン、ニジェール、マリ、モーリタニア、上ヴォルタ、ダホメ、トーゴー、象牙海岸共和国、ギニア、リベリア及びマダガスカルの各大使館を新設する。
2　在レシフェ総領事館を新設し、在ナイロビ領事館を総領事館に昇格する。

(二)　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正
新設公館の在勤俸の額を定めるとともに昇格大使館に勤務する大使の在勤俸の額を定める。

二　議案の可決理由
本案は、南米及びアフリカ諸国との関係の一層の緊密化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、七千九百四十万一千円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。
昭和三十六年三月二十四日
内閣委員長　久野　忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
わが国の認証官制度は、現在、大公使によってその過半数を占められ、制度全般のバランスを失している等にかんがみ、認証官制度特に外務省の認証官制度に関し、速かに検討し、その制度の合理化を図ることを強く要望する。
右決議する。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、通商産業省の附属機関として新たに審議会を設置するとともに既存の審議会の一部を廃止する等の措置を講じようとするもので、その要点は次の通りである。
1　産業構造に関する基本問題を調査審議する産業構造調査会を新設すること。
2　石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議する産炭地域振興審議会を新設すること。
3　石炭鉱害対策に関する重要事項を調査審議する石炭鉱害対策審議会を新設すること。
4　鉱業法改正審議会の設置期限を一年間延長すること。
5　顧問会議を廃止すること。
6　通商産業省の権限並びに通商局及び企業局の所掌事務に係る規定の整備

二　議案の可決理由
本案は、通商産業行政の効率的運用を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、産業構造調査会経費として一千二十二万円、産炭地域振興審議会経費として百七万二千円、石炭鉱害対策審議会経費として二十二万四千円、鉱業法改正審議会経費として九十一万九千円、合計一千二百四十三万五千円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。
昭和三十六年三月二十四日
内閣委員長　久野　忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
中小企業振興資金助成制度は、中小企業者の設備の近代化及び共同施設の設置に必要な資金を無利子で貸し付けるための制度で、現行法は昭和三十一年に制定されたものである。現行制度の概要は、国と都道府県が同額ずつを出資することによって都道府県に特別会計を設け、これが資金の貸付を行なうこと、貸付金は無利子とし、償還期間は五年（但し汚水処理施設資金は七年）とすること、貸付金の限度は必要資金の二分の一以内とすること等である。
本改正案は、現在、中小企業の合理化と発展を飛躍的に推進するための方途として、全国的に機運が高まりつつある中小企業工場団地の造成を新たに貸付の対象とし、さらに、団地の造成に関する課税の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1　法律の題名を「中小企業振興資金等助成法」に改める。
2　製造業者が構成する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会が、工場等集団化計画に基づいて、一の団地に集団して工場等を設置する場合において、計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の振興に著しく寄与するものであると認められるときは、土地の取得、造成又は建物の建設に必要な資金を事業協同組合等又は中小企業者に貸し付けることができることとする。
3　事業協同組合等が作成する工場等集団化計画の内容が、政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の振興に著しく寄与するものである旨の通商産業大臣の承認があった場合、その計画の内容に従い、中小企業者が所有の工場用地を譲渡し、かつ、これに代るべき工場用地を取得して事業の用に供するときは、当該譲渡に係る収入金額又は益金に相当する金額は、租税特別措置法で定めるところにより、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しないこととする。

二　議案の可決理由
本案は、中小企業者の工場の集団化を促進し、中小企業の近代化及び振興に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十六年度一般会計予算に、中小企業近代化促進費三十億七十六万円が計上されており、このうち、本案による工場集団化に対する助成に充てられるのは約三億円の見込みである。

右報告する。
昭和三十六年三月二十四日
商工委員長　中川　俊思
衆議院議長清瀬一郎殿

日本住宅公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
日本住宅公団が市街地において住宅を建設する場合に、その建設用地の取得を容易にし、居住者の利便の増進と居住環境の向上、市街地の合理的利用を促進することを図り、又日本住宅公団の管理する住宅団地の生活の利便を増進し、住宅管理を合理的に行なうことが本案の目的であり、その内容の主なる点は次の通りである。
1　日本住宅公団が市街地において行なう住宅の建設と一体として建設することが適当な商店、事務所等の施設の建設、管理及び譲渡等の業務を行なうことができることを法律上明らかにし公団本来の業務とすること。
2　日本住宅公団の管理する住宅団地の居住者の利便に供する施設の建設若しくは管理、又は居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に公団は建設大臣の認可を受けて投資又

は融資をすることができることとすること。

3　不動産登記法及び政令で定める他の法令について、公団を国又は国の行政機関とみなしてこれらの法令を準用することとすること。

二　議案の可決理由

本案は、日本住宅公団の建設する住宅の建設を促進し、その居住環境を維持改善するに適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本法律案第三十二条の二に規定する事業を行なう機関の業務の適正を図るため、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月二十四日

建設委員長　加藤　高藏

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

日本住宅公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

日本住宅公団は、公団の投融資による公団住宅居住者へのサービス機関の設立に当たっては、居住者の意思が十分反映し、かつ運営が営利に走らないよう措置するとともにその規模並びに業務を充実して公団団地間に著しい格差を生ぜしめぬよう考慮すること。

右決議する。

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

公営住宅の建設について政府は公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第六条第三項の規定に基づき、昭和二十七年度以降の毎三箇年を一期とする公営住宅建設三箇年計画を作成し、その大綱について国会の承認を求めることになつているので、昭和三十六年度を初年度とする公営住宅建設三箇年計画について国会の承認を求めようとするものである。

その内容は次のとおりである。

1　公営住宅一七一、〇〇〇戸を建設する。

2　1の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅　六六、〇〇〇戸

第二種公営住宅　一〇五、〇〇〇戸

3　1の公営住宅は、その大半を不燃堅ろう構造とし、建設の立体化と規模の引上げを図る。

4　公営住宅の建設にあわせて共同施設を必要に応じて建設する。

二　本件の議決理由

本件は、健康で文化的な生活を営むに必要な住宅を建設し、住宅難の解消につとめ、あわせて住宅の質の向上、居住水準の向上、居住環境の整備を図るために妥当なる計画と認め、承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に、第一年度分として、約百三十三億六千九百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月二十四日

建設委員長　加藤　高藏

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十号参照〕

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国有鉄道は現在すでに国民の輸送需要をまかない切れない輸送力の現状並びに今後の所得倍増計画に伴う輸送需要の増大に対処するため、昭和三十六年度を初年度とする新五カ年計画を策定したが、本案は、その所要資金の一部に当てるため増収率十二パーセントの運賃改訂を行なおうとするもので、その内容の主なるものは、次の通りである。

1　二等の普通旅客運賃の賃率を、営業キロ一キロメートルごとに、三百キロメートルまでの部分については、二円七十五銭（十四・六パーセントアップ）、三百キロメートルをこえる部分については、一円三十五銭（十二・五パーセントアップ）とすること。

2　一等の普通旅客運賃を二等の運賃の一・六六六倍すなわち通行税込み二倍とすること。

3　航路の普通旅客運賃を鉄道の場合と同程度に、すなわち鉄道旅客運賃の値上率十四・六パーセントをかけて、は数整理したものとすること。

4　貨物運賃の賃率をおおむね、十五パーセント引き上げることとすること。

5　この改訂は、昭和三十六年四月一日より実施すること。

二　議案の可決理由

日本国有鉄道の経営を改善し、輸送力の増強をはかるため、この程度の運賃引上げは、やむを得ないものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案による運賃の増収見込額は、昭和三十六年度において、約四百八十六億円である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十五日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十一号（その一）参照〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、金利水準引下げの一環として、郵便貯金の利率を引き下げるとともに、新たに、定期郵便貯金制度を設ける等利用者の利便を図ることを目的とするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1　郵便貯金の利率を次のように改正すること。

別

種	改正利率	現行利率
通常郵便貯金	年三分六厘	年三分九厘六毛
積立郵便貯金	年四分八毛	年四分二厘
定額郵便貯金		
預入の月の初日から払渡の日までの期間が二年をこえるとき	年五分五厘	年六分
同期間が一年をこえるとき以下であるとき	年五分	年五分五厘
同期間が一年以下であるとき	年四分七厘	年五分
同期間が一年以下であるとき	年四分二厘	年四分五厘

ただし、この法律の施行前に預入した積立郵便貯金および定額郵便貯金の利率は、なお従前の例によることとする。

2　新たに、預入期間を一年、利率を年五分とする定期郵便貯金制度を設けること。

3　郵便貯金通帳、郵便貯金証書または払いもどし証書の再交付の場合には、現在、料金として二十円を徴しているが、預金者の負担を軽減するため、これを廃止し、これに伴う料金の還付に関する規定を整備すること。

4　通常郵便貯金の通帳への利子の記入は、現在、貯金原簿所管庁で行なつているが、預金者の利便を図るため、郵便局においても、貯金原簿所管庁から通知を受けて、利子記入の取扱いを行なうことに改めること。

5　通常郵便貯金の一部払いもどしの場合には、現在一円未満の端数の払いもどしを請求することができないことになつているが、一円未満の通貨の通用が禁止されたことにより、この規定は死文化しているので、これを削除すること。

6　積立郵便貯金および定額郵便貯金のすえ置期間ならびに定額郵便貯金の期間は、現在、いずれも預入の日の翌日から起算することになつているが、預金者の利便を図り、あわせて一般の商慣習に合わせるため、これらの期間を預入の日から起算することに改めること。

7　この法律の施行期日は、昭和三十六年四月一日とすること。

ただし、定期郵便貯金制度の新設およびお郵便局における通常郵便貯金の通帳への利子の記入の取扱いに関する規定については、昭和三十六年十月一日とすること。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十四日

逓信委員長　山手　滿男

衆議院議長清瀬一郎殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用範囲を拡張することによつて、運用利回りを一段と向上し、もつて簡易生命保険及び郵便年金事業経営の健全化を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1　運用範囲の拡張

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の融資の対象として、新たに、左のとおり追加すること。

イ　特別の法律により設立された法人で、民間資本の出資のないもののうち、特別の法律

に基づき債券を発行し得る法人の発行する債券及びこれに対する貸付付。

ロ　長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行の発行する債券。

ハ　電源開発株式会社の発行する社債及びこれに対する貸付付。

2　施行期日

施行期日は、昭和三十六年四月一日とすること。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容はおおむね妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月二十八日

逓信委員長　山手　満男

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関しては、政府は、さらに一層運用利回りの向上をはかるとともに、現行の運用範囲のほか、なお積立金の貸付けによつてひろく保険年金加入者たる国民各層の利益に資することができると認められる対象があるときは、遅滞なくこれに対して運用範囲を拡大する措置を講ずべきである。

右決議する。

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十六年の輸入税表改正以来のわが国産業構造の変化等にかんがみ、また、あわせて貿易の自由化に対処するため、関税率及び関税制度について所要の改正を加えようとするもので、主なる内容は次の通りである。

先ず、関税率については、現行関税率表を全面的に改めることにしている。

すなわち、現行の輸入税表の分類体系は、根本的には明治四十三年のものを踏襲しているため、最近の産業構造の変化等にそぐわないものとなつているので、これを国際的に最も広く採用されているブラッセル関税表の体系に改め、税目数を従来の九四三品目から二、二三三品目に増加することにしている。

また、税率については、米、麦、石油、石炭等自由化対策の未確定のものを除き、自由化を前提として所要の改正を行なうこととし、この結果、現行税率より引き上げるもの二五一品目、引き下げるもの三八六品目、据置くもの一、五九六品目としている。

次に、関税制度については、主として次の四つの措置を講ずることとしている。

第一は、新たに、緊急関税制度を設けることとしている。すなわち、特定貨物の過度の輸入により、国内産業が重大な影響をうけ、またはうけるおそれがある場合には、政令をもつて、ガット譲許の撤回もしくは修正を行ない、又は固定税率に附加して一定限度内の関税を課することができることとしている。

第二は、関税割当制度を創設することとしている。本制度は、一定期間内に輸入される特定貨物について、政府が割り当てた数量までは低税率を適用し、これをこえる分については高税率を適用するという二重税率制度であつて、三十六年度からニッケル及び高速度鋼について本制度を採用することとしている。

第三は、新たに再輸出減税の規定を設けることとしている。すなわち、設備または機械組立てのため、一時的に使用される目的で輸入される工具類が、輸入後一定期間内に輸出される場合には、その関税を軽減できることとしている。

第四は、輸入禁制品に該当すると認められる書籍、フィルム等の税関における取扱を一層慎重に行なうため、税関に輸入映画等審議会を設置することとする等、所要の改正を行なうこととしている。

なお、本案施行により約六億円の増収が見込まれている。

二　議案の可決理由

最近におけるわが国産業構造の変化にかんがみ、また、あわせて貿易の自由化に対処するための措置として、大体において妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案については、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月二十五日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

関税定率法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、関税定率法第九条の二の規定により緊急関税に関する措置をとつたときには、遅滞なく国会に内容を報告すべきである。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、従来から関税の暫定的減免を行なつている物品のうち、所要のものについてその適用期間を延長するとともに、関税定率法の改正案に関連して、貿易の自由化により急激な影響をこうむるおそれのある物品については、暫定的にその関税率を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

すなわち第一に、本年三月末で関税の免除又は軽減の期限が切れる重要機械類、給食用脱脂ミルク、農林漁業用重油、肥料製造用原油、製油用原油等については、その適用期間を更に一年間延長するとともに、給食用脱脂ミルクの免税範囲を拡大することとしている。

第二に、ガス事業の公共性にかんがみ、その原料として使用する原油の関税を一年間免除することとしている。

第三に、現在暫定減免税を行なつている物品のうち、国産が可能となつたもの又は、今回の関税定率法の一部を改正する法律案において、従来の暫定税率を基本税率としているものについては、暫定措置を廃止するとともに、新たに必要となつた物品については、暫定税率を定めることとしている。

第四に、貿易の自由化により急激な影響をこうむるおそれのある物品については、必要な期間、暫定的に増税を行ない、あるいは関税割当制度を適用する等の措置を講ずることとしている。

第五に、国内需要者の負担の増大をさけるため、関税定率法の改正により税率の引上げが行なわれることとなる物品のうち、所要のものについては、暫定的に現行税率を適用することとしている。

なお、本暫定措置による減免税額は、三十六年度において約三百五十八億円と見込まれている。

二　議案の可決理由

最近におけるわが国の経済状況等にかんがみ、並びに関税定率法の改正等に伴う措置として、大体において妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十五日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、沖縄等、関税定率法第二十三条の規定によつて外国とみなされる地域から輸入される物品のうち、外国産の原材料を使用して同地域で生産されたものについて、新たに関税を軽減する措置を講じようとするものである。

すなわち、現在沖縄等から輸入される物品については、全額課税するか、全額免税するか二者択一の制度となつており、沖縄等の土産品の輸入については、関税を免除することとし、それ以外の物品すなわち、外国産の物品を原料として同地域で生産された物品の輸入については、政令で品目を指定し、関税を課することとしている。

ところが、従来この種の物品の輸入はほとんどなく、従つて、政令による品目の指定をする必要もなかつたわけであるが、最近、たとえば、エンジンを外国から沖縄に入れてそこでボートを組立てわが国に輸入する等、沖縄を中間生産地とする物品の輸入が増加する傾向にあり、これらの物品について関税の全額免除を行なえば国内業者との均衡を失することとなり、また、全額課税すれば沖縄の加工産業を圧迫することとなるので、新たに関税軽減の制度を設けることとし、沖縄等において附加された価値部分については関税を課さないこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

最近における沖縄等との貿易の実情等にかえりみ、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十五日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案における改正点及びその内容は次の通りである。

イ　参与の定数を二人増加すること。

経済の地域的発展に関する問題ならびに国民生活の総合的向上対策に関する問題等の重要性にかんがみ、これらの事項について識見の高い者を参与に加える必要があるので、参与の定数を二人増加して、これを五人以内に改める。

ロ　経済企画庁の附属機関として、地域経済問題調査会を設置すること。

経済企画庁は、国土総合開発法に基づいて、全国総合開発計画を策定すべく検討中であるが、一方、産業及び人口の過度の集中、過大都市の問題が生じており、右の計画をこれら問題の解決に資し得るものとするためには、経済の高度成長の維持と地域的に均衡のとれた経済の発展を図るという観点から、産業及び人口の適正配置に関する考えを明らかにした政策の基本的方向を確立するとともに、計画の実施を実効あらしめるための方策についても調査研究する必要があるので、経済企画庁の附属機関として、内閣総理大臣の諮問に応じて、経済の地域的な発展に関する総合的かつ重要な事項を調査審議する地域経済問題調査会を設置する。

ハ　経済企画庁の附属機関として、国民生活向上対策審議会を設置すること。

国民生活の向上に資するため、経済企画庁長官の諮問に応じて、国民生活の向上対策に関する総合的かつ重要な事項を調査審議する国民生活向上対策審議会を設置する。

二　議案の可決理由

本案は、経済の地域的発展に関する問題並びに国民生活の総合的向上対策に関する問題等の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、地域経済問題調査会の分百三十八万四千円及び国民生活向上対策審議会の分百四十万六千円計二百七十九万円が、昭和三十六年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月二十八日

衆議院議長清瀬一郎殿　　内閣委員長　久野　忠治

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

機械工業振興臨時措置法は、昭和三十一年制定され、以来基礎的な機械及び共通的な機械部品工業の体質改善のため、顕著な効果をあげてきた。しかし、現状においては、国際競争力はいまだきわめて弱体であり、今後進展を予想される貿易の自由化に備えて、急速に機械工業の合理化及び近代化を促進する必要がある。

本案は、以上の事情に基づき現行法の有効期間をさらに延長するとともに所要の改正を行なおうとするもので、主な内容は、次の通りである。

1　本法の有効期間を、さらに五カ年間延長し、昭和四十一年六月三十日までとする。

2　本法の対象となる特定機械工業の範囲を拡大し、従来製造業の機械器具又はその部品に限られていたものを加工業をもその対象とすることができるようにしたこと。

3　機械工業の合理化のために行ないうる共同行為の範囲を拡大するとともに、合理化の前提として、規格の統一を促進するための措置を講ずることができるようにしたこと。

4　機械工業の合理化及び近代化を促進するため、合理化に資する合併あるいは事業の協同に対する法人税等の軽減と、合理的な集中生産体制の確立に必要な工場移転の際の土地の譲渡益に対する非課税等の措置を講じ税制面において特段の優遇措置を講ずること、等である。

二　議案の可決理由

本案は、機械工業の生産及び輸出の規模を増加せしめ、一段と国際競争力を強めるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月二十八日

衆議院議長清瀬一郎殿　　商工委員長　中川　俊思

〔別紙〕

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

機械工業は国民経済の高度成長を担うきわめて重要な産業であり、かつ、貿易自由化の進展に伴い最も大きな影響を受ける産業であることにかんがみ、この際、政府は機械工業の国際競争力を急速に培養するため次の諸方策を強力に推進すべきである。

一、機械工業の設備の合理化及び近代化を促進するため、財政資金その他による所要設備資金の確保並びに政策金利の引き下げ等金利負担の軽減を図ること。

二、業種の指定、資金の確保その他本法の運用に当たっては中小企業の体質改善と育成強化を目途に重点的に行なうこと。

三、機械工業の技術水準の向上を図るため、特許に関する審査の迅速化、特許権の乱用防止等について所要の措置を講ずること。

〔第二十三号参照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済事情の推移にかんがみ、保険金の最高制限額を引き上げ、加入者に対する保険的保護を厚くするとともに、国民死亡率の低下の傾向にかんがみ、保険料計算の基礎を改め、保険料の引き下げを図ることが主たる目的であつて、その要旨は次のとおりである。

1　保険金の最高制限額は、現在、二十五万円であるが、これを昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は五十万円に引き上げること。

2　保険金の最低制限額は、現在、五千円であるが、この金額では低額に過ぎ、また、現実に需要もほとんどないので、これを一万円に引き上げること。

3　保険料計算の基礎については、現在、第九回生命表の男子死亡率をもととして作成した死亡生残表を採用しているのであるが、これを第十回生命表の男子死亡率をもととして作成した死亡生残表を採用することとすること。

4　現在、簡易生命保険約款で定められている保険種類のうち、四十年満期養老保険を廃止するため、これが保険料計算の基礎に関する法律の規定を削除すること。

5　この法律の施行期日は、昭和三十六年四月一日とすること。

6　この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なお従前の例によることとすること。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年三月二十九日

衆議院議長清瀬一郎殿　　逓信委員長　山手　滿男

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

簡易生命保険及び郵便年金事業の各種福祉施設は、加入者の健康の保持、福祉の増進、ひいては、両事業の進展に寄与するところ多大であつて、各方面からこれが拡充を要望されている。

よつて、政府は、一層積極的意図をもつて、加入者ホーム、保養センター等の施設の増設整備を図るとともに、これが管理運営の面においても、適切かつ能率的な措置を講ずべきである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第一三八号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、試験研究及び産業の助成、低開発地域の工業開発等の促進を図るため、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却、特定機械工業の合併等の場合の清算所得に対する法人税の課税の特例、低開発地域において取得する機械設備等の特別償却、市街地開発等に係る資産の買換えの場合の所得税及び法人税の課税の特例その他の措置を講ずるとともに、農業協同組合等の合併に伴う登記、開拓営農者の取得する農地に係る登記等の登録税を減免し、その他海外移住者に対する譲渡所得等の所得税を軽減する等の改正を行なうものである。

二　議案の可決理由

本案は今次の税制改正の一環として、妥当な措置であると認め、別紙の附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

なお本案による初年度の減収額は約十億円である。

右報告する。

昭和三十六年三月二十九日

衆議院議長清瀬一郎殿　　大蔵委員長　足立　篤郎

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正

する法律案に対する附帯決議

政府は、疏安工業の合理化計画その他各般の施策を速急に具体化し、そのコスト低下による国際競争力の培養をはかるとともに、国内の農民に対し低廉なる肥料の供給を期すべきである。

なお、肥料二法についても、再検討の要あるものと認める。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、戦時標準型船の代替建造について、その資金の調達が困難である中小船主に対して、国内旅客船公団を改組して、特定船舶整備公団とし、公団との共有方式により、その代替船の建造を促進せんとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　国内旅客船公団の名称を特定船舶整備公団に改めること。

2　公団の業務として、新たに戦時標準型船を解撤する船主と費用を分担して貨物船を建造し、これを当該船主に使用せしめる等の業務ができることとすること。

3　公団の業務の拡張に伴い、理事を一名増員すること。

4　貨物船の建造業務は、昭和三十九年三月三十一日までとすること。

二　議案の可決理由

本案は、戦時標準型船舶の代替船の建造を促進するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度財政投融資資金計画に国内旅客船公団に対する融資額八億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国海運の体質の改善を図る上から非採算的でありかつ安全性の乏しい戦標船の解撤を行ない代替船を建造することの緊要欠くべからざるは異論のない処である。しかるに、昭和三十六年度における融資額は僅かに開銀七億円、公団八億円計十五億円に過ぎず、かくしては、予定せる二十万トンの解撤建造には相当長期間を要することとなる。

よつて、政府は、左記事項について、特段の措置を講ずべきである。

記

一、融資額の増額を図ること。

二、戦標船解撤に伴う下船船員に対する処遇について善処すること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年、重要な港湾地帯において、地盤沈下が著しいため、港湾活動及び民生の安定上重大な影響を及ぼしているが、これが改善に必要な港湾工事には多額の費用を要するので、港湾管理者の財政負担力にかんがみこれらの工事について、国の負担率等を高めようとするのが本案の目的であつて、その内容の主なる点は次の通りである。

1　港湾管理者が政令で定める重要港湾において、地盤沈下対策のため、従前の効用の復旧及び維持を目的とする外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の改良工事をする場合、従前の施設に代るべき外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設の工事をする場合並びに海水等の侵入を防止するために必要な外郭施設の建設の工事をする場合には、国はその工事に要する費用の十分の六までを負担又は補助することができること。

2　国の直轄工事についても、前記1と同趣旨の規定を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、港湾活動の万全を期するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行により現行法による補助額及び負担額との差額九千八百十六万六千円が昭和三十六年度一般会計予算運輸省所管海岸等事業に必要な経費中に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力の研究、開発及び利用の進展にかんがみ、原子炉、核燃料物質及び国際規制物資に関する規制の方法の適正化を図るもので、その要旨は次の通りである。

1　国際規制物資の使用等について、立入検査、記録報告、移転の制限等の規定を設け、必要な規制を行なうこと。

2　臨界実験装置についての規制を強化し、検査、保安規定、主任技術者の選任等に関し、原子炉についての規制に準ずる措置を行なうこととしたこと。

3　原子炉施設について定期検査に関する規定を設け、原子炉施設のうち安全性に関し重要な部分については毎年一回定期検査を受けなければならないものとしたこと。

4　一定量以上のプルトニウム及び使用済燃料の使用に関する規制を強化し、施設検査、保安規定に関する規定等を設けたこと。

5　原子炉施設等の検査の万全を期するため、原子力施設検査官を置くこと。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月三十日

科学技術振興対策特別委員長　山口　好一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、原子炉の設置に関する許可をなすに当たつては、原子力委員会において、必ず原子炉安全専門審査会の意見を徴し、その意見を尊重するよう措置すべきである。

右決議する。

〔第二十四号参照〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫は、過去八年間にわたり、三千二百億円に上る農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期低利資金を融通してきたのであるが、昭和三十六年度においても引き続き、農業の生産基盤の強化と経営安定に必要な資金の拡大融資を行なうとともに公庫業務の円滑化及び土地改良事業資金の融資条件の緩和を図るため、政府は次の三点について同公庫法の改正を行なおうとして本案を提出したものである。

1　政府は、昭和三十六年度における貸付計画六百億円の原資として五百六十四億円を予定し、その原資の一部として政府から八十九億円を出資すること。

2　公庫の新規貸付事業として、自ら森林の経営を行なつている者に対し、森林の保全管理資金、造林のための土地取得資金及び疾病等の原因により林業経営の維持が困難となつた場合の林業経営維持資金等を年利五分五厘以内、償還期限二十年以内の条件で貸付けることとすること。

3　公庫事務の拡大に伴う事業分量の増大に対応し、理事四名を五名に増員すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、農林漁業の現状にかんがみ、公庫業務の整備拡充及び機構の充実強化を図るとともに、林業の経営安定のために必要な措置として妥当なものと認めるが、農林漁業金融公庫が本法施行の日から五か年を限り、乳業を営む者に対し、酪農振興法に規定する集約酪農地域又は酪農経営改善計画を作成した市町村の区域内において牛乳の処理又は乳製品の製造施設等に必要な長期低利資金を融資する道を講ずることが必要と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党芳賀貢君から日本社会党及び民主社会党の共同提案により、農林漁業金融公庫は、乳業を営む株式会社であつて農業者、農業協同組合及び同連合会がその発行済株式の過半数を有しているものに対し、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な長期低利資金を、年利八分以内、償還期限十五年以内、据置期間三年以内の条件で貸付けることができる旨の修正案が提出されたが少数をもつて否決された。

また、本案には別紙のとおりの附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　経費

昭和三十六年度特別会計予算大蔵省所管産業投資特別会計に農林漁業金融公庫出資金八十億円、昭和三十六年度一般会計予算大蔵省

所管政府出資金のうちに農林漁業金融公庫出資に必要な経費として九億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

第十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第三十六条第三号中「及び第十八条の二」を「、第十八条の二及び附則第二十二項」に改める。

附則に次の二項を加える。

22　公庫は、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第　号）の施行の日から五年を限り、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第十八条の二第一項に規定する業務のほか、乳業を営む者に対し、その者が酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条の規定による集約酪農地域又は同法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村の区域内において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合においてこれに必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行なうことができる。

23　前項に規定する資金の貸付けの利率は年八分以内、償還期限は十五年以内、据置期間は三年以内で公庫が定める。

別表中「｜(四)　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金｜年　八分｜十五年｜二年｜」を

「｜(四)　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金｜年　八分｜十五年｜二年｜」
「｜(四)の二　林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの｜年　八分五厘｜十五年｜二十年｜」

に改める。

〔別紙〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、すみやかな機会に左記項目の実現のために必要な措置を講ずべきである。

記

一、自作農維持創設資金の貸付条件については、その限度額の大幅引上げ、年利の大幅引下げを行なうとともに据置期間は五年、償還期限は三十年以上に改訂すること。

二、沿岸漁家の漁業経営の維持改善資金の制度の創設を検討すること。

右決議する。

農業協同組合合併助成法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展を図る必要があるので、この際、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基盤を確立するに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、農業協同組合の現状から妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算の農林省所管農村振興費のなかに、農業協同組合の合併推進に必要な経費として六千四百四十九万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十一日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

農業協同組合合併助成法案に対する附帯決議

一、政府は、本法による合併組合及び農業協同組合整備特別措置法に基づいてすでに合併を行なつた組合に対し、合併の成果を維持向上させるため、今後行なうべき経済事業につき、融資、助成、課税面等において特別の考慮を払うべきである。

二、政府は、連合会段階の合併ないしは事業の統合を促進すべきである。

右決議する。

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、沖縄の農業技術の改良を援助するため、政府は、琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な物品を譲与することができることとするとともに、本邦と沖縄との間の電気通信に必要な沖縄の電気通信設備の改善を援助するため、政府及び日本電信電話公社は、沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、必要な電気通信設備を譲与することができることとすることである。

二　議案の可決理由

本案は、沖縄住民の福祉向上に協力するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、一億一千九百八万一千円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、職業訓練に関する諸施策を総合的かつ積極的に推進するため、職業安定局職業訓練部を廃止し、職業訓練局を設置するとともに、所要の規定を整備しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、労働行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約百三十万円が一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案における主なる改正点及びその概要は次の通りである。

(1)　大臣官房の企画及び調査等の機能を強化すること。

今後における農林畜水産業政策に遺憾なきを期するため、大臣官房の所掌事務について、次のような整備を行ない、その企画、調査等の機能を強化する。

イ　農林畜水産業に関する基本的な政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行なうことを大臣官房の所掌事務に加える。

ロ　農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関する事務を、振興局の所掌から大臣官房の所掌に移す。

ハ　統計的調査資料に基づいて行なう農林畜水産業に関する予測事業を、農林経済局統計調査部の所掌から大臣官房の所掌に移す。

(2)　農業に関する試験研究の管理事務を、農林水産技術会議において総括処理させること。

農業に関する試験研究の管理事務を効率的に処理するため、農林本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務等を、関係各局から農林水産技術会議に移管するとともに、これに伴つて、振興局の研究部を廃止し、その他農村建設青年隊に関する事務を振興局普及部の所掌とする等所掌事務の整理を行なう。

(3)　農業に関する試験研究機関を再編成すること。

今後の農業の動向と農業技術の高度化に伴う研究の分化に即応して、部門別研究の効率化を図るため、地域農業試験場については、その地域総合試験場の体制を可及的に維持しつつ、農業技術研究所及び農業試験場における特定の部門を分離統合して、新たに、農事、畜産、園芸、茶業及び農業土木の五試験場を農林本省の附属機関として設置し、関東東山農業試験場を廃止する。

なお、農業技術研究所は、農業に関する技術上の基礎的調査研究を行なう機関とする。また、食糧加工利用の研究を強化するため、食糧庁の食糧研究所を農林本省の附属機関とし、農村工業指導所をこれに統合する。

(4)　農林省の附属機関として、名古屋植物防疫所を新設すること。

東海地区における植物防疫の

業務量が、近年、名古屋港を中心として、飛躍的に増大しつつある実情にかんがみ、新たに、名古屋市に植物防疫所を設置し、横浜及び神戸両植物防疫所の管轄区域の一部をその管轄区域とする。

議案の可決理由

二　本案は、農林行政の運営上妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案の要旨は、次のとおりである。

1　環境衛生関係行政の効率的な遂行を確保するとともに、その責任体制の明確化を図るため、公衆衛生局環境衛生部を廃止し、あらたに環境衛生局を設置すること。

2　がんに関する診断及び治療並びに調査研究を強力に推進するため、附属機関として国立がんセンターを設置すること。

3　国民年金を含む社会保険に関する事務についての職員の研修を計画的に行なうため、附属機関として社会保険研修所を設置すること。

4　医療制度調査会の審議がいまだ十分尽くされていないのでその設置期間をさらに一年間延長すること。

5　引揚援護局の名称を援護局に病院管理研修所の名称を病院管理研究所にそれぞれ改める等の改正を行なうこと。

議案の可決理由

二　本案は、厚生行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計予算に約四千二百八十万円及び昭和三十六年度特別会計予算に約九億五千四百七十万円（国立がんセンターの設置に伴うもの）が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

ベネルックス三国は、わが国に対しガット第三十五条を援用しているが、政府はこれらの国との間の貿易関係の正常化と安定化を図るために、同条の援用撤回の交渉を行なうかたわら、通商協定締結のための交渉を行なつてきたところ、協定締結の交渉が妥結し、昨年十月八日に東京において本協定の署名が行なわれた。

本協定は、基本的には、さきに締結された日本・オーストラリア間通商協定にならうもので、関税及び輸出入についての最恵国待遇の相互供与のほか、締約国が国際海運上の差別的措置及び不必要な制限の除去を奨励する旨の規定を含んでいる。

また、本協定の不可分の一部である議定書においては、㈠輸入国の国内生産者が相手国からの輸入により重大な損害を受け又は受けるおそれのある場合には、これを救済する措置について双方が直ちに協議を行ない、また協議が妥結に至らなかつた場合及び緊急の場合には必要な限度内で協定の義務を停止できること、㈡既存の輸入制限で、これを突然に撤廃すれば国内産業に重大な損害を及ぼすおそれのあるものについては、双方政府の合意に基づき過渡的措置として輸入制限を継続し得ることが規定されている。

更に、交換公文においては、本協定が有効である限り、一九一二年に署名された日蘭通商航海条約の規定でこの協定に合致しない部分については、この協定が優先する旨を規定している。

なお、本協定は最後の批准書が寄託された日から三年間効力を有し、その後も三箇月の予告をもつて廃止の通告を行なわない限り、続いて効力を存続することになつている。

よつて、政府は本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、従来、ベネルックス三国のわが国に対するガット第三十五条援用の結果、不自然な状態にあつたわが国とこれら三国との間の経済関係を正常化し、安定した基礎の上に貿易の拡大が期待されるものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年三月三十一日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十六号参照〕

消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、最近の消防行政の推移に応じて、その一層の進展を図るため、若干の規定について改善、整備を行なおうとするもので、その要旨は次の通りである。

(1)　消防庁に次長一人を置くものとすること。

(2)　多年勤続して退職する非常勤消防団員に対する報償の制度を実施することに伴い、これに関する事務を消防庁の所掌事務に加えるものとすること。

(3)　消防庁及び都道府県の所掌事務に関する規定のうち「火災防ぎよ計画」とあるのを「消防計画」に改め、消防の任務全般について市町村が計画を樹立するよう指導できるものとすること。

(4)　消防団員の階級の基準を消防庁が準則で定めるものとすること。

議案の可決理由

二　本案は、消防行政の一層の進展を図るため妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に七千百四十四万八千円を計上している。

（内訳）

㈠　次長設置に伴う経費　百四十四万八千円

㈡　退職消防団員報償に必要な経費　七千万円

計　七千百四十四万八千円

右報告する。

昭和三十六年四月四日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、工業教員の需要の増加にかんがみ、緊急の措置として、臨時に、国立の工業教員養成所を設置して、工業教員の急速な養成を行なおうとするもので、その内容は次の通りである。

1　国立工業教員養成所は、北海道大学等九大学に附置されるものとすること。

2　国立工業教員養成所の修業年限は三年とし、その入学資格は高等学校卒業とすること。

3　国立工業教員養成所に、所長その他所要の専任職員を置くものとすること。

4　国立工業教員養成所における授業料その他の費用の免除および猶予について特別の規定を設けること。

5　右の養成所の卒業者に対して、高等学校教諭二級普通免許状が授与されるよう関係法規を整備すること。

6　昭和三十六年四月一日から施行するものとすること。

議案の修正議決理由

二　原案は、おおむね妥当なものと認めるが、原案の施行日として予定されていた「四月一日」がすでに経過しているので、これを「公布の日」と改め、昭和三十六年度入学者の取扱いを同年四月一日からの在学とみなそうとする修正を適切と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党の山中吾郎君外二名より、修正案が提出されたが、採決の結果少数をもつて否決された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に約五億八千八百万円が計上されている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

日本社会党の山中吾郎君外二名から提出された修正案は、「一　養成所によることなく、工業教員養成学部を国立九大学に設け、二　その学生の授業料等を徴収せず、かつこれら学生には一定額の学資を貸与し、三　卒業生には一定期間の就職義務を課すること等」を内容とする全面的な修正案であり、これに要する経費は約二億円の見込みであるが、国会法第

五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して荒木文部大臣は「経費の面で昭和三十六年度予算と一致せぬばかりでなく、根本的に計画を変更せねばならぬため、賛成いたしかねる」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十六年四月四日

衆議院議長清瀬一郎殿　文教委員長　濱野　清吾

〔別紙〕

附　則　（小字及び▬は修正）

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十六年四月一日）から施行する。

（昭和三十六年度に入学した者に関する第五条の適用関係）

2　昭和三十六年度に養成所に入学した者に関しては、その者は昭和三十六年四月一日から養成所に在学していたものとみなして、第五条の規定を適用する。

（教育公務員特例法の一部改正）

3　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則（第二十三条―第三十三条）」を「附則（第二十三条―第三十四条）」に改める。

附則第三十三条の次に次の一条を加える。

（国立工業教員養成所の職員に対するこの法律の準用）

第三十四条　国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第　号）による国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱いについては、当分の間、政令で定めるところにより、この法律の規定を準用する。

（文部省設置法の一部改正）

4　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）」の下に「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第　号）」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

5　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

9　工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第　号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

附則に次の一項を加える。

航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法によつて、昭和三十四年六月、日本航空機製造株式会社が設立され、自来中型輸送機の試作研究を行なつてきたが、本年度から、昭和三十八年度以降量産機の販売を行なうこととし、量産のための準備を開始することとなつた。

しかし、本会社は物的担保に乏しいため、量産のための資金調達はきわめて困難であるので、これが解決策として本案が提案されたものであり、本改正案の内容は、日本航空機製造株式会社の債務について、当分の間、政府が保証することができるようにしたことである。

なお、昭和三十六年度一般会計予算予算総則に日本航空機製造株式会社の債務について借入金三億円及びその利子に相当する金額を限度として政府保証を行なう旨が規定されている。

二　議案の可決理由

本案は、中型輸送機の量産を促進し、あわせてわが国機械工業の振興に寄与するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月五日

衆議院議長清瀬一郎殿　商工委員長　中川　俊思

計量法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国際度量衡総会の決議により長さ及び温度の計量単位の国際的な定義が変更されたことにかんがみ、わが国においても長さ及び温度の計量単位の定義を変更し、計量の安全を確保する等の必要から現行計量法に所要の改正を行なおうとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

1　長さの計量単位であるメートルの定義を現在のメートル原器による定義から、光の波長による定義に改める。

2　温度の計量単位は、現在、「度」を基本単位とし、ケルビン度を補助単位としていたものを、ケルビン度を基本単位とするように改める。

3　仏馬力の使用期間につき昭和三十七年以降も当分の間使用を認める。

4　はかり、ます等特定の計量器の用途、使用方法、使用範囲等について、事態の変転に応じた規制が行なえるようにする。

二　議案の可決理由

本案は、計量の安全を確保し、わが国の科学技術を振興するため、有効適切な措置と認め、別紙のごとき附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月五日

衆議院議長清瀬一郎殿　商工委員長　中川　俊思

〔別紙〕

計量法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

電気測定法は、明治年間の制定になり、権利、義務に関する重要事項を勅令に委任する等、今日の立法形式に添わざるのみならず、現行計量法体系からみれば、多くの検討すべき余地があることにかんがみ、政府は、すみやかに電気測定法の整備を図り、計量行政の一元化のための措置を検討すべきである。

〔第二十七号参照〕国民年金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民年金法に基づく国民年金事業を経営するため、新たに国民年金特別会計を設置しようとするものである。

主なる内容は次の通りである。

第一に、この会計においては、国民年金法に基づく国民年金事業に関するすべての経理を行なうこととしている。すなわち、同法に基づく拠出年金に関する経理に限らず、無拠出の福祉年金に関する経理をも行なうこととしている。

第二に、この会計は厚生大臣が管理することとし、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定の三勘定に区分経理することとしている。

国民年金勘定の歳入は、国民年金事業に係る保険料、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の業務勘定からの受入金、拠出制年金事業に要する費用に充てるための一般会計からの受入金、積立金からの受入金及び積立金の運用収入等とし、同勘定の歳出は、拠出制年金の給付費及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための業務勘定への繰入金等としている。

次に、福祉年金勘定の歳入は、福祉年金の年金給付に要する費用に充てるための一般会計からの受入金等とし、同勘定の歳出は、福祉年金の年金給付費等としている。

また、業務勘定の歳入は、国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てるための一般会計からの受入金、国民年金印紙の売りさばき収入及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための国民年金勘定からの受入金等とし、同勘定の歳出は、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費等としている。

第三に、以上のほか、この法律案においては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めるとともに、国民年金印紙の売りさばき等に関する規定を整備するため、附則において「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」の一部を改正することとしている。

二　議案の修正議決理由

国民年金法に基づく国民年金事業を経営するための措置として、おおむね妥当なる措置と認めたが、本案の施行期日について別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度国民年金特別会計予算に、国民年金勘定として四千二百四十八万円、福祉年金勘定として三百七億二千九百五万円、業務勘定として二百七十六億八千五百二十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月五日

衆議院議長清瀬一郎殿　大蔵委員長　足立　篤郎

〔別紙〕

附　則　（小字及び▬は修正）

1　この法律は、公布の日（昭和三十六年四月一日）から施行する。

（附則第四項及び附則第五項の規定を除き、昭和三十六年度の予算から適用する。）

2　昭和三十六年四月一日において
この法律の施行の際一般会計に所属する資産及び負債で国民年金事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計の業務勘定又は福祉年金勘定に帰属するものとする。

精神衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
精神障害者の治療には、一般には長期の入院と高額な医療費を必要とするため、患者世帯が貧困階級に転落することが多い実情である。特に自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者は社会不安の一因となつているので、今回本法に規定する都道府県知事の行なう措置入院の制度を強力に推進せしめる方途をとり、もつて精神障害者の医療費負担の軽減をはかる等精神衛生対策の徹底を期そうとするものである。
その要旨は次の通りである。
1　措置患者の入院に要する費用について現行二分の一の国庫補助率を十分の八の国庫負担率に引き上げること。
2　措置患者の医療に関する診療方針及び医療費の算定方法を法定し、健康保険の例によることとするとともに、医療費の支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができるようにすること。
二　議案の可決理由
精神障害者の医療及び保護の徹底を期するため、本改正案は時宜に適するものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）において、精神障害者入院措置費補助金として三十七億四千七百万円（前年度比　二十八億四千二百万円増）を計上している。（注　本年十月一日施行である）
右報告する。
昭和三十六年四月五日
社会労働委員長　山本　猛夫
衆議院議長清瀬一郎殿

郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、郵便為替事業の収支状況にかんがみ、郵便為替の料金を改定するとともに、利用者の利便に資するため、あらたに定額小為替制度を設けることを主たる目的とするものであつて、その要旨は次のとおりである。
1　郵便為替証書の金額の制限額は、無料為替および代金引換の普通為替を除いて、現在、証書一枚につき五万円となつているが、これを十万円に引き上げること。
2　普通為替および電信為替の料金を次のとおり改めること。

イ　普通為替の料金

改正料金		現行料金	
為替金額千円以下の場合	四十円	為替金額千円以下の場合	三十円
同千円をこえ、三千円以下の場合	五十円	同千円をこえ、三千円以下の場合	四十円
同三千円をこえ、五千円以下の場合	六十円	同三千円をこえ、五千円以下の場合	五十円
同五千円をこえ、一万円以下の場合	百円	同五千円をこえ、一万円以下の場合	六十五円
同一万円をこえ、三万円以下の場合	百五十円	同一万円をこえ、二万円以下の場合	八十五円
同三万円をこえ、五万円以下の場合	二百円	同二万円をこえ、三万円以下の場合	百五円
同五万円をこえ、七万円以下の場合	二百五十円	同三万円をこえ、四万円以下の場合	百二十五円
同七万円をこえ、十万円以下の場合	三百円	同四万円をこえ、五万円以下の場合	百四十五円

ロ　電信為替の料金

改正料金		現行料金	
次の金額と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額		普通為替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額	
為替金額三千円以下の場合	七十円	同一万円をこえ、三万円以下の場合	二百二十円
同三千円をこえ、五千円以下の場合	百二十円	同三万円をこえ、五万円以下の場合	二百七十円
同五千円をこえ、一万円以下の場合	百七十円	同五万円をこえ、七万円以下の場合	三百七十円
		同七万円をこえ、十万円以下の場合	四百七十円

ハ　電信為替の居宅払の料金

改正料金		現行料金	
定額小為替制度を新設すること。	四十円		三十円

3　現行の普通為替のほかに、あらたに三千円以下の小額送金に適する簡便で低料金の定額小為替制度を設け、その為替証書の為替金額および料金は次のとおりとする。

為替金額百円、二百円、三百円、四百円、五百円、六百円、七百円、八百円、九百円および千円の場合	十円
同千五百円および二千円の場合	二十円
同二千五百円および三千円の場合	三十円

4　現在、電信為替の金額には、一円未満の端数をつけることができないことになつているが、一円未満の通貨の通用が禁止されたことにより、この規定は死文化しているので、これを削除すること。
5　現在、郵便為替証書の再交付および郵便為替の払いもどしの場合には、料金としてそれぞれ二十円、また、電信為替の払渡局および払いもどし局の変更の場合には、料金として十円を徴しているのであるが、利用者の負担を軽減するため、これを廃止すること。
6　現在、代金引換の普通為替証書は、普通郵便により郵便物の差出人に送達することになつているが、利用者に対するサービスの向上を図るため、差出人の請求により普通郵便によるほか、速達郵便によつても送達することができることとし、その料金額および料金の徴収方法を定めることとすること。
7　この法律の施行期日は、昭和三十六年七月一日とすること。
二　議案の可決理由
本案の趣旨および内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　経費
昭和三十六年度郵政事業特別会計歳入予算為替料金収入中、料金改定等に伴う分として約一億三千万円が見込まれている。
右報告する。
昭和三十六年四月六日
逓信委員長　山手　満男
衆議院議長清瀬一郎殿

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（嗣谷勝利君外六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法によれば海上保安官に協力援助した者等が、災害を受け療養を開始し、三年を経過しても治ゆしない場合には、打切補償として一時金を給付し、以後国は給付

を行なわないことに規定されているが、昭和三十五年に国家公務員災害補償法が改正され、打切補償制度が廃止され治ゆするまで国が療養給付を行なうこととなつたので、これと同一歩調をとるため、現行法の打切給付を廃止して、治ゆするまで療養給付を行なうことができるように改正せんとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案は、国家公務員災害補償法の改正に伴う措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月七日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

森林開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

森林開発公団法は熊野、剣山周辺地域の奥地幹線林道を開設するため、昭和三十一年に制定され、その後、昭和三十四年に法律の一部改正が行なわれて奥地関連林道の開設事業をもあわせ行なえることとし現在に至つているが、公有林野等の造林については従来国が直接施行者となつて造林を行ない、水源林造成等に寄与し、これがいよいよ昭和三十六年度より本格的主伐期に入ることに伴い国の伐採業務が増加し、また、対象地が漸次分散化ないしは零細化したため国で行なうことが不適当となつたのでこの水源林造成に係る事業はこれを森林開発公団が行なうこととするため本案が提出せられたのである。

本案の主なる内容は

第一に、水源林造成を急速に行なう必要がある指定地域内の土地につき、公団が分収造林特別措置法に規定する造林者又は費用負担者となつて水源林造成に係る事業を行なうこととし、この業務拡張に伴い理事一名を増員すること。

第二に、公団は業務方法書を定め、農林大臣の認可を受けなければならないものとし、業務方法書の変更についても同様とするほか、認可のあつた場合は遅滞なく公告する。

第三に、公団の資本金は十億円とし、全額政府出資とするほか政府は必要に応じ予算の定める範囲内で追加出資できることとし、これらの出資金、運用益は水源林造成業務の財源にあて、また、水源林造成に係る経理は他の経理と区分すること。

第四に、公団の業務上の余裕金を運用することができる方法として、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託ができること、等である。

二　議案の修正議決理由

公有林野等の官行造林事業実施以来水源林等の造成に寄与してきたが、昭和三十六年度以降これが本格的主伐期に入り、このため国の伐採業務は増加し、また、対象地が漸次分散化ないしは零細化しつつあるので、この業務を公団に移そうとする本法案の主旨は妥当と認められる。しかし本案の施行期日四月一日が既に経過しているので、これを公布の日から施行することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度一般会計予算、大蔵省所管、政府出資金のうちに、森林開発公団出資に必要な経費として十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月七日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行する。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公有林野等官行造林法は大正九年に制定をみ、その後、昭和三十一年に同法の一部改正が行なわれ、自来、公有林野、市町村有林野、部落有林野及び水源林地帯の私有林を対象に、収益分収の契約により、国において造林し、水源林の造成と市町村の基本財産の育成とに寄与してきたが、今回、「森林開発公団法の一部を改正する法律案」が成立すれば、この官行造林事業と同種の事業を森林開発公団が行なうこととなる等の理由により、同法を廃止するため本案が提出せられたものである。

この改正案の内容は、公有林野等官行造林法を廃止するが、この法律の施行前に締結された契約については同法は、なおその効力を有することとしている。

二　議案の修正議決理由

従来、公有林野等官行造林法に基づき国が行なつてきた水源林造成事業と同種事業を、国の出資を受けて森林開発公団が行なうこととなつたこと及び最近における公有林野の造林事業に係る助成の整備状況等にかんがみ、公有林野等官行造林法を廃止することは妥当と認められるが、本案の施行期日が既に四月一日を経過しているのでこれを公布の日から施行することとすることを適当と認め、原案を別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月七日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行する。

〔第二十八号参照〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国有林野事業特別会計法の一部を次のように改正しようとするものである。

1　国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益をもつて、前年度からの繰越損失をうめ、残余は、政令で定めるところにより、利益積立金及び特別積立金として整理することとする。

2　国有林野事業勘定において、毎会計年度、前年度から持ち越された歳出の財源に充てることができる現金のうちから、特別積立金に見合うまでの額を特別積立金引当資金に組み入れるものとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとする。なお資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額を減額して整理することとする。

3　一時借入金及び融通証券の借換の規定を設けることとするほか、改正に伴う規定の整備及び現在ある損失補てん積立金を利益積立金及び特別積立金に分離する等必要な経過規定を設けることとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、国有林野事業特別会計の一般林政事業に対する協力の方法の合理化を図るための措置として、おおむね妥当なる措置と認めたが、なお、施行期日について、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度国有林野事業特別会計予算に、特別積立金引当資金よりの受入として二十三億円が計上されており、これを林業振興事業のために必要な経費として一般会計に繰入れることとしている。

右報告する。

昭和三十六年四月十一日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(261)三三一一　官報課

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十六年六月二十八日

○第三十八回国会 衆議院会議録追録（二）

〔第二十九号参照〕

失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇失業保険の給付内容を改善するとともに、あわせて日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改正を目的とするものである。

その要旨は次の通りである。

1　日雇失業保険金日額を引き上げ、現行二段階制（第一級二百円、第二級百四十円）を三段階制とし、次のように改めること。

第一級	三百三十円
第二級	二百四十円
第三級	百七十円

2　日雇失業保険料日額について、現行二段階制（第一級十円、第二級六円）を三段階制とし、次のように改めること。

賃金日額	四百八十円以上の場合	第一級　十六円
賃金日額	二百八十円以上四百八十円未満の場合	第二級　十二円
賃金日額	二百八十円未満の場合	第三級　六円

3　日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、それぞれ第一級八円、第二級六円、第三級三円とすること。

4　日雇失業保険金日額の算定方法を次のように改めること。

(1)　第一級の保険料が二十八日分以上納付されている場合には第一級の保険金日額

(2)　次の場合には第二級の保険金日額

イ　第一級の保険料及び第二級の保険料が合計して二十八日分以上納付されている場合

ロ　第二級の保険料が二十八日分以上納付されている場合

ハ　その保険料の納付状況がイ又はロに該当しない場合であつて、その納付された二十八日分の保険料の平均日額が十二円以上の場合

(3)　納付された保険料が二十八日分以上であつてその保険料の納付状況が(1)又は(2)に該当しない場合には第三級の保険金日額

5　受給資格の調整制度について、現行法においては、日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職した場合には、その前二月を一般失業保険の被保険者期間として計算することとしているが、これを翌月に限らず、引き続き雇用された後離職した場合にも、その二月の各月を一般失業保険の被保険者期間として計算することができること等である。

二　議案の修正議決理由

日雇失業保険における給付内容の改善等は、日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、その趣旨適切妥当なものと認めるが、なお所要の修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として失業保険特別会計（労働省所管）において昭和三十六年度五億七千百万円、平年度七億一千百万円を見込んでいる。

右報告する。

昭和三十六年四月十一日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「三百円」を「七百円」に改める。

第三十八条の八中「第一級二百円、第二級百四十円」を「第一級三百三十円、第二級二百四十円」に改める。

第三十八条の九第二項を次のように改める。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の日額は、同項に規定する二月間に納付された保険料に応じ、次の各号によるものとする。

一　第一級の保険料が二十八日分以上の場合　第一級の失業保険金の日額

二　第一級又は第二級の保険料が二十八日分以上の場合（前号に該当する場合を除く。）　第二級の失業保険金の日額

三　第一級又は第二級の保険料が二十八日分未満の場合であつて、次項の規定により計算した保険料の平均額が第二級の保険料額以上であるとき　第二級の失業保険金の日額

四　前三号以外の場合　第三級の失業保険金の日額

第三十八条の九第二項の次に次の一項を加える。

前項第三号の保険料の平均額は、第一項に規定する二月間に納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で除して得た額とする。

第三十八条の十一第一項中「第一級十円、第二級六円」を「第一級十六円、第二級十二円」に改め、同条第二項中「第一級については五円、第二級については三円」を「第一級については八円、第二級については六円」に改める。

保険料額は、一日につき、第一級十六円、第二級十二円、第三級六円とし、その区分は、日雇労働被保険者に支払われた賃金の日額に応じ、次の各号によるものとする。

一　賃金の日額が四百八十円以上の場合　第一級

二　賃金の日額が二百八十円以上四百八十円未満の場合　第二級

三　賃金の日額が二百八十円未満の場合　第三級

附　則

1　この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、○第十七条の改正規定は同年七月一日から、○第三十八条の八及び第三十八条の九の改正規定は、同年七月四日から施行する。

2　昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月中における保険料の納付日数が十四日以上である者に対して支給するものに限る。）については、改正後の第三十八条の九第二項中「同項に規定する二月間」とあるのは「昭和三十六年六月」と、「二十八日分」とあるのは「十四日分」と、同条第一級の失業保険金の日額によるものとし、第三項中「第一項に規定する二月間」とあるのは「昭和三十六年六月」と、「二十八日」とあるのは「十四日」とする。

3　昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月における保険料の納付日数が十四日未満である者に対して支給するものに限る。）については、同年五月において納付された改正前の第三十八条の十一の規定による第一級又は第二級の保険料は、改正後の同条の規定による第二級又は第三級の保険料とみなして、改正後の第三十八条の九第二項及び第三項の規定を適用する。

4　改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

5 4 改正後の第三十八条の十五の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年四月一日以後の二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用された場合について適用する。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、郵便振替貯金事業の収支の状況にかんがみ、郵便振替貯金の料金を改正することが主たる目的であつて、その要旨は次のとおりである。

1　郵便振替貯金の払込み、振替、払出しおよび口座開設の料金ならびに公金等に関する郵便振替貯金の払込みおよび即時払の料金を次のとおり改めること。

改正料金	現行料金
(一)　払込みの料金	
イ　通常払込み	
払込金額千円以下の場合　三十五円	払込金額千円以下の場合　二十五円
同　千円をこえ、五千円以下の場合　五十円	同　千円をこえ、一万円以下の場合　四十円
同　五千円をこえ、一万円以下の場合　七十円	同　一万円をこえる場合　六十円
同　一万円をこえ、五万円以下の場合　百円	同　五千円をこえ、一万円以下の場合　百円
同　五万円をこえ、十万円以下の場合　百五十円	同　一万円をこえ、五万円以下の場合　百四十円
同　十万円をこえる場合　二百円	同　五万円をこえ、十万円以下の場合　二百円
ロ　電信払込み	ロ　電信現金払
通常払込みの料金と電信に関する料金（第三十条の二に規定する場合には、電話に関する料金。）を基準として省令で定める金額との合計額に二十円を加算した金額	通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額に三十円を加算した金額
(二)　振替の料金	
イ　通常振替　三十円	口座開設の料金　五十円
ロ　電信振替	公金等に関する郵便振替貯金の取扱料金
通常振替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額に十円を加算した金額	イ　公金払込み
(三)　払出しの料金	払込金額の総額の千分の五に相当する金額に一の払込みについて十五円を加算した金額
イ　通常現金払	ロ　公庫償還金等の払込み　三十円
払出金額千円以下の場合　四十円	ハ　公金等の即時払　三十円
同　千円をこえ、五千円以下の場合　六十円	同　五千円をこえ、一万円以下の場合　七十円
払出金額千円以下の場合　三十円	同　一万円をこえ、五万円以下の場合　九十円
同　千円をこえ、五千円以下の場合　五十円	同　五万円をこえ、十万円以下の場合　十五円
	通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額　三十円
	通常振替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額　十五円
	通常払込みの料金と電信に関する料金（第三十条の二に規定する場合には、電話に関する料金。）を基準として省令で定める金額との合計額　十五円

2　現在、別名使用および口座譲渡の場合には、料金としてそれぞれ三十円、払込金還付局の変更および払渡局の変更の場合には、料金としてそれぞれ十円、また払出証書の再交付の場合には料金として二十円を徴しているのであるが、利用者の負担を軽減するため、これらの料金を廃止すること。

3　日本放送協会の放送受信料および日本育英会の貸与金の返還金について、あらたに公金等に関する郵便振替貯金と同様の方法による取扱いをすることができることとすること。

4　この法律の施行期日は、昭和三十六年七月一日とすること。

二　議案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度郵政事業特別会計歳入予算振替貯金料金収入中料金改定等に伴う分として約三億九千万円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十六年四月十二日

通信委員長　山手　満男

衆議院議長清瀬一郎殿

新技術開発事業団法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、新技術の開発を効率的に行ない、その成果を普及することを目的とし、全額政府出資の法人として新技術開発事業団を設置するもので、その要旨は次の通りである。

1　役員は内閣総理大臣の任命する理事長、専務理事各一人、理事四人以内、監事一人とする。

2　科学技術に関する学識経験者十名以内で構成する開発審議会を設け、新技術開発の基本方針の決定、新技術の選定、開発実施の結果の認定など、重要事項について理事長の諮問に応ずる。

3　事業団の業務は、企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること、新技術の開発の成果を普及すること、新技術の開発についてあつせんすること等とする。

4　事業団は、内閣総理大臣が監督する。

5　事業団に対しては、登録税、印紙税、所得税、法人税、事業税、不動産取得税を非課税とし、税制上の措置をとる。

6　理化学研究所から事業団への権利及び義務の承継についての規定、その他経過規定を設け、理化学研究所法の関係条文を整理する。

二　議案の可決理由

本案は、新技術の開発を効率的に行ない、その成果を普及するための措置として、適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計大蔵省所管予算中、新技術開発事業団出資に必要な経費として三億円が計上され、理化学研究所の新技術開発関係資産約三億四千万円を承継し、合計額約六億四千万円である。

右報告する。

昭和三十六年四月十三日

科学技術振興対策特別委員長　山口　好一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

新技術開発事業団法案に対する附帯決議

一、新技術開発事業団の所管は、内閣総理大臣に属せしめているが、本事業団の目的並びに業務が新技術の企業化に密接な関連を有するため、一般事業所管各省との間に権限の分界に明確をかくおそれがあり、このことは、本事業団のみ

の問題ではないので、今後各省庁の設置法等について根本的に再検討を加え、この種の疑義をなくすことが必要である。よつて政府はこの点について適切なる措置を講ずべきである。

二、貿易の自由化を迎えんとする今日、わが国経済が国際競争において安定した地位を保持するためには、ますます国産技術の開発をはからねばならない。よつて政府は特に次の各項につき、十分なる措置を講ずべきである。

㈠ 外国技術の導入にあたつては、国産技術振興の見地に立つて企業の利益にもとづく安易な競合をきたさないよう措置すべきである。

㈡ 各省庁の割拠主義を排し、人材、設備、資金等の総合的かつ効率的運営をはかるべきである。

㈢ 中小企業の技術的立ち遅れを克服しうるよう技術の向上と普及の機会を積極的に造成すべきである。

㈣ 民間における発明の奨励、その工業化の助長等について中央、地方を一貫した国産技術の開発対策を充実すべきである。

右決議する。

〔第三十号参照〕

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府はパキスタンとの間に通商関係の条約を締結するため一昨年来交渉を行なつてきたが、交渉がまとまり、昨年十二月アユーブ・カーンパキスタン大統領の来日を機に、同月十八日、本条約及び本条約の不可分の一部をなす議定書に署名を行なつた。

本条約は、両国間の平和及び友好関係の強化、貿易及び通商関係の促進並びに投資及び経済協力の助長のため、無条件の最恵国待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、居住、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有権、仲裁判断、関税、為替管理、輸出入制限、貿易経済関係の強化、科学技術知識の交換及び利用の促進、国家貿易等広範な事項についての待遇を規定している。

なお、本条約は、批准書交換の日の後一箇月で発効し、五年間効力を有し、その後も一箇年の予告により廃棄しない限り続いて効力を有することになつている。

よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間の平和友好関係を増進し、現在ガット関係にある両国間の通商経済関係を一層安定した基礎の上に置くことになることが期待される。よつて、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月十四日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十五年十二月二十七日付の国会及び内閣に対する人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）について所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　同一市町村内における暫定手当の不均衡の調整措置

本年四月一日における市町村の区域（境界変更により編入された地域を除く。）内に、その全域にわたつて暫定手当が支給されてはいるが、支給地域区分の段階を異にする地域を含んでいる場合には、そのうちの最低の地域に在勤する職員に対して一段階上位の暫定手当を支給することとし、また、同日における市町村の区域内に、暫定手当の支給地域と非支給地域の双方を含んでいる場合には、非支給地域に在勤する職員に対して二級地の暫定手当を支給することとしていること。

なお、昭和二十七年十月二日以後本年四月一日の間になされた境界変更により編入された地域に所在する官署に勤務する職員に対する暫定手当の支給地域区分は、本年四月一日現在における当該編入地域の属する市町村内の近接地域の支給区分等を勘案して人事院規則で定めることとしている。

2　在勤する地域を異にして異動した場合の特例措置

本年四月一日以降、職員がその受けていた暫定手当の支給区分より低い区分の地域または非支給地域に異動した場合には、その異動の日から六月間、異動前の支給地域区分に応ずる暫定手当を支給することとしていること。

なお、施行期日は昭和三十六年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

昭和三十五年十二月二十七日付人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十六年四月一日に経過したので別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

一般会計所属職員分　約四千八百万円

特別会計所属職員分　約九百万円

合計約五千七百万円が昭和三十六年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月十四日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十六年四月一日）から施行する。

（小字及び――は修正）

一　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十五項」を「附則第二十七項」に改める。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

1　昭和三十五年十二月二十七日付の人事院勧告に基づき、薪炭手当の支給額の最高限を、世帯主たる職員に対しては現行の五千円から七千五百円に、その他の職員に対しては現行の千七百円から二千五百円にそれぞれ引き上げていること。

なお、世帯主たる職員のうちたとえば独身者などに対する支給額は、採暖の実情を考慮して五千円を限度とすることとし、それに該当する職員の範囲は、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることとしている。

2　北海道の丙地に在勤する職員に対する石炭手当について、その支給額の算定基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員に対して現行の三トンから三・一トンに引き上げていること。

二　議案の可決理由

昭和三十五年十二月二十七日付人事院勧告の趣旨並びに北海道丙地在勤職員の採暖事情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

1　薪炭手当増額に要する経費として

一般会計所属職員分　約六千九百万円

特別会計所属職員分　約一千五百万円

合計約八千四百万円が昭和三十六年度予算に計上されている。

2　石炭手当増額に要する経費は

一般会計所属職員分　約五百万円

特別会計所属職員分　約二十万円

合計約五百二十万円である。

右報告する。

昭和三十六年四月十四日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

人事異動の円滑化を図るため、同一市町村内における寒冷地手当の支給について、政府はすみやかに人事院をして、調査研究せしめ、その是

正措置を講ずべきである。

右決議する。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与に関する法律その他の改正の結果、科学技術の専門的知識を必要とし、かつ、採用が困難と認められる職に、新たに採用されるもの等に対し、初任給調整手当を支給することとなつたのに伴い、指定都市を除く市町村立高等学校の定時制課程の教員に対する初任給調整手当は、これを都道府県の負担とする旨を定めるとともに、本法第一条に規定されている死亡一時金の制度は、既に先般来、改廃されているので、この際、これを削除し、条文の整理をしようとするものである。

二　議案の可決理由

都道府県が負担する市町村立学校職員の給与の種類に、初任給調整手当を加えるとともに、所要の規定を整備することは適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月十四日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

鉱工業技術研究組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

貿易の自由化に対処して、生産性向上の基礎となる技術水準を高めるため、鉱工業技術研究機関の充実を図る特別の施策が要請されているが、わが国の鉱工業技術に対する研究投資は、国際水準に比較して過少であり、中小規模の企業の乱立等により研究投資が分散し、試験研究が重複する傾向にあるので、研究投資の効率を高め、試験研究の重複等を避け基礎的研究を推進するためには、企業間の協同研究の充実を図ることが必要である。

本案はかかる現状にかんがみ、法人格を有する鉱工業技術研究組合制度を設け、税制上の優遇措置を講じ、鉱工業技術の協同研究を推進し、もつてわが国の生産技術の向上を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

(1) 組合は法人とし、その資金調達は、組合員の出資によらず、原則として賦課金によることとしたこと。

(2) 組合の事業

(イ) 組合員のための試験研究の実施と、その成果管理。

(ロ) 組合員に対する技術指導を行なうこと。

(ハ) 試験研究のための施設を組合員に使用させること。

(ニ) 前各号の事業に附帯する事業。

(3) 組合員の資格は、試験研究の成果を直接、間接に利用する者に限定したこと。組合員の加入は事業協同組合と異なり、自由加入でなく定款により制限することができることとし機密性の保持や便乗加入排除を可能としたこと。

(4) 組合員の議決権、選挙権は平等であることを定め、特定組合員の利益を目的とする運営を禁止したこと。

(5) 組合設立の要件として、定款、試験研究の実施計画、初年度事業計画及び収支予算、役員氏名については認可を受けなければならないこととし、運営規約、次年度以降毎年の事業計画及び収支予算は届け出ることにした。これにより擬装組合又は休眠組合の出現を防止することにしたこと。

(6) 毎事業年度の剰余金の分配を禁じ（配当禁止）、組合の非営利性を明確にし、組合事業遂行の基礎を強化するように配慮したこと。

(7) 主務大臣および大蔵大臣の承認を受け重要な試験研究用固定資産（設備に限定）の取得のため組合員が納付した賦課金に対する所得税又は法人税については、租税特別措置法の定めにより優遇措置を講じたこと。

(8) その他、中小企業等協同組合法の準用規定のほか、罰則等の規定が設けられている。なお、附則で登録税法を改正し、組合の登記に要する登録税が免除されている。

二　議案の可決理由

本案は、鉱工業技術の協同研究の推進を図り、もつて産業の高度化、生産性の向上に寄与するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年四月十八日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

鉱工業技術研究組合法案に対する附帯決議

貿易の自由化を控え、国産技術を国際的水準に向上せしめるためには、その基礎となる試験研究機関の画期的な整備拡充を図る必要がある。

よつて、政府は本法施行に当たり、次の諸点につき十分考慮すべきである。

一、科学技術庁並びに関係各省庁の設置法等に再検討を加え、各省庁の権限の分界を明確にし、研究機関の効率的運営を図ること。

二、協同研究は、鉱工業に限らず、広くその必要性が認められるので、鉱工業以外の研究組合についても検討すること。

三、わが国研究投資額の僅少なるにかんがみ、研究費の増額、金融、税制上の優遇等につき格段の措置を講ずること。

四、研究技術者特に国、地方公共団体の技術者の待遇を改善し、研究員の確保に努めること。

五、研究組合の運営は、大企業偏重とならざるよう留意するとともに、中小企業の協同研究を促進し、その技術を向上せしめるよう配慮すること。

六、組合解散に当たつては、従業員の処遇等につき、格段の考慮を払うこと。

〔第三十一号参照〕

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、外地からの引揚げ、その他特殊の事由によつて退職した後、再び職員となつた者等について、これらの者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算等について、新たに次のような特例を設けることとしようとするものである。

1　現行の国家公務員等退職手当法においては、退職手当の額を計算する場合、その基本となる勤続期間の計算については、職員としての引き続いた在職期間によつて計算することを原則としているが、外地官署引揚職員、外国政府職員等であつた者及び追放該当職員並びに軍人軍属であつた者が、本邦に帰還した日から一定期限内に職員として再就職した場合には、前後の在職期間は引き続いたものとみなし、これを通算するという特例が設けられている。しかして右の特例措置は、昭和二十八年七月三十一日までに再就職した者についてしか認められていないので、今回これを改正して、同年八月一日以降に再就職した者についても同様にこの特例を適用することができることとしている。

2　従来、外地官署引揚職員等の退職手当の額を計算する場合には、引揚げ、追放等による退職のとき支給された退職手当の基礎となつた在職期間は、これを除算することとしているが、今回これを改め、当該退職者の再就職前後の在職期間を通算することとした場合にうける退職手当の支給割合と、再就職前の在職期間に対する退職手当の支給割合との差を退職時の俸給月額に乗じた額とすることとしている。

なお、以上の特例は、本年三月一日以降の退職者について適用することとしている。

二　議案の修正議決理由

外地引揚職員等の退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、おおむね妥当なるものと認めたが、さらに、改正後の勤続期間の計算に関する特例を、昭和二十八年八月一日以降の退職者に遡及して適用せしめる必要を認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、昭和三十六年度において約一億円の支出増が見込まれる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、大久保大蔵政務次官より、本修正に対して「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十六年四月十九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等退職手当

○（以下「新法」という。）中新法附則第九項に係る部分及び規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法第七条の二第一項に係る部分

○附則第七項―附則第九項○及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3　昭和二十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日までの期間（以下「適用期間」という。）内に退職した者につき、新法附則第九項の規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうち同項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令（以下「退職時の法令」という。）の規定によるものとする。ただし、勤続期間に関する事項のうち新法附則第四項に規定するものについては、政令で別段の定めをすることができる。

4　適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるもの（そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族）が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る新法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の死亡による場合には、その者の他の遺族）で適用期間内に死亡したもの以外のものに対し、その請求により、支給する。

5　新法第十一条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替えるものとする。

6　適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当（そのものの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当）は、新法及び附則第三項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき新法及び附則第三項の規定による退職手当を含む。）の内払とみなす。

〔別紙〕

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、外地官署引揚職員等の退職手当の計算の基礎となる勤続期間の取扱いについて、左記の諸点に留意して運用されたい。

(イ)　外地官署引揚職員等の退職手当計算の基礎となる在職期間の通算措置を、終戦後の特殊事情等を考慮し、実情に即して緩和すること。

(ロ)　前号の措置は、昭和二十八年八月一日以後の既退職者についても、遡及適用せしめること。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員共済組合法等の規定により現に支給されている年金を、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて改定しようとするもので、主なる内容は次の通りである。

1　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金については、その額を同年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給法等の年額の改定措置に準じて改定することとする。

2　昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から、新給与制度による俸給の再計算が実施された同年十二月一日までの間に退職した者の年金額については、本人の希望により、同年六月三十日に退職した者とみなした場合にうける年金の額に改定できることとしている。

3　公務傷病年金の最低保障額を、恩給法における増加恩給の引上措置に準じて引き上げることとする。

4　以上の年金額改定のほか、若年者に対する増加分の支給停止その他について所要の措置を講ずることとしている。

議案の可決理由

恩給法等の一部改正に伴う措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月十九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、さきに行なわれた国家公務員共済組合法の全部改正及び恩給法の一部改正に伴い、公共企業体職員等共済組合の長期給付の内容に不均衡を生ずることになつたので、その内容を合理化する等のため提出されたものである。

主なる内容は次の通りである。

第一は、軍人恩給公務員期間の組合員期間への算入について、次の措置をとることとしている。すなわち、恩給法の一部改正により、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることになつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の七年未満の在職年数を組合員期間に算入するとともに、軍人一時恩給の基礎となつた七年以上十二年未満の恩給公務員期間も組合員期間に算入することとしている。

また軍人普通恩給をうける権利は、受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつている在職年数を組合員期間に算入することとしている。

第二は、国家公務員共済組合法の例にならい、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも、遺族年金を支給することができることとしている。

第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとしている。すなわち、現行法においては、組合員または組合員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五歳以上でなければ遺族とはしないこととなつているが、これを五十五歳以上であることを要しないこととしている。ただし、遺族年金については、五十五歳までその支給を停止することとしている。

なお、本案はさきに参議院において修正議決の上本院に送付されたものであるが、その修正の内容は次の通りである。

すなわち、現行法においては、旧令共済組合の組合員であつた期間は、昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後引き続き職員である者に限つてその期間を資格期間としてみることとなつているが、これを本法の施行日の前日である昭和三十一年六月三十日までに職員となつた者にまで、その範囲を拡げることとしたものである。

二　議案の可決理由

国家公務員共済組合法及び恩給法の一部改正に伴う措置として大体において妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本改正に伴う所要経費は、軍人関係において百七十八億二千万円、遺族関係において二千百三十四万円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十六年四月十九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は左の事項について速やかに検討し、その実現を期せられたい。

一、旧陸海軍工廠等から日本国有鉄道その他の公社に引き継がれた職員等の通算措置については、その期間の完全な通算、減額規定の是正等に関し適当な措置を講ずること。

二、日本国有鉄道はじめ三公社に再採用された者について、再採用前の職員の在職期間を組合員の期間としてすべて通算すること。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進するため、当該事業についての国の負担割合を当分の間引き上げようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　適用団体の基準を地方交付税制度上の基準財政収入額の基準財政需要額に対する比率に求めることとし、都道府県における過去三か年間の右比率の平均が、おおむね四十六パーセントであるので、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの都道府県の財政力指数が四十六パーセントに満たない場合、その団体に本法を適用することにしている。

2　適用事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁港及び農業用施設の事業とし、且体的には、政令でこれを定めることとしている。

3　国の負担割合の引上げの方法については、財政力指数が最も低い適用団体の引上率が二十五パーセントとなるように定め、財政力の上昇に応じて逓減する方式によることとし、その結果、適用団体の負担割合が一割未満となる事業については、最低限度一割は地方公共団体が負担するように国の負担割合を定めることとしている。

4　現行の地方財政再建促進特別措置法及び各地方開発促進法の

規定による国の負担割合の特例は、都道府県については廃止することを建前とし、昭和三十八年度までに漸進的に本法に吸収することとして、所要の経過措置を設けることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、後進地域の現状よりみて、時宜に適したものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府は、本法の意図する地域格差の是正を達成するため、それぞれの適用団体における開発が総合的効果をあげ得るよう配意するとともに、開発指定事業の決定に際しては、とくに左記事項の実現をはかるべきである。

一、災害関連事業並びに海岸保全施設整備事業及び湖岸堤防整備事業については、事業費の額による制限を加える場合においてもその額は最少限度に止めること。

一、河川事業については、小規模河川改修事業をも対象事業とすること。

一、砂防事業、治山事業及び地すべり対策事業については、適用河川水系及び準用河川水系にかかるものをすべて対象事業とすること。

右決議する。

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体が証券を発行する方法により、地方債を起こす場合において、信用力を補完し、その消化を容易にするため、二以上の地方公共団体が議会の議決を経て、共同して証券を発行することができるものとし、この場合に、これらの地方公共団体は、その地方債の償還及び利息の支払について連帯債務を負うこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

地方債の消化を促進するための措置として、本案は妥当なものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十二号（その一）参照〕

国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現行の定員管理制度の欠陥を是正して、実効のある定員規制を行なうため、定員規制の対象となる職員の範囲を明確にする定員規制方式すなわち「各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、法律でこれを定める」という制度を確立するとともに、行政機関の実体に即応して、定員規制に弾力性を保持させる必要のある五現業の職員の定員及び特別の事情により緊急に増加を必要とする職員の定員については、政令で定めることができるとし、かつ、従来のように、職員の定員のみを各省庁の設置法等から切り離して、別個の法律で規定することなく、内閣関係機関並びに各行政機関の必要とする具体的な定員については、当該省庁の設置法等において、特別職の職員をも合わせ、それぞれ規定することに改め、行政機関職員定員法はこれを廃止し、関係法律に所要の改正を行なうものである。

本案の内容の主なる点は次の通りである。

イ　国家行政組織法第十九条の規定「各行政機関に置かるべき職の定員は、法律でこれを定める」を次の趣旨に改める。

1　各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要のある職に充てるべき常勤の職員の定員は、法律でこれを定める。

2　特別の事情により、緊急に定員を増加する必要が生じた場合に附加する定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。

3　政令によつて附加された定員で、一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、法律改正の措置を講じなければならない。

ロ　国家行政組織法第二十一条に、第二項として、次の趣旨の規定を加える。

現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところにより、政令でこれを定めることができる。

ハ　各行政機関の一般職の職員の定員においては、昭和三十六年度の事業予定計画に伴う増九千六百九十一人、減千九百十七人、差引き増七千七百七十四人、定員外職員の定員化四万七千六百九十三人、定員の総合計は七十五万六千五百六十五人となる。そのうち、四十三万五百七十七人については各省庁の設置法等で規定し、残り三十二万五千九百八十八人については政令で規定することとしている。

1　増員の主なるものは次の通りである。

a　科学技術庁の附属研究所の拡充に伴う　一七七人

b　保護観察の強化に伴う　一〇〇人

c　税関の輸出入業務量の増加に伴う　四〇〇人

d　国立学校の学年進行、学部の増設等に伴う　二、七二二人

e　国立病院、国立療療所看護婦の勤務条件の改善に伴う　三〇七人

f　国立ガンセンターの設置に伴う　二五一人

g　労働者災害補償保険の業務量増加に伴う　一二五人

h　公共事業等の増加に伴う　三六七人

i　特定郵便局の増置に伴う　四〇〇人

j　郵便取扱業務量の増加に伴う　一、三一八人

k　電気通信施設の拡充に伴う　一、八五八人

（注）i、j、kについては政令で定める。

2　減員の主なるものは次の通りである。

a　駐留軍提供施設等の減少に伴う　七五人

b　国民年金業務の一部を地方公共団体へ移替えに伴う　一五七人

c　農林省の公共事業の一部を愛知用水公団へ移替えに伴う　一一三人

d　電気通信施設の一部を日本電信電話公社へ移替えに伴う　一、三〇七人

（注）dについては政令で定める。

ニ　特別職の職員としては、宮内庁法一部改正において二十二人を、外務省設置法一部改正において七十五人をそれぞれ規定している。

なお、この法律施行の際、現に、二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち、常勤の職員は、当分の間、これを定員の外に置くことができるとし、調達庁、厚生省、食糧庁その他の省庁については、それぞれ、所要の暫定定員を附加し、未帰還職員に関する取扱いについては、従前の例によるとしている。

ホ　施行期日

本案は、昭和三十六年四月一日から施行する。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政運営上、妥当なものと認めるが、その施行期日については、四月一日が既に経過しているので、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約十三億七千万円が昭和三十六年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附則（施行期日）

（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（常勤の職員に対する暫定措置）

3　昭和三十六年四月一日においてこの法律の施行の際、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

（定員外の指名）

10　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十項から第十四項までの規定は、昭和三十六年四月一日以後この法律施行後においても、なおその効力を有する

ものとする。ただし、同法附則第十項の表厚生省の項中「昭和三十六年五月十五日　四五人」とあるのは、「昭和三十六年五月十五日　一三人　昭和三十七年五月十五日　三二人」とする。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方税制の自主性を強化するため国税改正の影響が自動的に及ばないように住民税の課税方式等の改正を行なうとともに、国税の減税に対応してできる限り減税を行ない、また、大衆負担の軽減合理化のため遊興飲食税、電気ガス税等の減税を行ない、その他税負担の均衡化の推進等税制の合理化を図るほか、新道路整備計画の財源にあてるため軽油引取税の増徴を図る等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

第一　住民税に関する事項

1　市町村民税所得割の課税方式については、現行の五つの課税方式を整理して第二課税方式の本文とただし書の二方式とし、

(1)　所得の範囲及び計算方法は原則として所得税法の定めるところによることとするが、専従者控除制度については現行のままとすること

(2)　所得控除については原則として現行の第二課税方式本文と同様に各種控除を行ない、その額はすべて現行の金額によること

(3)　税率は地方税法において準拠すべき税率を定め、具体的な税率は市町村が条例で定めること

(4)　税額の算定方法については、総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額ごとに分離して計算すること

(5)　障害者、老年者、寡婦及び勤労学生に対する税額控除は本文方式にあつてはすべてこれを行なうべきものとし、ただし書方式にあつては市町村の実情に応じ条例の定めるところによつて行なうこと

(6)　その他所得割の課税上必要な事項に関する申告制度等の整備を図ること

2　道府県民税所得割については、市町村民税所得割の課税方式の改正に対応して、その本文方式と同様の課税方式によることとし、その賦課徴収については現行どおり市町村に委任すること。

3　法人の住民税については、法人税の減税に対応して法人税割の減税を行なうとともに、法人税における耐用年数の改訂等の改正はそのまま法人税割に影響させること。なお、法人税が課税されるが住民税が課税されない法人に対する非課税規定は、原則として廃止すること。

第二　事業税に関する事項

1　個人事業税について、白色申告者についても新たに五万円を限度として専従者控除を行なうこととし、基礎控除については現行どおりとすること。なお、災害又は盗難により事業用資産について生じた損失については新たに雑損控除の制度を設けること。

2　法人事業税について、各種協同組合等に対する課税の特例については、法人税の特例措置と同様の取扱いになるように改めるとともに、法人税の耐用年数の改訂等はそのまま事業税に適用すること。

第三　不動産取得税に関する事項

1　譲渡担保による不動産の取得については、一定の条件の下に非課税とすること。

2　住宅を新築するための土地の取得に対する不動産取得税の軽減措置の適用範囲を拡大すること。

第四　娯楽施設利用税に関する事項

1　法定課税対象施設を整理するとともに、利用料金を課税標準とする場合の標準税率をゴルフ場その他これに類する施設等については百分の三十（現行百分の五十）に、その他の施設については百分の十五（現行百分の三十）に引き下げること。

2　ゴルフ場の利用に対する定額課税の標準税率を一人一日四百円（現行二百円）に引き上げること。

第五　遊興飲食税に関する事項

1　名称を「料理飲食等消費税」に改めること。

2　免税点を次のように引き上げること。

(1)　旅館における宿泊及びこれに伴う飲食　千円（現行八百円）

(2)　飲食店における飲食　五百円（現行三百円）

なお、チケット制の飲食店における一品ごとの免税点を二百五十円（現行百五十円）とすること。

3　登録ホテル又は旅館における外人客の飲食、宿泊に対する非課税規定は、昭和三十七年四月一日より廃止すること。

第六　自動車税及び軽自動車税に関する事項

1　自動車税

トラック及び三輪の小型貨物自動車に対する標準税率について、自家用及び営業用の区分を廃止し、トラックは年額一万五千円に、三輪の小型貨物自動車は年額三千八百円とすること。

2　軽自動車税

標準税率を三輪の軽自動車は年額二千円に、四輪の軽自動車のうち乗用のものは年額三千円に、貨物用のものは年額二千五百円とすること。

3　三公社が所有する直接その本来の事業の用に供する自動車及び軽自動車に対する非課税規定を廃止すること。

第七　固定資産税に関する事項

1　都市ガス事業の拡充に伴う新設の償却資産について発電施設等と同様に軽減措置を講ずること。

2　内航船舶に対して課する固定資産税の課税標準を価格の二分の一の額（現行三分の二）とすること。

3　新設大規模償却資産の対象に新たに変電所を加えるとともに、新たに建設された一の工場の範囲を明確にすること。

第八　電気ガス税に関する事項

1　非課税品目の整理合理化を行ない、新たにブタジエン等十九品目を追加するとともに、現行の非課税品目のうち、砂金等五品目を削除すること。

2　新たに免税点制度を設け、定額電灯若しくは従量電灯又はガスの一か月の使用料金が三百円以下の電気又はガスの使用に対しては電気ガス税を課さないこととすること。

第九　軽油引取税に関する事項

1　軽油引取税の税率を一キロリットル一万二千五百円（現行一万四百円）に引き上げること。

2　免税軽油の範囲を拡充合理化すること。

3　災害等により軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなかつたときは、特別徴収義務者の納税義務を免除すること。

第十　その他

税制の合理化その他所要の規定の整備を行なうこと。

なお、本案施行の結果、減税規模は平年度二百二十六億円、初年度九十八億円であるが、軽油引取税の税率引上げにより差引き平年度百八十二億円、初年度五十九億円の軽減となる見込みである。

議案の可決理由

二　住民税について、現行制度における市町村間に存する住民負担の不均衡は今次の課税方式の改正のみによつてはなんら是正されないのではないか、殊に今回所得税において認められることとなつた白色申告者に対する専従者控除を、国税の影響遮断の見地から認めないということは従来の課税上の不均衡を温存助長するとともに、事業税においてこれを認めていることとの関連においても首尾一貫を欠くものではないか、法人の住民税及び法人事業税を通じて各種協同組合等に対する非課税規定の整理を行なうことは不適当であり、また法人税等の改正措置をそのまま地方税に反映せしめることとする結果、法人の負担が軽減され、個人事業者の負担との間に不均衡を生じないか、更に、全体として今次の地方税の減税額は少なすぎるのではないか等の諸点が論議の対象となり、また日本社会党より㈠住民税において、白色申告者の専従者控除及び配偶者控除を認めること。ただし書方式における割増勤労控除額を引き上げること。㈡住民税、事業税を通ずる各種協同組合等に対する非課税規定を存置すること。㈢中小法人等に対する事業税の税率を引き下げ、

大法人に対する税率を引き上げること。㈣農地及び漁船の固定資産税を軽減すること。㈤自動車税及び軽油引取税に対する増税は行なわないこと。㈥遊興飲食税における外人客の宿泊等に対する非課税規定の廃止は即時実施すること。㈦電気ガス税における免税点制度を基礎控除制度に改めること。㈧特権的な減免税の措置を廃止すること及び㈨消防施設税を創設すること等を内容とする修正案が提出されたが、地方財政の現状においては、政府原案における改正が妥当な線であるという意見が多数を占め、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決、政府原案は賛成多数をもつて可決、よつて本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十一日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際連合は技術援助計画の一環として、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する地域研修所を世界の適当な場所に設置すべき計画を有していたが、その一つとして、昭和二十九年十一月ラングーンで開催された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第一回国際連合アジア極東地域セミナーにおいて、アジア極東の適当な場所に研修所を設置することを勧告する決議が採択され、その後、昭和三十二年十一月東京で開催された同第二回セミナーにおいて、研修所をパキスタンのラホールに設置することが内定したが、同国は、昭和三十四年国内事情によりこの研修所の招請を正式に撤回した。

従つて、国際連合事務局は、これに代わるべき招請国として、わが国にその設置を希望する旨、非公式に伝えてきたので、わが国は慎重に関係当局間で検討の結果、昭和三十五年五月十七日閣議決定により、本研修所をわが国に招請設置することとし、同年六月以来、国際連合との間に交渉を行ない、その結果、本年三月十五日ニューヨークにおいて、本協定に署名が行なわれた。

本協定は、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を国際連合とわが国との協力のもとに、日本国に設置すること、犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野に関し、並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する研修、研究及び調査を行なう旨を規定し、さらに、研修所の事業として、研修計画の実施、アジア極東地域の諸政府及び諸施設との間の連絡、情報交換等を行なうこと、その他同研修所に関する人的構成、教育方法、国際連合の職員に対する特権及び免除等をもあわせて規定している。

この協定は、国際連合事務総長が、わが国の受諾通告を受領した日に効力を生じ、廃棄の通告のない限り、第三条に定める第五年度の末日まで効力を有することとなつている。

なお、国内法上の措置として、同研修所の施設、人員等を提供するため、政府は「法務省設置法の一部を改正する法律案」を別途本国会へ提出している。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、両国の「国連犯罪防止アジア地域研修協力費」の項に九千二十三万四千円計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十一日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

キューバは、わが国に対してガット第三十五条を援用しており、また、わが国が戦後毎年多量のキューバ糖を買い付けてきたのに対し、一九三五年以来わが国繊維品に対し差別的高率関税を課してきたため、常にわが国の著しい入超を示してきた。政府は、このような両国の貿易関係を改善するため、キューバとの間に通商協定締結のための努力を重ねてきたところ、ようやく交渉がまとまり、昭和三十五年四月二十二日に本協定及びその不可分の一部をなす議定書に署名を行なつた。

本協定は、わが国が戦後インド、マラヤ等と締結した協定に類似したものであり、関税、輸出入規制、為替管理、出入国、滞在、旅行、居住、事業活動及び職業活動に対する最恵国待遇、輸出入制限に対する無差別待遇並びに船舶に対する内国民及び最恵国待遇の相互供与等について規定している。

なお、本協定は、批准書交換の日から三年間効力を有し、その後も三箇月の予告をもつて廃棄しない限り、効力を存続することになつている。

よつて、政府は本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、両国の通商関係を安定した基礎の上に置くこととなり、従つて貿易の発展が期待されるものと認められる。よつて本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十一日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

測量法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

測量法は測量の重複をさけ、かつ、測量の正確を確保するため、昭和二十四年に制定されたものであるが、最近における測量業務の進展の状況並びに測量の国土の開発及び保全等に果たす役割の重要性にかんがみ、測量の適正な実施を確保するため、新たに測量業者の登録の実施、業務の規制等を行なうことができるように本法の一部に改正を加え、もつて測量業の適正な運営と健全な発達を図ろうとすることが本案の目的であつて、その要旨は次の通りである。

(1)　本法所定の測量業者は、建設大臣の登録を受け、その営業所ごとに測量士一人以上を置かなければならないこととし、建設大臣又は都道府県知事は、登録簿等又はその写しを公衆の閲覧に供さなければならないこととしたこと。

(2)　測量業者は、一括下請負の禁止等業務処理について規制を受けるとともに、その業務の改善又は測量技術の向上のため、建設大臣に対して必要な助言を求めることができ、また、建設大臣は測量業者に対して監督権を行使し、一定の場合においては登録の取消し又は営業の停止を命ずることができ、必要あるときは業務の報告を求め又はその職員に営業所等の立入検査をさせることができることとしたこと。

(3)　国土地理院の長の委任を受けた者についても、基本測量の実施のための土地の立入り等ができることとするほか、法文の整理を行なつたこと。

二　議案の可決理由

最近における公共事業等の進展に伴い測量業務は著しく増大し、かつ、その大部分が測量業者によつて行なわれ、測量業者の使命のきわめて重要となつた現状にかんがみ、本案の主旨は妥当であり、かつ、発展段階にある測量業者の育成に対して本案規定の程度の規制は中小測量業者の重圧となるようなことはなく、むしろ業界の健全な発達を図る上に必要であると認められるので、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十一日

建設委員長　加藤　高藏

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十三号参照〕

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十四年度一般会計予備費の予算額は、百六十億円であるが、このうち、八十三億四千九百万円余は、昭和三十四年五月一日から同年十二月二十五日までの間に使用され、すでに第三十四回国会において承諾済みであり、その後昭和三十五年一月十二日から同年三月三十日までの間に、国庫預

託金利子支払に必要な経費、第十五号台風等による農林水産業の風水害対策に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、東京国際空港の用地買収に必要な経費、失業中の退職政府職員等に対する退職手当に必要な経費、河川等災害復旧事業及び伊勢湾高潮対策事業等に必要な経費、伊勢湾高潮対策事業に必要な経費、河川等災害復旧事業及び河川等災害関連事業に必要な経費等に七十六億四千九百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十四年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千三百四十六億四千八百万円余であるが、このうち、五百五十九億四千四百万円余は、昭和三十四年七月二十八日から同年十二月二十五日までの間に使用され、すでに第三十四回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十五年一月十九日から同年三月二十九日までの間に、厚生保険特別会計健康勘定における健康保険給付費の不足を補うために必要な経費、食糧管理特別会計国内米管理勘定における昭和三十四年産米の買入増加に伴い必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定実施及び退官退職手当等の不足に必要な経費、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、道路整備特別会計における第十五号台風等による被災道路の緊急整備に必要な経費等に百五十一億八千六百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、昭和三十五年三月十八日及び同年三月二十九日、資金運用部特別会計における預託金利子支払に必要な経費、国立病院特別会計における国立病院の医療費に必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子の増加等に必要な経費等に、二十四億三千八百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条の規定に基づき、昭和三十五年三月三十日、郵便事業特別会計における業務量の増加等に必要な経費に二十九億九千二百万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十五年度一般会計予備費の予算額は、百億円であるが、このうち、昭和三十五年四月十二日から同年十二月二十三日までの間に、三池炭鉱争議及び安保改定反対闘争等に伴う警備活動に必要な経費、租税還付加算金に必要な経費、急性灰白髄炎対策に必要な経費、漁港施設災害復旧事業に必要な経費、伊勢湾高潮対策事業に必要な経費、チリ地震津波災害対策に必要な経費、都市及び河川等災害復旧事業等に必要な経費、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等に七十六億七千三百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十五年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千四百三十八億一千百万円余であるが、このうち、昭和三十五年八月十二日から同年十二月二十三日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における昭和三十五年産米の買入増加に伴い必要な経費、国内麦管理勘定における昭和三十五年度麦の買入増加に伴い必要な経費、国有林野事業特別会計国有林野事業勘定における災害復旧事業等に必要な経費、道路整備特別会計における被災道路の緊急整備等に必要な経費、治水特別会計治水勘定における河川事業等の調整に必要な経費等に、六百五億四千五百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十五年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千四百三十八億一千百万円余であるが、このうち、昭和三十五年八月十二日から同年十二月二十三日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における昭和三十五年産米の買入増加に伴い必要な経費、国内麦管理勘定における昭和三十五年産麦の買入増加に伴い必要な経費、国有林野事業特別会計国有林野事業勘定における災害復旧事業等に必要な経費、道路整備特別会計における被災道路の緊急整備等に必要な経費、治水特別会計治水勘定における河川事業等の調整に必要な経費等に、六百五億四千五百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和三十五年八月十二日から同年十二月十四日までの間に、印刷局特別会計における国民年金手帳の新規受注に伴い必要な経費、食糧管理特別会計国内米管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費、国内麦管理勘定における昭和三十五年産麦の買入増加に伴い必要な経費、調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費等に、二百十四億六千八百万円余を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十日

決算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、

1　高等学校の通信教育を独立の通信制課程として、この課程のみを置く高等学校の設置を認めるとともに、全国または数府県にわたる広域の通信制課程の設置廃止等の認可は、あらかじめ、文部大臣の承認を得ること。

2　学校以外における技能教育施設中、文部大臣の指定するものにおける学習を、定時制または通信制の高等学校の教科の一部の履修とみなすことができるようにすること。

3　幼稚部または高等部のみを置く盲、聾、養護学校の設置を認めること。

4　小学校の学齢児童が、就学最高年齢である満十二歳までに、小学校の課程を終了しえない場合には、特に満十五歳まで就学義務があるものとすること。

などのほか、関係法律の整備である。

二　議案の可決理由

高等学校の通信制課程の整備及び定時制または通信制の高等学校教育と技能教育施設との連けい並びに特殊教育に関する規定等を整備することは、適切な措置である

と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に、七十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十一日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

大阪府及び大阪市では、かねて全国港湾整備計画の一環として大阪港及び堺港における港湾施設の建設、改良及び臨港地域における工業用地の造成などの計画を作成中であつたが、この程ほぼその計画が確定したのでその事業費の一部をまかなうため差当たり九十億円に相当する外国通貨をもつて表示する外債を発行しようとするものであるが、政府がこれに対し政府保証及び非課税の措置を講ずることは適切緊要なことであると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十五日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

税理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　昭和二十六年に税理士法が施行されて以来の税理士制度の運営の経験にかえりみ、今後早急に税理士のあり方その他税理士制度の全般について根本的な検討を加える方針であるが、その結論を得るにはなお時日を要するので、今回は、当面必要な事項について改正しようとするものである。

おもな改正点は次の通りである。

1　従来国税庁長官が行なつていた税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲すること。

2　特別試験制度について所要の改善を図つたうえ、現行昭和三十一年七月一日から五年間に限りとあるを当分の間に延長すること。

3　試験の受験資格、試験科目の免除資格等について現在一定期間国税又は地方税に関する行政事務等に従事したことを要件としているが、今回この行政事務を官公署における事務と若干拡張するものである。

二　議案の可決理由

本案は、税理士制度の運営の実情にかえりみ、妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年四月二十五日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　わが国工業の円滑な拡大を図り、国民経済の健全な発展に寄与するには、企業内部を合理化するとともに、適地適産の原則による工場の合理的な立地を促進する必要がある。

昭和三十四年に工場立地の調査等に関する法律が制定され、これに基づいて政府が工場適地の調査、工場又は事業場の設置に関する助言等を行なつてきたが、最近、特定の地域に対する工場の過度集中等好ましくない立地が目立ち、現行法の工場適地調査の実施、助言等では改善を図ることが困難となつてきている。

本案は、かかる現状にかんがみ、従来の調査助言のみならず、進んで立地の動向を把握し、著しく不適正な立地に対しては、勧告等を行ない得る等の法的措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、工場立地調査審議会の意見をきいて、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表するものとする。

2　製造業のうち一定の業種に属する一定規模以上の工場又は事業場を一定地域に設置しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣及び事業所管大臣に届け出なければならないものとし、その届出の内容が(一)届出に係る工場又は事業場の設置によりその周辺一帯の工場又は事業場の立地条件が著しく悪化すると認められるとき、又は(二)届出に係る工場又は事業場に係る業種の用に供するよりも他の業種の製造業等の用に供することが国民経済上きわめて適切なものであると認められるときは、通商産業大臣及び事業所管大臣は、その届出をした者に対し、設置の場所に関し必要な事項について勧告することができるものとする。

二　議案の可決理由

本案は、工場立地の適正化に資するため、工場又は事業場の適地適産による産業の合理化、工業の円滑な発展を推進するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に、二千六百四十六万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十五日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十四号参照〕

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、わが国の海運企業の現状並びにわが国の金利水準の割高にかんがみ、海運の国際競争力の強化を図るため、日本開発銀行の融資に対して、利子補給を行なわんとするものであつて、その内容の主なる点は次の通りである。

1　政府は、日本開発銀行と契約を結び、同行の行なう外航船舶の建造に係る融資について利子補給金を支給することができること。

2　利子補給金を支給することができる年限は、当該契約した会計年度以降七年以内とすること。

3　政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにすること。

4　利子補給金の額は、日本開発銀行の行なつた融資について、当該融資に係る利率と年五分との差の範囲内の利率で計算する額を限度とすること。

5　日本開発銀行は、政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該契約により受ける利子額を当該融資の契約上の利子額から利子補給金に相当する額を差し引くものとすること。

6　利子補給を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社が、一定率以上の利益を計上した場合には、当該融資について日本開発銀行が受けた利子補給金の額に相当する金額を国庫に返納するものとすること。

7　運輸大臣は、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社に対して、不当な経理の是正その他に関する勧告、業務、経理等に関する監査を行なうことができるものとすること。

8　この法律に基づき利子補給契約を結ぶことができるのは、昭和三十九年三月三十一日までとすること。

二　議案の可決理由

本案は、わが国海運企業の経営基盤の安定を図り、その国際競争力を強化するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算運輸省所管中に、日本開発銀行外航船舶建造融資利子補給に必要な経費として、一千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十一日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁職員の定員並びに統合幕僚会議の所掌事務等を改めようとするもので、その主なる内容は次の通りである。

(1)　陸上自衛官千五百人、海上自衛官四千四百三十人、航空自衛官五千百十二人、統合幕僚会議の自衛官三十二人、自衛官以外の職員二千四百六十人、合計一万三千五百三十四人を増員して、現定員二十五万四千七百九十九人を二十六万八千三百三十三人に改めること。

自衛官の増員分は、陸上自衛隊においては、施設関係部隊の増強に、海上自衛隊においては、艦艇の増加、航空部隊の整備及び後方支援部門の充実等に、航空自衛隊においては、航空方面隊及び航空団の増置並びに保

安管制、教育、補給等の部門の拡充のために、それぞれ充てるものである。

(2) 出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合部隊の行動についての指揮命令に関する補佐の職務を統合幕僚会議が行なうこととするとともに、統合幕僚会議に統合幕僚学校を新設すること。

(3) 防衛大学校に、理工学に関する高度の理論及び応用に関する課程を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため、国力にふさわしい自衛力の増強をはかるもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した自衛隊法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費及び増勢分の歳出予算七十九億二百六十五万七千円、国庫債務負担行為（後年度負担額）九十三億九千九十八万五千円及び継続費の昭和三十七年度以降の年割額の増加六十九億五千五百五万六千円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十六日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、部隊の新設及び改編を行なうとともに所要の整備を図ろうとするもので、その主なる内容は次の通りである。

(1) 陸上自衛隊の管区隊（六）及び混成団（四）を十三師団（うち三十六年度においては八師団）に改編すること。

(2) 海上自衛隊の部隊として、新たに教育航空集団を置くこと。

(3) 練習隊群の名称を練習艦隊に改めること。

(4) 自衛艦隊は、護衛艦隊及び航空集団その他の直轄部隊をもつて編成することに改めること。

(5) 自衛艦隊司令、航空総隊司令等の司令の名称を、いずれも司令官に改めること。

(6) 航空自衛隊の部隊として、保安管制気象団を置き、その司令部を東京都に置くこと。

(7) 統合部隊の行動についての長官の指揮は統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は、統合幕僚会議の議長が執行すること。

(8) 補給等の統制業務を行なう機関として、補給統制処を置くことができることとし、その所掌事務について定めること。

(9) 予備自衛官の員数一万五千人を一万七千人に改めること。

(10) 自衛隊は、その任務遂行に支障のない限り、国際的競技等の運営に必要な協力を行なうことができるとすること。

(11) 自衛隊の施設内においての食事支給の規定の一部を改めること。

(12) 西部航空方面隊を新設し、その司令部の所在地を福岡県筑紫郡春日町とすること。

(13) 第六航空団及び第七航空団を新設し、これらの司令部の所在地をそれぞれ小松市及び宮城県桃生郡矢本町とすること。

(14) 第五航空団司令部の所在地を宮城県桃生郡矢本町から宮崎県児湯郡新富町（新田原）に変更すること。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため、国力にふさわしい自衛力の増強を図るもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した防衛庁設置法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費及びその他必要な経費として、増勢分の歳出予算七十九億二百六十五万七千円、国庫債務負担行為（後年度負担額）九十三億九千九十八万五千円及び継続費の昭和三十七年度以降の年割額の増加六十九億五千五百五万六千円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十六日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、郵便事業の運営に関する財源を確保するため、郵便に関する料金の改定を行なうとともに、事業の合理的な運営を図るため、郵便法の規定の一部を改正することを主たる目的とし、その要旨は次のとおりである。

1　郵便物の大きさ及び重量の制限の改正

(一) 郵便物の大きさの最小限を次のように定めること。

(1) 円筒形又はこれに類する形状のもの

長さ　十二センチメートル

直径若しくは短径又はこれらに類する部分の長さ　三センチメートル

(2) 前号の形状のもの以外のもの

長さ　十二センチメートル

幅　七センチメートル

(3) 第一号及び第二号の最小限に達しない郵便物でも長さ十センチメートル、幅四センチメートルを下らない厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成したあて名札をつけることを条件としてその差出しを認めること。

(二) 第三種から第五種までの郵便物（盲人用のものを除く。）の重量の最高制限は、現在、千二百グラムであるがこれを一キログラムに改めること。

通常郵便物の種類体系等の改正

(一) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は、現在、第五種であるが、これらの郵便物のうち、省令の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等、盲人の福祉を増進することを目的とする施設（郵政大臣の指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものは、これを第四種に改めること。

(二) 第三種郵便物中毎月三回以上発行する新聞紙、官報及び公報で発行人又は売さばき人から差し出される一日分又は一部を内容とする低料郵便物は、省令で定めるところにより差し出さなければならないこととすること。

(三) 市内特別郵便物の取扱条件を次のとおり改めること。

(1) 取扱区域の制限については、現在、同一の郵便区内、都の同一区内又は同一市町村内（京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市にあつては同一区内）のみにおいて発着するものであることとなつているが、これを同一郵便区内又は都、京都市、大阪市、横浜市、神戸市若しくは名古屋市の同一区内のみにおいて発着するものであることとすること。

(2) あらたに大きさが、長さ二十七センチメートル、幅二十センチメートルをこえないものであることとすること。

(3) 差出し方の制限については、現在、同一差出人から同一内容のものを同時に百通以上省令の定めるところにより差し出されたものであることとなつているが、これを同一差出人から内容、形状、重量及び取扱いが同一のものを同時に百通（都、京都市、大阪市、横浜市、神戸市又は名古屋市のみにおいて発着するものにあつては、二百通）以上省令の定めるところにより差し出されたものであること とすること。

3　料金の改正

(一) 通常郵便物の料金の一部を次のとおり改めること。

種類	現行料金	改正料金	備考
第三種郵便物 月三回以上発行する新聞等	百グラムまでごとに一円	百グラムまでごとに二円	
その他の定期刊行物	百グラムまでごとに四円	百グラムまでごとに六円	
第四種郵便物			

盲人用点字を内容とするもの	一キログラムまでごとに一円	無料
第五種郵便物	百グラムまでごとに八円	五十グラムまでごとに十円
市内特別郵便物	百グラムまで五円	五十グラムまでごとに八円

盲人用の録音物及び点字用紙を内容とする郵便物で、省令の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（郵政大臣の指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものも無料とする。

(二) 通常郵便物の特殊取扱の料金を次のとおり改めること。

料金の区別		現行料金	改正料金
書留料	現金 損害要償額千円までごとに千円をこえる二千円までごとに	三十五円	四十円
	物品 損害要償額千円までごとに千円をこえる二千円までごとに	五円	改正しない
速達料		三十五円	四十円
引受時刻証明料		一円	改正しない
配達証明料	差出しの際	二十五円	三十円
	差出し後	五十円	六十円
内容証明料	謄本一枚	五十円	六十円
	以上一枚を増すごとに	七十五円	九十円
代金引換料		五十円	六十円
特別送達料		二十五円	三十円
		五十円	六十円
		五十円	八十円

(三) 小包郵便物の料金は、現在、法律で定めているがこれを郵便事業の原価、小包郵便物の役務の提供に要する費用、日本国有鉄道の小口扱貨物運賃、物価その他の経済事情を参しやくして、政令で定めることとすること。

(四) 小包郵便物の特殊取扱いの料金は、現在、法律で定めており、かつ、その額は速達料を除き通常郵便物の特殊取扱料と同額であるが、これを通常郵便物の特殊取扱料の額を参しやくして政令で定めることとすること。

(五) 第三種郵便物認可料、あて名変更及び取りもどし料、私設郵便差出箱取集料並びに郵便私書箱使用料は、現在、法律で定めているが、これを省令で定めることとすること。

(六) あらたに、内容証明の謄本を閲覧することができることとし、これが手数料は省令で定めることとすること。

4 料金受取人払制度の改正

(一) 料金受取人払いの取扱いができる郵便物は、現在、書状及び郵便葉書に限られているが、これを通常郵便物ですべて取扱いができることとすること。

(二) 料金受取人払いの郵便物の差出有効期間を設けること。

(三) 郵便受取人払いの郵便物の料金及び手数料は省令の定めるところにより担保を提供して後納することができることとすること。

5 高層建築物に対する郵便受箱の設置

(一) 階層が三以上で、かつ、その全部又は、一部を住宅、事務所又は、事業所の用に供する建築物で省令で定めるものには、省令の定めるところにより、その建築物の出入口又は、その附近に、郵便受箱を設置するものとすること。

(二) 前項による郵便受箱の設置は、この法律の施行の際、現に存する建築物及び、この法律の施行後竣工する建築物でこの法律の施行の際現に新築の工事が施行されているものについては、当分の間、適用しないこととすること。

(三) 国は、改正法律施行の日から三年内に限り、省令（郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。）の定めるところにより、郵便受箱の設置を希望する所有者又は使用者に対し、時価よりも低い対価でこれを譲り渡すことができることとすること。

6 転送取扱いの改正

郵便物の転送取扱いについては、現在、なんらの制限規定がないが、これを受取人からあらかじめ住所又は居所の変更届の提出があつた場合においては、一年間に限り行なうこととすること。

7 郵便物の還付に関する改正

市内特別郵便物を取扱地域外に還付する場合、現在は無料で取り扱つているのであるが、これを市内特別郵便物でない郵便物として差し出された場合の料金との差額を納付させることとすること。

8 現金及び貴重品の差出し方

現金及び貴重品については、普通郵便物としても差し出せることになつているが、これを書留郵便物としなければ差し出すことができないこととすること。

9 郵便葉書等の無償交付

郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、省令（大蔵大臣と協議して定める。）の定めるところにより、災害地の被災者（法人を除く。）に対して官制葉書及び郵便切手つきの通信用紙を無償で交付することができることとすること。

10 その他

(一) 年賀葉書の差出期間は、現在、十二月十五日から翌年一月十日までとなつているが、これを省令で定めることとすること。

(二) 郵便料金後納の担保を免除される特別法人は、郵政大臣が省令で定めることとすること。

(三) 郵便切手類記号施用の制度を廃止すること。

(四) 法律改正に伴う必要な経過規定を設けること。

11 本法律の施行期日は、昭和三十六年七月一日とすること。

議案の修正議決理由

本案の趣旨及び内容は、おおむね妥当なものと認めるが、施行期日については、郵政事業の収入の増加を図るため昭和三十六年六月一日とすることを適当と認めこれを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度郵政事業特別会計歳入予算郵便料金収入中料金改定に伴う分として約六十七億円が見込まれ、なお修正の結果、七億円の増収が見込まれている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十六日

通信委員長　山手　滿男

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。

〔第三十六号参照〕

農業基本法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　わが国の農業は、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等わが国の経済及び社会において重要な使命を果たしてきた。しかるにわが国経済の発展の過程において、農業は、その自然的経済的社会的制約のため他産業と比較して、生産性に著しい格差を生じ、また近時、産業経済の著しい発展に伴つて農業従事者と他産業従事者との間において生活水準の格差

が拡大してきている。他方国民生活の向上とともに、農産物に対する需要にも変化が生じ、澱粉質食糧の消費が減つて蛋白質食糧等の消費が増大する傾向があらわれてきたことや、農業から他産業への労働力移動の現象が見られる等農業及びこれをとりまく条件の変化はまことに著しい。

このような事態に即応し、農業及び農業をとりまく条件の変化と農業ないし農業従業者のあり方を考え、その調和を図つて、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示し、これに基づいて諸般の施策を進めようとするものである。

二　議案の可決理由

今後の農業の発展と農業従事者の地位の向上を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に農業基本対策実施に必要な経費として二千五百四十三万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年四月二十七日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十八号参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」が締結されることに伴い、その運営に協力するために所要の改正をするほか、羽田空港における出入国者の増加に伴い、入国管理事務所を置き、事務運営の態勢を強化し、もつて一層の能率化及び適正化を図ろうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項を新たに法務省の所掌事務とし、法務総合研究所につかさどらせるものとする。

2　東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止し、羽田入国管理事務所を置くものとする。

なお、施行期日は昭和三十六年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

本案は、国際連合の犯罪防止アジア地域研修に関する協力及び法務行政の効率的運営に万全を期するためおおむね妥当な措置と認めるが、施行期日については、修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきもと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に約九千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行する。

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の市街地における街路等の公共施設の整備状況は、用地取得難のため著しく進捗をはばまれ、一方市街地における宅地利用の状況も、その合理的かつ効果的な利用が十分でないため、無秩序な都市の膨張をもたらし、その弊害は都市計画上の各般にわたり顕著に現われている実情にある。

本案はかかる事態に対処するため、街路等の拡幅等の事業実施にあたり、その附近地ならびにその上に密集する建築物もあわせて買収又は収用し、街路等の整備と同時に建築物をも取り払い、この清掃された土地に不燃高層建築物を建設する市街地改造事業を実施して、道路等の用地の確保と宅地の高度利用をはかることを目的として提案されたものであるが、その主なる内容は次の通りである。

1　市街地改造事業を施行すべき地区は、都市計画上、高度地区又は防火もしくは準防火地域に指定されているにもかかわらず、これらの地区内に木造低層の建築物が密集しており、かつ、土地区画整理事業のみでは土地の合理的利用の増進をはかることが困難である地区であること等を選定の条件とすること。

2　本事業は都市計画事業として実施するものとし、施行者は、公共施設の管理者となる建設大臣、都道府県知事、市町村長又は地方公共団体とすること。

3　本事業実施の方法は、施行者は、事業実施にあたり、建設大臣の認可をうけて、施行地区、設計、資金等について事業計画を定め、施行地区内にある土地、建物等を買収又は収用した後、事業を実施し、工事の完了後、施行者が整備した建物及びその敷地は、管理処分計画によつて地区内の土地、建物の所有権者、借地権者に、従前の土地、建物の補償金にかえて譲渡し、従前の借家人には、その希望により賃貸しすることとする。又従前の土地、建物等に担保権を有する者の権利の保護を図るため、所要の措置を行なうものとすること。

4　本事業に要する費用は、都市計画法の規定によらず、事業の施行者が負担することを原則とし、道路法等他の法令に特別の規定があるときは、それらの規定によることとすること。

5　以上のほか、本事業の円滑なる施行を確保するため、所要の規定の整備を行なうものとすること。

二　議案の可決理由

都市における街路等の公共施設の整備の促進と宅地の高度利用をはかるため適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度道路整備特別会計街路事業費中市街地改造として八億四千六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十日

建設委員長　加藤　高藏

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たり政府及び事業施行者は事業施行区域内の居住者の権利と福祉を損傷しないよう万全の措置を講ずるとともに、特に左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

1　本法の対象地区はおおむね商業地域なる点にかんがみ、事業施行区域内で営業している者に対する権利の保護と営業の補償に万全を期し、地域の特殊性について十全の配慮をなし、特に狭小なる面積でもつて営業している者に対する権利の救済に特段の措置を講ずること。

2　審査委員の選任にあたつては、施行者は、事業施行区域内の関係権利者の意志を尊重し、公正を期すること。

3　将来積極的な財政措置を講じて、早急に市街地の再開発を行なうよう、最大の努力を払うこと。

右決議する。

防災建築街区造成法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における都市の災害発生の状況にかんがみ、昭和二十七年制定の耐火建築促進法を廃止し、新たな見地からの対策を講じ都市の防災化を強力に推進する必要があるので、都市の特定街区における防災建築物の整備を促進することにより都市の災害の防止をはかりあわせて土地の合理的利用の増進と環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することが、本案の目的である。

その要旨は次のとおりである。

第一は、防災建築物及びその敷地を整備すべき防災建築街区は、関係市町村の申出に基づき建築基準法の規定による災害危険区域又は防火地域内にある土地について建設大臣があらかじめ、自治大臣と協議して指定すること。

第二は、防災建築街区における防災建築物の建築の促進をはかるために、防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なう防災建築街区造成組合を設立することができることとし、この組合に関する規定を設けていること。

第三は、都道府県又は市町村は、みずから必要な権利を取得し又は関係権利者の委託を受けて、防災建築街区造成事業を施行することができることとし、そのために必要な規定を整備していること。

第四は、都道府県又は市町村が防災建築物を建築する者に対して補助金を交付する場合、又はみずから防災建築物を建築する場合には、政令で定めるところにより、

国はその費用の一部を補助することができること。

その他耐火建築促進法の廃止、登録税法の一部改正等関係法の必要な改正をすること。

二　議案の可決理由

本案は、都市における災害の発生を防除し、あわせて土地の合理的利用の増進と環境の整備改善をするために必要な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計予算に防災街区造成に伴う事務に必要な経費五十万円、防災街区造成に必要な経費二億五千万円、合計二億五千五十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十日

建設委員長　加藤　高蔵

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十四年七月岸前首相訪英の際に、日英文化協定の締結について話合いを行ない、その後双方より案文を提出して、交渉を行なった結果、妥結したので昭和三十五年十二月三日東京において署名を行なった。

本協定は従来わが国が締結してきたフランス、イタリア、ドイツ、エジプト等との間の文化協定に類似しており、両国の文化交流を促進するため、教員、学生等の交流の助長、奨学金の支給、文化団体の協力の奨励、混合委員会の設置等を行なうことを規定しており、両国間の文化関係の一層の緊密化を図ることを目的としているものである。

なお、本協定は、批准書交換の日の後十五日で効力を生じ、最小限五年間効力を有し、その後においても、いずれか一方の締約国が期間満了の少くとも六箇月前に廃棄の通告をしないときは、いずれか一方の締約国が廃棄通告した日から六箇月の期間が満了するまで引き続き効力を有することになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は日英両国間の文化交流を増進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年、結核対策の進展及び結核医療の進歩により、結核死亡率は著しく減少したが、なお年々新発生患者数も相当数に達し、しかも最近は結核患者が比較的低所得階層に集積し、これが感染源となり結核対策の進展を妨げている実情にかんがみ、これら感染源患者対策を強化しようとするものである。

その主なる内容は次の通りである。

1　保健所長は、登録患者等について結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、精密検査を行なうものとし、これに要する費用は、都道府県が支弁し、国庫がその二分の一を補助すること。

2　従業禁止、命令入所患者の医療に要する費用は、当該患者又はその保護者の申請により、都道府県が負担することとすること。ただし当該患者が費用の全部又は一部を負担することができると認められるときは、都道府県はその限度において負担することを要しないこと。

3　都道府県が負担する前項の費用について現行二分の一の国庫補助率を、十分の八の国庫負担率に引き上げること。

二　議案の可決理由

結核対策推進のため、命令入所患者等の医療費についての国庫の負担率を引き上げる等感染源患者対策を強化することは、時宜に適するものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）において、結核管理費補助金として、一億八千四百二十万円（前年度比九千四百万円増）、結核医療費補助金七十二億六千八百三十万円のうち命令入所患者費として五十億九千四百万円（前年度比四十五億四百万円増）を計上している。（注、本年十月一日施行である）

右報告する。

昭和三十六年五月十日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法は、昭和三十二年に制定せられ、大戦の終結により外地から引き揚げてきた者及びその遺族等に対して給付金を支給し、その生活の再建に資することとしているが、今回さらに南方諸地域よりの引揚者等に対しても給付金を支給しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　南洋群島その他政令で定める地域に所定の期間（おおむね昭和十八年十月一日以前）生活の本拠を有していた者で、今次の大戦に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請又は連合国の官憲の命令により、終戦前本邦に引き揚げたものに対しては、引揚者給付金を支給すること。

2　所定の日において、前記1の地域にあつた者で、同様の事情により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後、引き続き外地にあつて終戦前に死亡したものの遺族に対しては、遺族給付金を支給すること。

3　引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の消滅時効期間（本年五月十六日で時効期間満了）をさらに一か年延長すること。

二　議案の可決理由

南洋群島等の引揚者等に対しても、給付金を支給する措置を講ずることは適切妥当なものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十一日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

教育職員免許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、中学校等の教育課程の改訂に伴う教科の改正に対応して、これらの学校教員の免許状にかかる教科の名称を改めとるとともに、教員の需要に対する供給不足が予想される教科の免許状の取得要件を緩和する等の特別措置を講じようとするものであつて、その要点は次の通りである。

1　中学校及び高等学校の教員免許状の教科名称を改めるもので、中学校については、「図画工作」を「美術」に改め、新たに「技術」を設け、高等学校については、「図画」を「美術」に、「工作」を「工芸」に改めること。

2　高等学校の農業、工業等の教員免許状所有者は、当分の間、中学校における職業関係の担当教科を担任できる特例を設けること。

3　高等学校教員免許状の取得要件緩和の特例を作り、当分の間、工業教員免許状については、教職専門科目の全単位を、また、数学、理科の教員免許状については、教職専門科目単位の半数を、それぞれ、当該教科専門科目の修得をもつて、これに替えることができるようにすること。

4　教員類似の仕事に従事している職員、すなわち、高等学校における産業教育関係の実習助手及び学校看護婦等に対して、教員免許状取得の機会を開くため、当分の間、従来の在職年数を、それぞれ、当該免許状取得に要する教員としての在職年数として取扱う特例を設けること。

5　その他必要な経過措置を規定するものである。

二　議案の可決理由

中学校等の教科の改正に伴い、これらの学校教員の免許状にかかる教科の名称を改正するとともに、高等学校の工業等の教員免許状及び養護教員免許状の取得方法について、臨時の措置を講ずることは時宜に適する措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党の山中吾郎君外三名より、教職に関する科目の単位の修得は教科に関する科目の単位の修得をもつて替える旨の改正規定を削除し、現行法通りにしようとする修正案が提出されたが、採決の結果少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和三十六年五月十日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本専売公社が現在試製販売中の上級葉巻たばこ「パンドール」及び中級葉巻たばこ「グロリア」を製造たばこ価格表に追加するとともに、現在販売中の葉巻たばこ「アストリア」の型式が長さ及び太さの両面から規定されているのを今回太さという表現を改め「パンドール」及び「グロリア」と同様に中央部の外周という表現をとることとするものである。

二　議案の可決理由

「パンドール」は本年二月一日から、「グロリア」は同じく三月十五日からそれぞれ試製販売中であるが、両者はいずれも売れ行きが良好と見込まれ、今後継続して販売するためこれらを価格表に追加することは適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十一日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

離島振興法の一部を改正する法律案（綱島正興君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

離島振興法は、離島の後進性を除去し、その経済力の培養、島民の生活安定及び福祉の向上を図り、国民経済の健全な発展に寄与するため昭和二十八年制定され、本法に基づいて各地域ごとに離島振興計画が作成され、これにしたがつて振興事業が遂行されてきた。

本案は、本法実施の経験にかんがみて、離島振興実施地域の指定、国庫補助の割合及び離島振興対策審議会の組織について所要の改善を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　離島振興対策実施地域として離島の地域の一部についても指定することができることとする。

2　簡易水道の布設費用に対する国庫の補助割合十分の三・五以内を十分の四以内に引上げる。

3　離島振興対策審議会の委員三十人以内を三十一人以内とし、北海道開発事務次官を委員に加える。

4　道路の新設及び改築に要する費用に対する国庫の補助割合三分の二を四分の三に改める。

二　議案の可決理由

本案は、離島の振興を図り、もつて産業の開発、経済力の培養、生活の向上等を推進するための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、江藤経済企画政務次官より「本法案の趣旨については、別に異存はない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十六年五月十一日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十九号参照〕

選挙制度審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、従来の選挙制度調査会にかえて、選挙制度等に全般的な検討を加えるため、公の選挙及び投票の制度に関する重要事項等に関し調査審議する選挙制度審議会を総理府の附属機関として設置しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

第一　設置

総理府に、選挙制度審議会（以下「審議会」という。）を置くものとすること。

第二　所掌事務

(一)　審議会は、次の各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議するものとすること。

1　公の選挙及び投票の制度に関する重要事項

2　国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及びその具体案の作成に関する事項

3　政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項

4　選挙公明化運動の推進に関する重要事項

(二)　審議会は、前記(一)の各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができるものとすること。

第三　答申等の尊重

政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならないものとすること。

第四　組織

審議会は、委員三十人以内で組織するものとし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができるものとすること。

第五　委員及び特別委員

(一)　委員は学識経験のある者のうちから、特別委員は国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命するものとすること。

(二)　国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成については、その調査審議に加わることができないものとすること。

(三)　委員の任期は、一年とすること。

第六　会長及び副会長

審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定めるものとすること。

第七　幹事

審議会に、幹事を置き、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命するものとすること。

第八　公聴会及び資料の提出等の要求

審議会は、必要があるときは、公聴会を開き、また、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。

第九　庶務

審議会の庶務は、自治省選挙局において処理するものとすること。

第十　政令への委任

その他審議会に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。

二　議案の可決理由

最近における数次の選挙の実情にかんがみ、現行選挙制度等に検討を加えるため、総理府に選挙制度審議会を設置することは、必要かつ妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、三百七十二万八千円が昭和三十六年度一般会計予算（自治省所管）に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十一日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　竹山祐太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

選挙制度審議会設置法案に対する附帯決議

一、選挙制度審議会の調査審議に当たつては、まず、当面急を要する事項について早急に行ない、選挙区制の根本的改正について調査審議を行なう場合には、特に慎重を期すること。

二、公明選挙を推進するため、選挙管理委員会の組織及び権限を強化すること。

三、選挙公営を拡充強化し、罰則を強化する等選挙の腐敗防止に努めること。

四、現行選挙区制のもとにおける衆議院議員の選挙区別人口と議員定数の不均衡をすみやかに是正すること。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十六年度における各種公共事業の推進、社会保障関係施策の拡充、地方公務員の給与改定の平年度化等に伴う地方団体の新規財政需要に対応して、その財源を付与する必要が生じているが、本年度は、地方交付税の総額も、国税三税の大幅な増加及び前年度からの繰越金によつて相当の増額となるので、政府は地方交付税法を改正して、これら所要財源につき関係基準財政需要額の増額をはかるほか、地方団体が単独で施行する投資的事業についてもその財源を増強して、将来にわたる地方行政水準の向上に資することを適当と考え、地方交付税法に所要の改正を加えることとしている。なお、先年実施された固定資産税の制限税率引下げに伴う減収を補てんするための地方債についても、地方団体の財源の充実、地方交付税の配分方法の改正等と相まつて、これを廃止することとし、そのため、本案において、地方財政法の一部をも改正して所要の措置を講じようとするものである。本案の要旨は次の通りである。

第一　地方交付税法の改正に関する事項

1　公共投資の充実、社会保障関係経費の拡充、給与費の増加等に対応して、それぞれの関係行政項目の単位費用を引き上げるとともに、特に地方団体の単独で行なう建設事業費の財源を包括的に増強する目的で、「その他の諸費」の「人口」及び「面積」を測定単位とするものにかかる単位費用を大幅に引き上げたこと。

2　財政力の弱い地方団体について、基準財政需要額の傾斜的増加をはかるため、都道府県にあつては、単独災害復旧事業債の元利償還金を基準財政需要額に算入するに当たり、新たに財政力補正を適用することとしたほか、省令事項ではあるが、市町村にあつても「その他の諸費」のうち「人口」を測定単位とするものについて、都市的形態の度合に応じて定めている態容補正係数を改正して、行政の質の差のあることを前提として行なつている十種地以下の市町村の経費の「割落し」を廃止しようとしたこと。

3　長期にわたる地方財政の健全化を推進する措置として、地方公務員の退職年金制度の実施が一か年延期されたことに伴い不用となつた財源を、昭和三十七年度以降に留保する意味において、この財源をもつて一部地方債の繰上償還を期待することとし、特別措置債及び昭和二十六年度以前の発行にかかる災害復旧事業債の繰上償還所要財源を基準財政需要額に算入することとしたこと。

第二　地方財政法の改正に関する事項

固定資産税の制限税率引下げに伴う減収補てんのための起債の特例を、昭和三十五年度限りで廃止することとし、これに伴う激変を緩和するための経過措置を講ずることとしたこと。

二　議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみて、本案の趣旨はおおむね妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十二日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、民事訴訟における当事者及び証人の日当、刑事訴訟における証人の日当並びに執行吏の実施する執行事件における証人、鑑定人の日当を増額しようとするものである。

すなわち、同法第三条中民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法による当事者及び証人の日当「二百三十円」を「三百円」に改める。

また、同法第四条中執達吏手数料規則による執行吏の取扱う執行事件における証人の日当「百二十円」を「二百円」に、鑑定人の日当「二百七十円」を「三百五十円」に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

民事、刑事の訴訟における証人の機能の重要性にかんがみ、証人の日当、並びに執行吏の実施する執行事件における証人及び鑑定人の日当を増額しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計裁判所関係予算に五百七十五万余円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十二日

法務委員長　池田　清志

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、証人、参考人の日当は、裁判、検察におけるその重要性にかんがみ、なお低きに失するものと思考せらるるので、政府は、最高裁判所と協議の上、来年度予算においてこれが増額について善処すべきである。

二、政府は、最高裁判所と協議の上、執行制度を根本的に改善するとともに訴訟費用等臨時措置法第四条に定める執行吏の収受する手数料の額についても、速やかに、実情に即した適正なる額に改定するよう要望する。

右決議する。

機械類賦払信用保険臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近、中小企業の設備近代化のため、設備機械の割賦販売が徐々に増加しているが、その相手方は主として中小企業であるため、割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が、割賦販売を一段と積極化するには、なお相当の困難がある実情である。従つて機械類の割賦販売取引について信用の補完を行なうため、政府による信用保険制度を確立しようとして本案が提出されたものである。

本案の主なる内容は次の通りである。

1　設備機械類の製造業者等を相手方として、会計年度ごとに国が、包括保険契約の形の信用保険契約を結ぶこととしたこと。

2　保険契約を締結した場合、割賦販売代金が不払いとなつたときの損失を国がてん補することとし、そのてん補の割合は、百分の五十としたこと。

3　保険事業の健全な運営を図るため、特定の場合には政府は保険契約を締結してはならないこととするとともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には代金回収に努力する義務を課し、また製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には、保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができることとしたこと。

なお、当該信用保険事業を運営する方式として、国が一般会計からの繰入金等をもつて特別会計を設置し、独立採算制による事業の運営をすることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三、本案施行に要する経費

機械類賦払信用保険特別会計に一般会計より繰入金として、昭和三十六年度一般会計予算に二億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十二日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

機械類賦払信用保険臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法律の運用にあたつては、中小企業の設備の近代化を促進しようとする本法律の目的を逸脱して、大企業を優遇する結果を来たすことのないよう、十分配慮すべきである。

〔第四十一号参照〕

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国有鉄道の新線建設は、鉄道建設審議会の議を経て、わが国経済の発達並びに文化の向上に資することを目標に、公正かつ合理的に選定せられ、順次実施されているが、これらの新線は、開業後も長期にわたり赤字であり、国鉄経営上大きな負担となつている実情である。本案は、当面国家的見地から行なわれる新線の建設について、国鉄の経営上の負担を軽減し、その経営の健全化に資するため、政府が、さしあたり昭和三十六年度から昭和四十年度までの間、新線建設補助を行なうことができるように特別措置を講ずるものでその内容の主なる点は次の通りである。

1　政府は、国鉄に対し、昭和三十六年度から昭和四十年度までにおいて、昭和三十五年度以降に、鉄道敷設法別表に掲げる予定鉄道線路の建設に要した資金について、利子の額に相当する額の範囲内において、補助することができることとすること。

2　その他補助に関する所要の規定をすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、国鉄の新線建設における経営上の負担を軽減し、その経営の健全化に資するため、適切妥当な措置であるが、すでに施行日を経過しているので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算、運輸省所管に、日本国有鉄道昭和三十五年度新線建設費補助として、三億八百七十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行する。

機械類賦払信用保険特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、別途今国会に提案された「機械類賦払信用保険臨時措置法」による機械類の信用保険事業に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに機械類賦払信用保険特別会計を設置しようとするものである。その内容の概要は次の通りである。

第一に、この会計は通商産業大臣が管理することとし、一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とすることとしている。

第二に、この会計の歳入は、保険料、保険金支払後納付される回収金、一般会計からの繰入金等とし、歳出は、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子等としている。

その他この会計の予算及び決算に関して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について所要の規定を設けることとしている。

二　議案の可決理由

機械類賦払信用保険臨時措置法に基づく機械類の賦払信用保険に関する政府の経理を明確にするための措置として時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和三十六年度機械類賦払信用保険特別会計予算に、二億五千二百七十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、再評価実施会社の再評価積立金の資本組入れの促進等の措置により企業経営の健全化に資するため、一定の会社につき配当制限を若干強化するとともに、一定限度以上の資本組入れを行なつた場合には、再評価積立金を資本準備金に組み入れることができることとする等の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十九年制定せられたこの法律は昭和三十四年の改正でその適用期限の延長とともに、配当制限を若干強化したのであつたが、近くまた適用期限が切れるに当たつて適用期限を三年間延長するとともに規制を更に若干強化することは、資本組入れを促進するうえに必要かつ適切妥当であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、建設事業に関する総合計画及び長期計画の策定、公共用地取得対策の樹立、建設業の振興等に関する行政を推進するため、本省にこれらの事務を所掌する建政局を設置するとともに、直轄事業の事業量の増大に対処するため地方建設局の用地事務機構を整備する等建設省の所掌事務及び機構についてその整備を図ろうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　本省に建政局を設置して、所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する事務、国土計画及び立案に関する事務、調査及び立案に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務、建設業の発達及び改善の助長、並びに建設業者の監督に関する事務等を所掌すること。

2　建政局の設置に伴い、現在計画局の所掌事務である国土計画及び地方計画に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務等が建政局へ移し変えられることにより、計画局の名称を都市局に改めること。

3　地震工学に関し、外国人研修生を含む研修生の研修を行なう事務を建設省の所掌事務に加えるとともに、これを建設省の附属機関である建築研究所につかさどらせること。

4　関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置して、直轄事業の事業量の増大及び大都市近傍における用地取得の困難に対処させること。

5　土木研究所において、委託に基づき建築資材以外の建設資材についても特別な調査、試験及び研究を行ない、及び建設研修所において、測量に関する技術者についても養成及び訓練を行なうことができることとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、建設行政の効率的運営を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、建政局については、行政機構の名称としては、計画局と改める方がより適当と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四千二百三十五万三千円が昭和三十六年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「建政局（計画都市局）」に改め、（小字及び――は修正）

同条第二項中「第二十五号から第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二」を「第二十五号の四、第二十八号の二」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に「、同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務」を「に規定する事務」に、「関するもの、」を「関するもの並びに」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　建政局（計画）においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務、同条第二十五号に規定する事務（建設業法の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関する事務を除く。）並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの（附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、恩給に関してかねての懸案であつた旧軍人に対する加算の取扱い並びにその他制度的に補足修正を要するものについて所要の措置を講じ、恩給給与の公平を期そうとするものでその主なる内容は次のとおりである。

(一)　実在職年によるのみでは普通恩給年限に達しない旧軍人、旧軍属のうち、一定地域に勤務することを要件とする加算年を認めれば、その年限に達することとなる者及びその遺族に対し、いわゆる既裁定者（昭和二十一年勅令第六十八号施行前に権利の裁定を受けた者）と同様の措置で、普通恩給、扶助料を支給すること。

(二)　旧日本医療団の職員で恩給公務員に相当するものであつた者が同医療団の業務が国に引き継がれたことに伴い恩給公務員となつた場合には、普通恩給についての最短恩給年限に達するまでを限度として同医療団職員期間を普通恩給の基礎在職年に算入すること。

(三)　外国政府職員であつた公務員で、現行法でその在職期間が通算されることになつている場合及び外国政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している場合を除いて、次に掲げる外国政府職員期間を普通恩給の基礎在職年に算入すること。

1　外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職し、再び公務員となつた者の当該外国政府職員期間

2　外国政府職員となるため公

務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日までに在職した者（前号の者を除く。）の当該外国政府職員期間

3　外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、公務員となつた者（前二号の者を除く。）の当該外国政府職員期間

(四)　旧陸海軍学生生徒等の旧準軍人の遺族について、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律を適用する場合においては、同法にいう「在職期間」には、恩給法に規定する「在職期間」のみならず、その身分保有中の期間全部を含めること。

(五)　第四項症から第七項症までに係る増加恩給及び旧第一款症から旧第四款症までに係る傷病年金の年額を増額改定するとともに、第七項症に係る増加恩給及び旧第一款症から旧第四款症までに係る傷病年金に代るべき新第一款症から新第五款症までに係る傷病賜金の年額を増額改定すること。

なお、普通恩給を併給される傷病年金年額の算出率十分の八を十分の八・五に改め、また、増加恩給をうける者の退職後の子女の加給について四人の制限を撤廃すること。

(六)　昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人以外の公務員でその在職年が十七年（警察監獄職員にあつては十二年）以上である者及びその遺族の普通恩給又は扶助料について、一部旧高等官を含み旧判任官の層について所要の増額改定を行なうこと。

なお、昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した者については十五年（警察監獄職員にあつては十年）以上のものについて適用する。また、改定された年額と従前の年額との差額は受給者（公務傷病恩給を受ける者並びに扶助料を受ける妻及び子を除く。）が六十歳に達するまではこれを停止すること。

(七)　以上にもとづく恩給給与について、加算により旧軍人の普通恩給をうけるものは、昭和三十七年十月から、増加恩給に関する退職後の子女加給については同年一月からとするほかすべて昭和三十六年十月からその給与をはじめ又は年額を改定すること。

二　議案の可決理由

本案は、恩給給与の公平を期するため妥当な措置と認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十六年度一般会計予算に約三億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

内閣委員長　久野　忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は終戦前における治安維持法等の法令の適用または占領下における占領軍命令違反等によつて、恩給を受ける権利を喪失した者のうち、その復権を認めるのを適当とする者について、すみやかに調査の上、これら復権について善処するよう要望する。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、工業に関する中堅技術者の不足が著しい現状にかんがみ、学校教育法上における学校の種類に、新たに高等専門学校制度を設けて、有為な中堅工業技術者の養成を図り、わが国産業の発展に寄与するとともに、また、青少年のために、その適性、環境等に応じて、教育の機会を拡大しようとするもので、その内容は次の通りである。

1　高等専門学校は高等専門教育機関で、各種学科のうち当面は、とりあえず、工業のみに限定していること。

2　その入学資格は、中学校卒業程度とし、修業年限五か年の一貫教育を行なうものとすること。

3　卒業生は希望により、四年制大学に進学できる道を開いていること。

4　高等専門学校及びその学科の設置は、文部大臣の認可を必要とするが、この場合、高等専門学校審議会に諮問を要するものとすること。

5　公立または私立の高等専門学校は、大学と同様、文部大臣の所轄としていること。

6　高等専門学校は昭和三十七年四月一日から設置することができるが、それ以前にも設置のため必要な手続等の行為は妨げないものとすること。

二　議案の可決理由

現行の六・三・三・四の学校体系の外に、新たに五年制の高等専門学校制度を創設して、有為な中堅技術者の養成を図ろうとする本案の趣旨は、わが国における産業経済の著しい発展に伴う工業技術者の極度の不足を打開するとともに、向学心に燃える青少年に、その資質、環境に応じ、新たに教育の場を拡大することになり、社会の要望に応えようとするもので、まことに時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は高等専門学校制度の新設に伴い、次の諸点について関係法律に所要の改正を加えようとするものである。

1　高等専門学校審議会を文部省内に設置する等のため、文部省設置法の一部を改正すること。

2　私立学校法の適用については、私立大学及びこれを設置する学校法人に準じた取り扱いをするよう、私立学校法の一部を改正すること。

3　大学、短期大学卒業程度を資格要件としている工業関係技術者の資格規定に、高等専門学校を加えるよう、建築士法等の一部を改正すること。

4　審議会の構成員等につき、大学教授とあるものに、高等専門学校の教授を加えるよう、畑地農業改良促進法等の一部を改正すること。

5　その他関係法律に所要の規定の整備を行なうこと。

二　議案の可決理由

学校教育法の一部改正に伴う妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十六日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十二号参照〕

外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

仲裁判断に関する国際条約としては、一九二三年の「仲裁条項ニ関スル議定書」及び一九二七年の「外国仲裁判断の執行に関する条約」があり、わが国は、両条約の当事国となつている。

しかし、この二つの条約では、現在の国際貿易上の要求を十分充たすことができないので、さらにその適用範囲を拡張し、仲裁判断の執行が容易に行なわれるように改正すべきであるとの国際商業会議所の要望、並びに国際連合経済社会理事会の決議に基づき、一九五八年六月十日、わが国を含む四十四箇国の代表が参加してニュー・ヨークで開催された、国際連合商事仲裁会議において本条約が採択された。

本条約は、仲裁判断の執行力を従来よりも一層広範に国際的に確保することを目的とし、条約の適用範囲、仲裁合意の承認、判断の承認及び執行の義務とその要件、判断の執行についての決定を延期

するための要件、及び他の仲裁判断関係諸条約等との関係等について規定しており、現行二条約より改善されている点としては、第一に、すべての仲裁契約の効力を承認することとしたこと、第二に、各締約国はいつさいの外国仲裁判断を承認し、執行することとしたこと、第三に、仲裁判断の承認及び執行を求める要件が従来より容易、かつ、明確になつたこと等である。

また、わが国は、締結の際に同条約第一条3前段の規定に基づく相互主義の宣言を行なうことにしている。

なお、この条約は、第三番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日から九十日目に効力を生じ、その後にこの条約を批准し又はこれに加入する各国については、その国の批准書又は加入書の寄託の後九十日目に効力を生ずる。また、この条約を廃棄するときは、国際連合事務総長が廃棄の通告を受領した日の後一年で効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約に加入することは、仲裁制度の国際的な利用の円滑化をさらに前進せしめ、外国貿易の発展、特に東南アジアとの貿易の振興に寄与することが期待されるので、必要、かつ、適切なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十七日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、シンガポール自治州との間に、所得に対する租税に関して、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結するため、本年一月以来交渉を行なつてきた結果、両政府間に意見の一致をみ、かつ、シンガポール自治州が本条約を締結することにつき、英国政府の同意を得たので、本年四月十一日シンガポールにおいて、本条約に署名した。

本条約は、両国が相互に、二重課税及び脱税の発生を防止し、もつて両国国民の経済的、文化的活動の緊密化を図ろうとするもので、さきに締結されたインド及びパキスタンとの間の条約と、大綱において同様の形式及び内容で、課税の対象、課税の免除、所得の源泉地、租税上の内国民待遇等について規定しており、二重課税回避の方法としては、両国とも外国税額控除方式を採用しているが、特に新しい点としては、産業投融資に対する課税の減免条項を設け、また、船舶、航空機所得の相互免除、短期滞在者、研修生の免税等を規定している。

本条約は、批准書交換の日に効力を生じ、かつ、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する、シンガポールについては賦課年度、日本国については課税年度の租税について適用することとし、無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、その年の六月三十日以前に、他方の締約国に対して終了の予告を与えることによつて、翌年の一月一日以後に開始する、シンガポールについては賦課年度、日本国については課税年度の租税について効力を失うことになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結し、両国間における所得に対する二重課税を相互に回避することは、両国間の経済、技術及び人的交流の緊密化を図るため、必要、かつ、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十七日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民健康保険は皆保険体制の進展とともにその給付内容も逐次向上してきているが現行の一部負担率では、生計の中心者である世帯主が長期疾病にかかつた場合これが大きな負担となり、そのため十分な医療を受けられない場合が少なくない実情である。

本案は、世帯主が長期療養の場合における医療費負担の軽減をはかるとともに、他面これにより保険財政の健全性をそこなうことのないよう国が財政上の措置を講じようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　世帯主の結核性疾病及び精神障害に係る療養の給付についての一部負担金の割合を十分の五から十分の三に引き下げること。

2　国は、保険者に対し、この一部負担金割合の引き下げに伴い保険者が必要とする療養の給付及び療養費の支給に要する費用を負担し、又は補助することができることとすること。

二　議案の可決理由

国民健康保険運営の実際と結核性疾病及び精神障害等、長期療養者の実情にかんがみ、国庫補助率の引上げ等の措置を講ずることはきわめて妥当なものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）に三億九千七百三十四万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十七日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

雇用促進事業団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の雇用・失業の情勢は、全般的には改善をみているが、他面経済発展と技術革新の進行に伴い技能労働力がいちじるしく不足し、また新規労働力に対する需要がますます高まつて一部に求人難の事態が出現している。しかしながらその反面、低開発地域においては依然として労働力過剰の状態にあり、特定地域においては離職者が多数発生している実情である。これらの情勢に対処し、雇用促進事業団を設立し、行政機関の活動と呼応して一層適切な雇用施策の促進をはかろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　事業団は法人とし、その資金は、従前政府の失業保険特別会計及び地方公共団体から労働福祉事業団に対して出資した額を設立当初の資本額とし、役員は、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内、監事二人以内とする。

2　事業団の主たる業務は次の通りとする。

イ　総合職業訓練所及び中央職業訓練所の設置、運営、事業内職業訓練の援助、公共職業訓練を受ける者に対する手当の支給並びに宿泊施設の設置、運営を行なうこと。

ロ　移転就職者のための宿舎、簡易宿泊施設、その他の労働福祉施設の設置、運営、移転費用の支給、職業講習の開催、就職資金の貸付、身元保証等を行なうこと。

3　事業団の予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金、業務方法書等は、労働大臣の認可または承認を受けることを要するとともに、事業団は労働大臣の監督に服し、労働大臣は事業団に対して監督上必要な命令をすることができること。

4　政府は、予算の範囲内において事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができるものとすること。

5　事業団は、その業務の運営について公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとし、公共職業安定所及び地方公共団体は事業団に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとすること。

6　事業団は、従前労働福祉事業団が行なつていた総合職業訓練所、中央職業訓練所等の失業保険福祉施設の設置、運営に関する業務を引き継ぐこと。

7　事業団は、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて従前炭鉱離職者援護会が行なつていた業務を引き継ぎ、炭鉱離職者援護会は、事業団成立のときに解散すること。

二　議案の可決理由

雇用促進事業団を設立し、離職者その他求職者の就職を促進し、その生活の安定をはかるとともに、労働力の有効適切な利用をはかることは時宜に適したものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十六年度一般会計予算に六億五千万円、失業保険特別会計予算に二十九億六千五百八十万円合計三十六億一千五百八十万円余が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十七日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

雇用促進事業団法案に対する附帯決議

一、経済の成長発展に伴う産業構造、就業構造の急激な変化に対処し、完全雇用に関する総合的、基本的政策を樹立するため、政府はすみやかに雇用基本法の制定に努めること。

二、雇用促進事業団に、その業務運営の円滑適正を期する目的をもつて、主要事項につき協議するため、労使を含む関係者等をもつて構成する運営協議会を設置すること。

三、政府は、雇用促進事業団に対し、第十九条第一項の業務に相当な金額を一般会計より支出することを目途としてその交付金を増額することに努めること。

四、政府は、産炭地その他失業者多発地域においては、離職者等の営業の自立をはかるため、生業資金の貸付その他金融措置の万全を期すること。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

母子福祉制度は昭和二十八年施行以来、その運用の実情にかんがみ、数次の改正を行なつてきているが、今回は住宅資金、事業継続資金及び事業開始資金等について若干の改善を行ない、さらに母子家庭の福祉に貢献しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　住宅補修資金を補修の場合のみならず住宅の増改築に必要な場合にも貸し付けることとし、その名称を住宅資金と改め、貸付限度を三万円以内から十万円以内に増額し、償還期限を五年以内から六年以内に延長すること。

2　事業継続資金の個人分の貸付限度額を三万円以内から五万円以内に増額し、償還期限を二年以内から三年以内に延長すること。

3　事業開始資金の償還期限を四年以内から六年以内に延長すること。

二　議案の可決理由

母子家庭等の経済的自立の助成を図るため、所要の改善を行なうことは時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

母子福祉貸付金として昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）に三億円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員共済組合法における附加給付制度及び健康保険法における被保険者等の分べんに係る給付との均衡を図るとともに、短期給付に要する費用に係る市町村負担金の特例期間を一年間延期しようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　附加給付に関する事項

組合は規約で定めるところにより短期給付にあわせて、附加給付を行なうことができるものとすること。

2　分べん費及び配偶者分べん費に関する事項

分べん費及び配偶者分べん費に最低保障制度を設けるものとし、その額は、分べん費にあつては六千円、配偶者分べん費にあつては三千円とすること。

3　保育手当金に関する事項

組合員又はその被扶養者である配偶者が分べんし、かつ、保育する場合には、保育期間にかかわらず保育手当金として二千四百円を支給するものとすること。

4　短期給付に要する費用に係る市町村負担金の特例に関する事項

短期給付に要する費用に係る市町村負担金の特例期間を昭和三十七年十二月三十一日まで延長するものとすること。

5　施行期日

公布の日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

市町村職員の生活安定と福祉の向上を目的とする本案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

地方公営企業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公営企業の最近における著しい進展に即応して、その基礎を強化し、経営の円滑化をはかろうとするもので、その要旨は次の通りである。

第一　地方公共団体は、地方公営企業の特別会計に必要な出資を行なうことができる旨を明らかにすること。

第二　地方公営企業の経営に関する事務を共同して処理する地方公共団体の一部事務組合の組織及び財務について特例を設けること。

1　一部事務組合には企業管理者を置かないことを常例とするものとし、この場合において企業管理者の権限は組合管理者が行ない、その組合管理者の任期は三年を下ることができないものとするとともに、組合に監査委員を必ず置くものとすること。

2　一部事務組合には地方公営企業の財務以外の財務についても地方公営企業法の財務規定を適用するものとし、また組合を組織する地方公共団体は、当該組合に対して必要な出資を行なうものとすること。

二　議案の可決理由

地方公営企業の現状にかんがみ、その趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、新市町村建設計画の完全な実施をはかり建設の目標を達成して更に一層新市町村の健全な発展を実現しようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　新市町村建設促進法の有効期間を五か年延長し、ひきつづき新市町村に対し新市町村建設計画の実施の促進をはかるものとすること。

2　町村合併の現状にかんがみ、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併推進に関しては、本年六月末をもつてこれらに関する措置を打切ることとし、関係規定の有効期間を延長しないものとすること。

3　町村合併に関する計画に基づく都道府県知事の勧告又は自治大臣の勧告を受けた市町村で、今までに町村合併をしていないものが、今年六月三十日以降に勧告に基づく町村合併を行なつた場合においては、これを新市町村とみなして新市町村建設促進法の適用を受けるものとすること。

4　新市町村が災害等に際して、国の財政上の援助に関し、町村合併が行なわれなかつたものとして措置しなければならないものとする特例措置は、他の特例措置の取扱いに準じて新市町村建設促進法の有効期間中に限るものとすること。

二　議案の修正議決理由

町村合併がほぼその目的を達成した今日、新市町村の健全な発展をさらに一層推進してゆくことを目的とする本案の趣旨は適切妥当なものと認めるが、町村合併に伴う境界変更に関する紛争の処理については、関係規定の有効期限をなお今後も継続することを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十六年度一般会計予算に六千百五十余万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

附則第二項本文中「その他の規定は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う」を「第十二条第一項及び第五章の規定（第二十九条第八項の規定を除く。以下同じ。）は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時に、その他の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時にその効力を失う」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、○この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十七条又は第二十七条の二の規定により町村合併調整委員の調停に付された市町村の境界変更に関する争論についてその時までに解決していないものについては、第二十七条の規定（同条において準用される規定を含む。）又は第二十七条の二の規定（同条において適用される規定及び当該適用される規定により準用される規定を含む。）は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、○この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十七条から起算して五箇年を経過した時又は第二十七条の二の規定により町村合併調整委員の調停に付された市町村の境界変更に関する争論についてその時までに解決していないものについては、第二十七条の規定（同条において準用される規定を含む。）又は第二十七条の二の規定（同条において適用される規定及び当該適用される規定により準用される規定を含む。）は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、以下この項において同じ。）の適用を受けた市町村については、第二十八条第五項の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時に第二十七条第十二項の規定又は第二十八条第四項の規定（第二十九条第七項の規定（同条第八項の規定により準用される同条第七項の規定を含む。）若しくは第三十条第二項の規定により準用され、又は第二十九条の二第二項の規定により適用される第二十八条第四項の規定を含む。以下この項において同じ。）の適用を受けた市町村の区域の変動、町村合併又は境界の変更については、第二十七条第十二項又は第二十八条第四項（町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八条第四項の規定中町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時までに第二十五条第一項の規定により国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同条第三項から第六項までの規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の勧告を受けた市町村が、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後において、当該勧告を受けた町村合併に関する計画に基づいて行なう町村合併については、第二十八条第四項（町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八条第四項の規定町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時までに第二十七条第十二項の規定又は第二十八条第四項の規定（第二十九条第七項の規定（同条第八項の規定により準用される同条第七項の規定を含む。）若しくは第三十条第二項の規定により準用され、又は第二十九条の二第二項の規定により適用される第二十八条第四項の規定を含む。以下この項において同じ。）の適用を受けた市町村の境界変更に関する争論についての規定の適用期限を延長する修正を加えたのであるが、政府は、その趣旨に沿い、引き続き全力をあげて、その紛争の解決に当たり、可及的短期間に事態の円満な収拾をはかるべきである。

右決議する。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

愛知用水公団の事業によつて、五か年計画のもとに昭和三十一年から着手せられた愛知用水事業は、予定通り大部分の工事が三十五年度に完成し、三十六年度からの公団は、公団の建設に係る施設の管理に移行することとなつた。

しかして、右の事態に伴い公団の人員及び機械等に余裕を生ずることとなるので、この際愛知用水事業の建設工事に多大の成果をあげたこれら職員の貴重な経験と大型高性能の機械を他の同種の事業に一括活用するために本案の提出をみたものである。

その主なる内容は次のとおりである。

1　愛知用水公団の事業に、従来国営によつて施行せられてきた豊川水系の豊川農業水利事業及び県営土地改良事業で県から農林大臣に申し出のあつたものを加えること。

2　従来国営土地改良事業として計画されていた埋立て又は干拓の事業を公団が行ないうること及びその造成地の処分を土地改良法と同様の手続で公団が行ないうること。

3　公団の事業となる国営土地改良事業について、公団の事業となる日までに国が要した費用のうち、国が徴収すべき地元負担金を公団が賦課徴収しうること及び公団の事業となる時において、その事業に関する国の権利及び義務は公団が承継すること。

4　公団の事業に豊川事業が加わることによつて必要となる事業の基本計画等の作成手続、経理区分等の規定の整備を行なうこと。

5　公団の総裁を理事長に、副総裁を副理事長に改め、役員の数を減少すること。

二　議案の可決理由

愛知用水公団が、総事業費四百二十三億円に及ぶ大規模な愛知用水事業を五か年間に完成し得たことは、技術陣の活躍、保有大型機械の駆使等公団機能の円滑な運営によるものとされており、この事業の完成後においては、これを、同種の他事業へ一括活用することの必要性と妥当性は、はやくから関係方面によつて要請せられてきたところである。

しかして今回、本案によつて、総事業費三百十四億円を要する豊川農業水利事業を公団の事業に包括し、これが一貫施行による早期完成をはかり、もつてそれら地域の農業及び工業等各種産業の飛躍

的発展を期し、あわせて上水道の整備等により民生の安定に寄与することはきわめて適切な措置と認め、委員会は多数をもつて本案を可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に愛知用水公団事業費補助として、四十一億五千九百八十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　商工会の組織等に関する法律は、主として町村における商工業の総合的な改善、発達を図るための組織として商工会を設け、あわせて商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的として昭和三十五年に制定された。

本改正案は、本法による商工会の組織が、主として郡部の町村単位に設立されているため、規模が小さく、組織も弱く、またその数が多い実情にかんがみ、これらの指導連絡に当たる連合会の組織を確立するとともに、連合会の行なう指導事業に対する助成措置を規定しようとするもので、その内容は、次のとおりである。

1　商工会連合会の目的

商工会連合会は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

2　連合会の数及び会員資格

都道府県連合会は、都道府県ごとに一個とし、その会員資格者は、その都道府県内に主たる事務所を有する商工会とする。

全国連合会は、全国を通じて一個とし、その会員資格者は、都道府県連合会とする。

3　加入及び脱退

都道府県連合会の場所は任意加入、任意脱退とし、全国連合会の場合は当然加入とする。

4　事業

イ　都道府県連合会の事業

(一)　商工会の組織又は事業についての指導又は連絡

(二)　商工業に関する情報又は資料の収集及び提供

(三)　商工業に関する調査研究

(四)　展示会、共進会等の開催又はそのあつせん

(五)　商工業に関する技術又は技能の普及又は検定

(六)　関係経済団体との提携又は連絡

(七)　商工会の総合意見の公表又は具申、建議

(八)　行政庁等の諮問に対する答申

(九)　その他必要な事業

ロ　全国連合会の事業

(一)　都道府県連合会の組織又は事業についての指導又は連絡

(二)　都道府県連合会の総合意見の公表又は具申、建議

(三)　都道府県連合会の事業のうち(一)ないし(四)、(六)及び(八)と同じ事業

(四)　その他必要な事業

5　設立

都道府県連合会の場合は地区内の商工会の二分の一以上、全国連合会の場合は二十五以上の都道府県連合会が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができる。

その他は商工会の設立の規定をおおむね準用する。

6　役員

連合会に、役員として、会長一人副会長五人以内、理事二十人以内（全国連合会の場合は十人以内）及び監事三人以内を置く。

役員は商工会の会員でなければならないが、理事については定数の五分の一以内の員外理事を認める。

7　助成

国は、予算の範囲内において、経営改善普及事業に関し商工会を指導するのに要する経費の一部について、都道府県連合会に対しては都道府県を通ずる間接補助を、全国連合会に対しては直接補助を行なうことができることとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、商工会の健全な発展を図るための組織として商工会連合会を設け、連合会の行なう指導事業に対する助成措置を規定し、もつて中小企業の育成発展に寄与するための措置として、有効適切なものと認めるが、都道府県商工連合会の役員に関する規定について改善すべき点があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に、小規模事業対策推進に必要な経費として八億二千四百六十七万六千円が計上されており、そのうち、都道府県連合会に対する運営指導員設置補助は二千五十九万二千円、全国商工会連合会に対する中央指導員設置費等補助は二百三十五万五千円と予定されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

（役員）

第五十五条の十七　連合会に、役員として、会長一人、副会長五人以内、理事二十人以内（全国連合会にあつては、十人以内）及び監事三人以内を置く。

2　都道府県連合会の役員は、その会員たる商工会の会員（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十五分の一以内に限り、その会員たる商工会の会員（法人にあつては、その役職員）であることを要しない。

3　都道府県連合会の設立当時の役員は、その会員になろうとする商工会の会員（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十五分の一以内に限り、その会員になろうとする商工会の会員（法人にあつては、その役職員）であることを要しない。

4　前二項の規定は、全国連合会の役員について準用する。この場合において、これらの項中「商工会」とあるのは、「都道府県連合会」と、「十分の一以内」とあるのは「五分の一以内」と読み替えるものとする。

原子力損害の賠償に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、原子力事業の健全な発達に寄与せんとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　原子力事業者の賠償責任については無過失責任とし、かつ、原子力事業者に責任を集中することとし、不可抗力性の特に強い特別の場合に限り事業者を免責する。

2　損害賠償のための一定の措置を講じない限り原子炉の運転等を行なわせないこととし、損害賠償責任を担保するための措置を原子力事業者に強制する。

3　原子力損害賠償責任保険で賠償責任の全部をうめることができない場合における損害賠償の履行を確保するため、政府は、原子力損害賠償補償契約を原子力事業者との間に締結し、被害者の保護の完全を期する。

4　損害賠償措置の金額をこえる損害が生じた場合、必要と認めた場合、政府は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において原子力事業者に対し、賠償に必要な援助を行なう。

損害が異常に巨大な天災地変等により生じたため原子力事業者が損害賠償の責任を負わないような場合にも、政府は、原子力損害の被災者の救助や被害拡大防止のために必要な措置を講ずる。

相当規模の原子力損害が生じた場合、政府はできる限りすみやかに損害の状況及びこの法律に基づき政府のとつた措置を国会に報告する。

原子力損害につき原子力委員会が損害の処理、防止等につき内閣総理大臣に意見書を提出したときは、政府は当該意見書を国会に提出しなければならない。

5　原子力損害の賠償につき紛争が生じた場合、特別の機関として原子力損害賠償紛争審査会を必要に応じ設置する。

二　議案の可決理由

原子力損害の特殊性にかんがみ、原子力損害が生じた場合における被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するための措置として適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

科学技術振興対策特別委員長　山口　好一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

原子力損害の賠償に関する法律案に対する附帯決議

一、本法の目的は、すべての原子力損害に対する被害者の保護を図るにあるから、本法実施に当たつては、政府は左の事項の実現を図り、もつて被害者保護に遺憾なきを期し、原子力の研究、開発及びその利用の推進に寄与するよう措置すべきである。

(一)　安全基準を速やかに設定し、これに基づいて原子炉の過度集中を避け、周辺環境の整備を図る等原子力損害に関する予防措置を講ずること。

(二)　原子力施設周辺地域の居住者等に対し線量調査を定期的に実施し、被害の早期発見に資するとともに損害認定の基礎資料とすること。

(三)　原子力委員会において原子力損害の評価に関する具体的基準を設定すること。

(四)　原子力損害賠償紛争審査会に関する政令において、原子力損害の状況及び損害の評価に関する重要事項を調査するため、必要あるときは審査会に特別委員を置くことができる旨を規定すること。

二、原子力事業者の従業員の業務上受けた災害に対しては、労働者災害補償保険法の適用のほか、原子力損害の特殊性にかんがみ、必要に応じ、別途被害者の保護に遺憾なきよう立法その他の措置を講ずべきである。

なお原子力損害に準ずる放射線障害の保護についても同様の措置を講ずべきである。

三、五十億円をこえる損害が発生した場合に、本法の目的である被害者の保護に遺憾なきを期するため、政府は、十分なる援助を行なうとともに、あらかじめ、この被害者保護の目的に添うよう事業者の災害賠償に備え利益金の積立等について指導を行なうべきである。

四、近い将来、原子力損害賠償に関する国際条約が成立した場合には、政府はこれに応ずる必要な措置を講ずべきである。

原子力損害賠償補償契約に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、原子力損害賠償補償契約に関し必要な事項を定めるもので、その要旨は次の通りである。

1　補償契約により補償する原子力損害の範囲は、地震又は噴火によるもの、正常運転によるもの、事故があつてから十年以後に賠償請求の行なわれたいわゆる後発性障害及び原子力損害賠償責任保険ではうめられない原子力損害であつて政令で定めるものとする。

2　原子力事業者が納付すべき補償料については、損害発生の見込み、政府の事務取扱費等を勘案の上、その料率を政令で定める。

3　政府は、原子力事業者が損害賠償措置を講ぜず原子炉の運転等を行なつた場合、補償料の納付を怠つた場合、保安のために講ずべき措置違反等義務違反があつた場合には補償契約を解除できることとし、なお、契約解除後九十日の間に生じた損害及び通知義務違反事項に基づく損害等については政府が補償する。ただし、補償金に相当する金額を後に原子力事業者から返還させる。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、適切妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行については、昭和三十六年度一般会計予算予算総則第九条に、原子力事業者の損失補償限度額二十億円が規定されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

科学技術振興対策特別委員長　山口　好一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十三号参照〕

昭和三十六年度特別会計予算補正（特第一号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、公共企業体等労働委員会の貸金に関する裁定を実施するため、造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコール専売事業、郵政事業、郵便貯金及び簡易生命保険及郵便年金の関係七特別会計について所要の予算措置を講ずるものである。

各特別会計の補正内容の概略は次の通りである。

1　造幣局特別会計

（単位千円）

	成立予算額	追加額	改定額
（歳入）			
補助貨幣回収準備資金より受入	三、二九二、二九七	九七、九四〇	三、三九〇、二三七
事業収入	七二、二二九	〇	七二、二二九
雑収入	三一、五〇三	〇	三一、五〇三
計	三、三九五、九二九	九七、九四〇	三、四九三、八六九
（歳出）			
事業費	三、三四五、九二九	九七、九四〇	三、四四三、八六九
予備費	五〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇
計	三、三九五、九二九	九七、九四〇	三、四九三、八六九

造幣局職員の給与について仲裁裁定を実施するため、その財源は補助貨幣回収準備資金から受け入れてこれに充当することとしている。

2　印刷局特別会計

（単位千円）

	成立予算額	補正 追加額	補正 修正減少額	改定額
（歳入）				
事業収入	六、八二一、四三七	二〇三、七四	〇	七、二二五、三二一

雑収入	四、〇七一、四七七	〇	〇	四、〇七一、四七七
計	一〇、八八二、九一四	三〇三、七七四	〇	一一、一八六、六八八
(歳出)				
事業費	一〇、三四四、九八六	四一三、八二七	△ 一一〇、〇五三	一〇、六四八、七六〇
予備費	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	一〇〇、〇〇〇
計	一〇、四四四、九八六	四一三、八二七	△ 一一〇、〇五三	一〇、七四八、七六〇

印刷局職員の給与について仲裁裁定を実施するため、その財源は日本銀行券の売払代の増加額を追加計上するとともに物件費を節約してこれに充当することとしている。

3　国有林野事業特別会計

(単位千円)

	成立予算額	補正 追加額	補正 修正減少額	改定額
(歳入)				
国有林野事業勘定	六三、八八三、〇六六	〇	〇	六三、八八三、〇六六
(歳出)				
国有林野事業費	五八、一九二、〇六五	一、九八四、二六五	〇	六〇、一七六、三三〇
他会計へ繰入	二、六三二、五三三	〇	〇	二、六三二、五三三
予備費	三、〇五九、四七八	〇	△ 一、九八四、二六五	一、〇七五、二一三
計	六三、八八三、〇六六	一、九八四、二六五	△ 一、九八四、二六五	六三、八八三、〇六六

国有林野事業職員の給与について仲裁裁定を実施するため、その財源は予備費をこれに充当することとしている。

4　アルコール専売事業特別会計

(単位千円)

	成立予算額	補正 追加額	補正 修正減少額	改定額
(歳入)				
事業費	四、六五〇、七一五	〇	〇	四、六五〇、七一五
(歳出)				
事業費	三、八三九、七一二	八二、四二四	△ 三九、七六三	三、八八二、三七三
他会計へ繰入	四四、六一一	〇	〇	四四、六一一
予備費	七〇、〇〇〇	〇	△ 四二、六六一	二七、三三九
計	三、九五四、三三三	八二、四二四	△ 八二、四二四	三、九五四、三三三

アルコール専売事業職員の給与について仲裁裁定を実施するため、その財源は事業費を節約することともに予備費をこれに充当することとしている。

5　郵政事業特別会計

(単位千円)

	成立予算額	補正 追加額	補正 修正減少額	改定額
(歳入)				
事業収入	二二、二〇五、三〇三	六、五五、七四七	〇	二八、八〇一、〇四九
業務収入	七九、五一九、四九九	六八七、〇〇〇	〇	八〇、二〇六、四九九
他会計より受入	七八、九六四、四〇八	五、九〇八、七四七	〇	八四、八七二、一五五
雑収入	三、一七七、三〇八	〇	〇	三、一七七、三〇八
業務外収入	五〇、五四四、〇八七	〇	〇	五〇、五四四、〇八七
資本収入	四、二四六、〇七二	〇	〇	四、二四六、〇七二
計	二二六、四五一、三七四	六、五五五、七四七	〇	二二三、〇四七、一二一
(歳出)				
業務費	一五三、九四七、九五八	一〇、六九七、三四三	△ 一、〇〇一、九七八	一六三、六四三、三二三
業務外支出	五〇、五四四、〇八七	〇	〇	五〇、五四四、〇八七
局舎其他建設費	五、六六四、七三九	一三、三八二	〇	五、六七七、一二一
公債及借入金償還金	五、〇九四、五九〇	〇	△ 二、七一三、〇〇〇	二、三八一、五九〇
予備費	一、二〇〇、〇〇〇	〇	△ 四〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
計	二二六、四五一、三七四	一〇、七一〇、三五	△ 四、一一四、九七八	二二三、〇四七、一二一

郵政事業職員の給与について仲裁裁定を実施するため、その財源は業務収入の追加及び既定経費の節約による充当のほか、この会計に業務を委託している他会計等の負担分を受け入れることとしている。業務収入の追加は郵便料金改訂の施行期日が、当初予定より一か月繰り上げられて、昭和三十六年六月一日とされていることによる増収である。

6　郵便貯金特別会計

(単位千円)

	成立予算額	補正 追加額	補正 修正減少額	改定額
(歳入)				
事業収入	七六、七七二、三一九	〇	〇	七六、七七二、三一九
他会計より受入	五、八一八	〇	〇	五、八一八
借入金	〇	一、五一九、九四三	〇	一、五一九、九四三
計	七六、七七八、一三七	一、五一九、九四三	〇	七八、二九八、〇八〇
(歳出)				
支払利子	五四、五六六、八八七	〇	〇	五四、五六六、八八七
郵政事業特別会計へ繰入	三三、〇八五、四三三	一、六一九、九四三	〇	三三、七〇五、三七五
郵便貯金旧預金者等交付金	五、八一八	〇	〇	五、八一八
予備費	一〇〇、〇〇〇	〇	△ 一〇〇、〇〇〇	〇
計	七六、七七八、一三七	一、六一九、九四三	△ 一〇〇、〇〇〇	七八、二九八、〇八〇

郵政事業職員の給与について仲裁裁定を実施するため、郵政事業特別会計において必要な経費の一部を負担することとなり、このため予備費の全額一〇〇百万円を充当するほか、新たに資金運用部資金一、五二〇百万円を借り入れて財源措置を講ずることとし、これに伴い予算総則第三条に借入金の限度額に関する規定を設けた。

7　簡易生命保険及郵便年金特別会計

(単位千円)

	成立予算額	補正 追加額	補正 修正減少額	改定額
(1)　保険勘定				
(歳入)	一九二、六一八、九九八	〇	〇	一九二、六一八、九九八
(歳出)				

保険費	三三、三九八、九五七	〇	三三、三九八、九五七
郵政事業特別会計へ繰入	二九、八一六、〇七三	〇	三一、〇〇七、四三九
予備費	三〇〇、〇〇〇	△ 三〇〇、〇〇〇	〇
計	六三、五一五、〇三九	△ 三〇〇、〇〇〇	六五、四〇六、三九六
(2) 年金勘定			
(歳入)	二、六三〇、八一四	〇	二、六三〇、八一四
年金費	一、〇七四、三三八	〇	一、〇七四、三三八
郵政事業特別会計へ繰入	三五〇、五三一	一八、四三〇	三六八、九五一
郵便年金旧受取人等交付金	二、一六三	〇	二、一六三
予備費	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇
計	一、三七、〇一三	一八、四三〇	一、三四五、四四一
(歳出)			
郵政事業職員の給与について仲裁裁定を実施するため、郵政事業特別会計において必要な経費の一部を負担することとなり、このため財源措置として、予備費全額三一〇百万円を充当するほか、不足分は本年度剰余金を減少せしめることとした。			

二　本予算の可決理由

本予算補正は、公共企業体等労働関係法の精神を尊重し、公共企業体等における健全な労働慣行を確立する趣旨において、仲裁裁定を完全に実施するため所要経費を計上したものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

予算委員長　船田　中

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年度政府関係機関予算補正（機第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、公共企業体等労働委員会の賃金に関する裁定を実施するため、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の三政府関係機関について所要の予算措置を講ずるものである。

次に各機関の補正内容は、次の通りである。

(1)　日本専売公社

（単位百万円）

	成立予算額	追加額	修正減少額	改定額
収入	三三、八六三	〇	〇	三三、八六三
支出	一七、九六四	一、五四八	△ 一、五四八	一八、九六四

右の追加額は、給与改善に必要な経費である。

(2)　日本国有鉄道

（単位百万円）

	成立予算額	追加額	修正減少額	改定額
損益勘定				
収入	四七一、七五〇	〇	〇	四七一、七五〇
支出	四七一、七五〇	一八、五三九	△ 一八、五三九	四七一、七五〇
資本及び工事勘定				
収入	二二、〇八六	七、八〇〇	△ 七、四三〇	二二、四五六
支出	二二、〇八六	七〇〇	△ 三三〇	二二、四五六

右の追加額は、損益勘定所属職員の給与改善に必要な経費である。

右の収入における追加額は、損益勘定より受入れの減少等に伴い、工事費の財源として、利用債及び縁故債による借入れを増額するほか、前年度より持ち越された資産を受け入れるものである。

また、支出における追加額は、工事勘定所属職員の給与改善に必要な経費である。

(3)　日本電信電話公社

（単位百万円）

	成立予算額	追加額	修正減少額	改定額
損益勘定				
収入	二六五、四九四	〇	〇	二六五、四九四
支出	二六五、四九四	八、九九三	△ 八、九九三	二六五、四九四
資本勘定				
収入	一八六、六二七	八、八一一	△ 七、九三	一八七、四四五
支出	一八六、六二七	八一八	〇	一八七、四四五

右の収入における追加額は、資産充当の追加額で前年度より持ち越された資産を受け入れるものである。

建設勘定				
収入	一七三、四〇七	八一八	〇	一七四、二二五
支出	一七三、四〇七	八一八	〇	一七四、二二五

右の支出における追加額は、電信電話施設費及び総係費の追加額で、中間勘定職員に対する給与改善経費のうち建設勘定負担分及び建設勘定職員に対する給与改善に必要な経費である。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、公共企業体等労働関係法の精神を尊重し、公共企業体等における健全な労働慣行を確立する趣旨において仲裁裁定を完全に実施するため所要経費を計上したものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

予算委員長　船田　中

衆議院議長清瀬一郎殿

漁業権存続期間特例法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁業に関する基本制度の改善を図るため、昭和三十三年六月設置された漁業制度調査会の答申がようやく去る三月二十八日行なわれた。政府は、この答申に基づいて漁業法を改正し、しかも、改正後の漁業法により漁業権の切替え免許を行なうことを妥当と考え、昭和三十六年八月一日において現存する漁業権で、その存続期間が昭和三十八年八月三十日までに満了することとなるものの存続期間を、昭和三十九年三月三十一日までの間において都道府県知事が指定する三期日まで延長する等の特例措置を講じようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、漁業制度改正の必要性及び漁業権存続期間の現況から妥当なものと認める。しかし本案の施行日は五月一日がすでに経過しているので、これを公布の日から施行することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

この法律は、公布の日（昭和三十六年五月一日）から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

児童の資質を健康上並びに社会的適性の上において向上させることは人口の資質向上と将来の経済発展をはかるためきわめて緊要であるが、わが国の新生児及び乳幼児死亡率が欧米に比較して著しく高いことその他最近における年少者の非行増加の傾向等にかんがみ、本法に若干の改正を行なおうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　三歳児に対して都道府県知事が毎年健康診査を行ない、また新生児の保護者に対しては、保健所の医師、助産婦等が訪問指導を行なう制度を設けること。

2　現在骨関節結核児童に対して行なわれている療育の給付を、その他の結核児童にも拡大すること。

3　少年非行対策の一環として軽度の非行児等情緒障害児に対する児童福祉施設として、新たに情緒障害児短期治療施設を加えること。

4　前記1の健康診査に要する費用の三分の一を国が負担すること。

二　議案の可決理由

児童の健康保持とその健全な育成の促進が、わが国人口の資質向上ならびに将来の経済発展上きわめて緊要なるにかんがみ、本案はその趣旨適切妥当なものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に必要な経費として、昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）に一億三千七百三十六万円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年五月十八日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下のわが国における酩酊者の実態にかんがみ、酩酊者の行為を規制し、又救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることにより、過度の飲酒が個人及び社会に及ぼす害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　すべての国民が、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならないものとすること。

2　公共の場所又は乗物において酩酊者が粗野又は乱暴な言動をしている場合に、本人のために、する警察官の応急の保護について規定するとともに、保護をした場合における必要な事後手続等について規定すること。

3　公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした酩酊者に対して、拘留又は科料に処すること等について規定すること。

4　警察官は、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした酩酊者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならないものとし、その制止に従わないで当該罪を犯し、公衆に著しい迷惑をかけたときは、一万円以下の罰金に処することとすること。

5　酩酊者がその者の住居内で同居の親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとしている場合において、警察官が諸般の状況から判断し、必要があると認めるときは、警察官職務執行法第六条第一項の規定に基づき、その住居内に立ち入ることができる旨を規定すること。

6　警察官が酩酊者を保護した場合において、その酩酊者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑のある者であると認めたときは、警察官から保健所長にその旨を通報することとし、また、その通報を受けた保健所長において必要があると認めるときは、その通報に係る者に対し、医師の診察を受けるよう勧奨すること等について規定すること。

7　この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならないものとすること。

8　公布の日から起算して三十日を経過した日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は社会の現状に照らし、過度の飲酒による個人的及び社会的害悪を防止して公共の福祉を増進するために必要かつ妥当なものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当たつて、法の濫用、人権の侵害にわたらないよう慎重を期するとともに、その実効をあげるよう努め、とくに左の点に留意すべきである。

一、酩酊者の保護、収容、治療等の施設を拡充、完備するため、できうる限りすみやかに予算措置を講ずること。

一、未成年者の禁酒については、とくに青少年補導の一環としてその啓蒙に努めるとともに、その取締りの厳正を期すること。

右決議する。

日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日本国とブラジル合衆国との間には、昭和十五年に締結された文化的協力に関する条約が昭和二十八年に復活して存続しているが、昭和三十二年四月ブラジル側から新協定の締結の申し入れがあり、自来交渉を続けてきたが、今般妥結したので、本年一月二十三日東京において署名を行なつた。

本協定は、わが国が戦後締結した諸文化協定とほぼ同様の内容と形式を有しており、現行の日伯文化条約に比較して、詳細かつ具体的にしたものであつて、両国の文化交流を促進するため、教授、学生等の交流の助長、相手国留学生に対する奨学金等の支給、相手国の文化機関の援助、混合委員会の設置等を規定している。

なお、本協定は批准書交換の日の後四十日で効力を生じ、五年間効力を有し、その後においてもいずれか一方の締約国が協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで効力を有することになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は日伯両国間の文化交流を増進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十四年二月以来、ベルギーとの間に航空協定締結のための交渉を行なつてきた

が、その結果、協定の案文について合意が成立したので、同年六月二十日、東京において本協定に署名し、同時に、同協定の沖縄への適用に関して公文の交換を行なつた。

この協定は、わが国とベルギーとの間の航空業務を開設し、かつ、運営することを目的とし、業務運営開始の手続及び条件を双務的基礎において規定するとともに、附表において、両国の指定航空企業が実際に業務を運営する路線を定めたもので、その内容及び形式において、すでにわが国が締結している日米、日英、日仏、日印等の航空協定とほぼ同一のものである。

なお、この協定は批准書交換の日に効力を生じ、廃棄するときは、他方の締約国が廃棄の通告を受領した日の後一年で効力を終了することになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の締結により、わが国及びベルギーの航空企業は、それぞれ双務的にかつ平等の条件で相手国に乗り入れる権利をもつことになるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一層促進されることが期待されるので、必要かつ適切なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十五年九月以来、ドイツ連邦共和国との間に航空協定締結のための交渉を行なつてきたが、その結果、協定の案文について合意が成立したので、本年一月十八日、ボンにおいて本協定に署名し、同時に、第二条(2)に基づく路線に関する公文の交換を行なつた。

この協定は、わが国とドイツ連邦共和国との間の航空業務を開設し、かつ、運営することを目的とし、業務運営開始の手続及び条件を双務的基礎において規定するとともに、交換公文において、両国の指定航空企業が実際に業務を運営する路線を定めている。

本協定は、その内容及び形式において、すでにわが国が締結している日米、日英、日印等の航空協定とほぼ同一のものである。

なお、この協定は批准書交換の日に効力を生じ、廃棄するときは、他方の締約国がその終了の通告を受領した日の後一年で効力を終了することになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の締結により、わが国及びドイツ連邦共和国の航空企業は、それぞれ双務的かつ平等の条件で相手国に乗り入れる権利をもつことになるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一層促進されることが期待されるので、必要かつ適切なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、シンガポール自治州政府との間の所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるもの、すなわち、シンガポールの居住者が支払いを受ける配当に対する所得税の税率の特例、租税徴収の共助等について、所要の立法措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

日本国とシンガポール自治州との間の二重課税を防止し、経済交流の円滑を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十四号参照〕

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

健康保険及び船員保険について、それぞれ分べん費及び育児手当金の額を引き上げることとして、給付内容の改善をはかろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　健康保険

(一)　被保険者の分べん費について、被保険者の標準報酬月額の半額が六千円に満たない被保険者につき、これを六千円に引き上げること。

(二)　被扶養者である配偶者の分べん費を三千円（現行千円）に引き上げること。

(三)　被保険者又は被扶養者である配偶者の出産について支給する育児手当金の額を二千円とし、これを一時に支給すること。（現行哺育手当金として毎月二百円、六か月まで支給）

2　船員保険

分べん費及び育児手当金について健康保険と同様の改正を行なうこと。

二　議案の可決理由

最近における分べんの所要経費等を勘案し、本改正案は時宜に適するものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度厚生保険特別会計中分べん費七億一千五百万円、育児手当金四億八百万円、同年度船員保険特別会計中分べん費十八万円、哺育手当金十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日雇労働者健康保険法は、昭和二十八年の制定以来逐次給付内容の改善が行なわれてきたが、他の社会保険に比べ未だ遜色のある部面が多いので、今回これが改善をはかるとともに、あわせてこれをまかなう財源については国庫負担率の引上げと保険料額の等級区分の改定を行ない、保険財政の健全化をはかろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　療養の給付期間を、現行の一年から二年に延長すること。

2　傷病手当金の支給期間を、現行の十四日から二十一日に延長するとともに、その支給日額についても現行の二段階制（第一級二百円、第二級百四十円）を次の三段階制に改めること。

(1)　第一級三百三十円

(2)　第二級二百四十円

(3)　第三級百七十円

3　出産手当金の支給日額についても傷病手当金と同額に引き上げること。

4　分べん費を、現行の二千円から四千円に引き上げるとともに、配偶者分べん費についても現行の千円から二千円に引き上げること。

5　日雇労働者が、はじめて被保険者となつた当初の約二箇月間について、被保険者及びその被扶養者の疾病又は負傷に対し五割の医療給付を行なうこと。

6　保険料額を現行の二段階制（第一級二十円、第二級十八円）から次の三段階制に改めること。

(1)　賃金日額四百八十円以上の場合　第一級三十円

(2)　賃金日額二百八十円以上四百八十円未満の場合　第二級二十円

(3)　賃金日額二百八十円未満の場合　第三級十八円

7　給付費の国庫負担率を現行の「百分の三十五」に引き上げること。

8　傷病手当金及び出産手当金日額の算定方法についても所要の改正を行なうこと。

二　議案の修正議決理由

日雇労働者健康保険法運営の実情にかんがみ、給付内容の改善、財政の健全化等の措置を講ずることはきわめて適切なものと認めるが、さらにその内容につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）に日雇労働者健康保険給付費財源として二十九億七千

九百九十六万六千円が計上されており、その中に国庫負担率の引き上げ（三割から三割五分）による増加分、三億六百三十一万円が含まれている。なお、本修正の結果必要とする経費は約二億円であるが、予備費の範囲内で実施可能である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して古井厚生大臣より本修正に対し「本修正案は、やむを得ないものと認める。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

社会労働委員長　山本猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（不字及び――修正）

第十六条の二第二項を次のように改める。

中「二百円」を「三百三十円」に、「百四十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百二十円」に、「九十円」を「百六十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「二十二日」に改める。

2　傷病手当金の級別は、次の各号に定めるとおりとし、その額は、一日につき、第一級にあつては三百三十円、第二級にあつては二百四十円、第三級にあつては百七十円とする。ただし、当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては二百二十円、第二級にあつては百六十円、第三級にあつては百十円とする。

一　当該被保険者について、その者がはじめてその療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上、又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上第一級の保険料が納付されている場合　第一級

当該被保険者について、前号に規定する二箇月間に通算して二十八日分以上、又は同号に規定する六箇月間に通算して七十八日分以上第一級又は第二級の保険料が納付されている場合（前号に該当する場合を除く。）　第二級

二　第一号に規定する二箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して二十八日分未満である場合であつて、その納付された第一級及び第二級の保険料の合計額が、保険料の納付日数が二十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で除して得た額が二十円以上であるとき。　第二級

三　第一号に規定する六箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して七十八日分未満である場合であつて、その納付された第一級及び第二級の保険料の合計額が、保険料の納付日数が七十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を七十八で除して得た額が二十円以上であるとき。　第二級

四　前四号以外の場合　第三級

五　第十六条の二第三項中「十四日」を「二十一日」に改める。

第十六条の五第二項を次のように改める。

中「二百円」を「三百三十円」に、「百四十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百二十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。

2　出産手当金の級別は、次の各号に定めるとおりとし、その額は、一日につき、第一級にあつては三百三十円、第二級にあつては二百四十円、第三級にあつては百七十円とする。ただし、当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては二百二十円、第二級にあつては百六十円、第三級にあつては百十円とする。

一　当該被保険者について、当該分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上第一級の保険料が納付されている場合　第一級

二　当該被保険者について、前号に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上第一級又は第二級の保険料が納付されている場合（前号に該当する場合を除く。）　第二級

三　第一号に規定する四箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して二十八日分未満である場合であつて、その納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で除して得た額が二十円以上であるとき。　第二級

四　前三号以外の場合　第三級

第三十条第一項中「二百八十円」を「四百八十円」に、「二十円」を「二十六円」に、「十円」を「二十円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、それぞれ、第一級にあつては、「第二級とし」を「第三級とし」に、「二十二円、第二級にあつては」は十三円、第二級にあつては十円とする。

を「三十円、第二級にあつては」に改め、同条第二項中「十一円、第二級にあつては八円」を「十五円、第二級にあつては十円」に、「十一円、第二級にあつては八円」に、「十一円、第二級にあつては十円」を「十五円、第二級及び第三級にあつては十円」に改める。

附　則

3　改正後の第十六条の二第二項及び第十六条の五第二項の規定の適用については、改正前の第三十条第一項の規定による第一級又は第二級の保険料は、それぞれ改正後の同条同項の規定による第二級又は第三級の保険料とみなす。

〔別紙〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、日雇労働者健康保険の被保険者が療養中において、新たなる疾病が発生したときその疾病につき又はその間における家族の疾病については、同保険において療養の給付を受けられるよう考究すべきである。

社会福祉施設職員退職手当共済法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、これらの施設に勤務する職員に対する待遇改善の一環として退職手当共済制度を確立し、これによってこれら職員の身分の安定をはかり、もつて社会福祉事業の振興に寄与しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　退職手当共済契約

社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者（経営者）は、その使用する職員について、社会福祉事業振興会と退職手当共済契約を締結することができること。

2　退職手当金の支給

(一)　振興会は、退職手当共済契約を締結した経営者（共済契約者）の使用する職員で社会福祉施設の業務に常時従事するものが退職したときは、その者に対し、退職手当金を支給すること。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職した者に対しては支給しない。

(二)　退職手当金の額

(1)　退職した者の被共済職員期間が十年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が五年をこえない者は百分の六十を、被共済職員期間が五年をこえ十年をこえない者は百分の七十五を乗じて得た額とすること。

(2)　退職した者の被共済職員期間が十年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらない場合の退職手当金の額は(1)の政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じた額とすること。

(3)　退職した者の被共済職員期間が十年をこえる場合の退職手当金の額は前記(1)の政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とすること。

(ア)　十年までの期間については、一年につき百分の百。

(イ)　十年をこえ、二十年までの期間については一年につき百分の百十。

(ウ)　二十年をこえる期間に

ついては、一年につき百分の百二十。

(4) その他被共済職員の退職理由等によつて、その額を増額すること。

3 掛金

共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならないこと。

4 国及び都道府県の補助

(一) 国は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、次の各号に掲げる経費を補助すること。

(1) 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内

(2) 振興会の事務に要する費用

(二) 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において振興会に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができること。

5 施行期日は昭和三十六年十月一日とすること。

二 議案の可決理由

民間社会福祉施設の職員について新たに退職手当共済制度を創設し、その身分の安定をはかることはきわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算（厚生省所管）に社会福祉事業従事者退職共済事業事務費補助金として三百万円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法は昭和二十七年に制定され、障害年金、遺族年金等が支給されることになり、次いで翌二十八年には恩給法の一部改正により旧軍人にかかる公務扶助料等が支給されることとなり、さらにその後数次の改正により援護の強化と受給者相互間の衡平が図られてきたのであるが、なお若干の不均衡が残つている実情にかんがみ、別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案と関連して、今回本案が提出されたものである。

その要旨は次の通りである。

1 旧国家総動員法による被徴用者である非戦地勤務の有給軍属を本法上の準軍属とし、その者が戦時災害による公務上の傷病により不具廃疾となり又は死亡した場合は、その者又はその者の遺族が旧令による共済組合等からの特別措置法による年金を受けていない場合には、障害年金又は遺族給与金を支給すること。

2 死亡した軍人軍属が旧民法にいう入夫婚姻であつた場合、その者の妻の父母を遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えること。

3 第四項症以下の障害年金等を増額すること。（恩給法の一部改正と平衡）。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者及び遺族等の援護を、さらに強化するため障害年金又は遺族給与金等の支給範囲を拡大する措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に八百六十八万円を計上している。

右報告する。

昭和三十六年五月二十三日

社会労働委員長　山本　猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

公共用地の取得に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近のわが国における急激な経済成長に伴い、道路その他の公共施設の整備は緊急を要する問題であるが、これらの事業に要する用地の円滑なる取得は最も困難をきわめ、各事業遂行の大きな隘路となつている実情にかんがみ、新たに現行土地収用法の特例を設けて、用地の円滑なる取得と、土地等の取得に伴う損失の適正な補償を図ろうとするのが本案の目的であるが、その要旨は次の通りである。

1 本案の適用をうける事業の範囲は、公益事業のうち、特に公共性と緊急性の高い、道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等の重要事業の一部について、建設大臣が新たに設置される公共用地審議会の議を経て認定したものに限ることとすること。

2 これらの特定公共事業の円滑なる執行をはかるため、起業者は、関係地元住民等に事前に事業の内容と緊急性について、周知徹底をはかるべきものとし、収用手続の円滑化をはかる措置として、事業認定及び土地細目公告の有効期間を短縮し、事業認定又は裁決申請書の縦覧を市町村長が怠つた場合には、都道府県知事が代行できることとし、土地調書又は物件調書作成のための立入りを拒否又は妨害された場合の特例等につき所要の措置を講ずることとする。又収用委員会の裁決が遅延して事業の執行に支障を及ぼすおそれのあると認められる場合には、補償額の確定をまたずに概算見積りによる仮補償金を定める緊急裁決を行ない土地等の収用、使用ができる制度を新設し、その緊急裁決にあたつては、収用委員会が収用後又は使用後においても補償額を適正に算定することができるよう所要の措置を講ずることを義務づけ、必要があれば、担保の提供を命じ、差額が出れば後に利息を付して清算することとすること。

3 特定公共事業に伴う損失の適正なる補償を確保する措置として、現行土地収用法により認められている現物補償制度を一層拡充し、被収用者は、金銭以外の建物等による補償を要求することができることとし、又生活再建対策として、代替地、住宅、店舗等の取得、環境施設の整備、職業の紹介、指導、訓練等を都道府県知事に申し出ることができ、起業者、国及び地方公共団体はこれの実施に努めることとすること。

二 議案の可決理由

本案について、日本社会党の石川次夫君外九名より、本案の適用をうける事業の範囲を更に縮小し、道路、鉄道、治水の各事業の一部に限定し、公共用地審議会委員は国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命、委員の罷免の規定を置き、又本法の公布の日を、損失の補償基準に関する法律の制定施行される時期において定めることとする等の修正案が提出されたが、採決の結果、石川次夫君外九名提出の修正案は賛成者少数をもつて否決された。

しかして、政府原案の主旨は、特定公共事業の円滑化を図り、被収用者保護の見地より、適切妥当な措置と認め、別紙の通り、附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月十九日

建設委員長　加藤　高藏

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

公共用地の取得に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法による土地収用に際しては、個人の権利並びに私有財産権を不当に侵害することのないよう、公正妥当な補償を行なうとともに、被収用者に対してなされる生活再建等の措置は、その実効あらしめるよう万全の措置を講ずべきである。

なお特定公共事業は、その対象を最少限に縮小し、緊急裁決に当たつては慎重を期し、乱用することのないよう強く要望する。

右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

近年の著しい人口の都市集中による市街地における建築物の密集と自動車交通の激増等社会情勢の変化に対応して、市街地の土地の有効利用と建築物相互間、街区相互間の相隣関係を良好に維持して市街地の整備改善を図り、特殊建築物の一部についての制限を合理化し、違反建築物に対する違反の是正に関する規定を整備すること等が本案の目的である。

その要旨は次のとおりである。

第一は、建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図る必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続きにより、その街区内における建築物の述べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限をする「特定街区」を指定することができることである。

第二は、小規模の自動車車庫の防火上の構造制限を緩和することと、商業地域内に建築できる自動車修理工場の規模の限度を引き上げたことである。

第三は、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー又は自動車修理工場等の防火上の構造制限を強化したことである。

第四は、法令に違反することが明らかな工事中の建築物については、工事従事者に対しても作業の停止を命ずることができることとしたことである。

第五は、建築物の用途についても建築協定ができることとしたことである。その他関係法令である都市計画法の一部を改正することである。

二　議案の可決理由

本案は、市街地の整備改善を図り、特定建築物に関する制限を合理化し、違反建築物に対する違反の是正に必要な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月二十三日

建設委員長　加藤　高蔵

衆議院議長清瀬一郎殿

倉庫業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法施行後における倉庫業の実情にかんがみ、倉庫業務の運営の適正化を図ろうとするものであつて、その内容の主なる点は次の通りである。

1　従来冷蔵倉庫業については、届出制であつたが、その特例措置を廃止しこれを許可制に改めること。

2　倉庫業者に対して、更にその保管する物品の種類その他の事項を営業所その他の事業所に掲示する義務を課すること。

3　倉庫業者に対する営業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間の最高限を三月から六月に改めること。

二　議案の可決理由

本案は、倉庫業者の業務の適正な運営を確保するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月二十三日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十五号参照〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法によれば農林水産業施設の災害復旧事業については、毎年、その発生した災害が激甚な場合、農林大臣が地域指定を行ない、高率国庫補助の制度を適用して災害復旧事業を実施せしめることとなつている。しかしながらたとえ当年発生の災害が激甚でない場合であつてもその農林業者が連年の災害を受けた場合には、その者が受けた打撃は決して少なくないのである。そこで、このような連年災害を受けた農林業者に対し、災害復旧事業の補助率を引き上げて、それらの者の負担を軽減しようとして本案が提出されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　政令で定める区域内で発生した、その年の一月一日から十二月三十一日までの農地、農業用施設並びに奥地林道及びその他の林道にかかる災害の復旧事業については、過去三年間の災害の被害合計額を、その年一年の間に発生した被害とみなし、現行法の補助の規定を適用して算出した金額を、その災害の復旧事業費で除したものをもつて補助率とすること。

2　その年災害が特に激甚であつて、現行法の規定により算定した補助率の方が、連年災害の規定により算出した補助率を上廻る場合には、現行法により算出した補助率を適用すること。

3　本改正による連年災害の規定は、昭和三十五年一月一日以降に発生した災害から適用すること。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、農林業者が連年災害を受けた場合、その者の災害復旧事業費につき負担の軽減を図ろうとするものであつて農林業の経営安定の見地から妥当なものと認め、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算農林省所管農業施設災害復旧事業費八十五億一千七百十九万二千円のなかに農地及び農業用施設に係る昭和三十五年度分及び三十六年度分の経費五千八百七十五万二千円が、また、同会計林野庁所属山林施設災害復旧事業費十億四千六百四十五万七千円のなかに林道に係る昭和三十五年度分及び三十六年度分の経費八百三十四万二千円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月二十三日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における都市の発展および行政区域の合併等による社会生活圏の著しい拡大ならびに市外通話の自動即時化の進展に伴い、電話料金体系を現状のまま維持して行くことは不適当となつてきているので、本案は、市内、市外両通話料金の融合をはかつて社会生活圏の拡大に即応させ、あわせて自動即時化に適合する料金課金方式を採用するため、全体としては現在の料金水準を維持する建前のもとに、電話料金体系の調整を図るとともに、これに関連する制度について規定の整備を図ろうとするものであつて本案の要旨は次のとおりである。

1　通話料金の改正

(一)　市外通話の料金は現在三分・三分制をとつているがこれを廃止し、自動即時通話の場合は、距離別時間差法（市内度数料と同額の七円を単位とし、通話区間の距離に応じて単位時間で通話できる秒数に差をつけるもの。）による課金制を採用し、通話距離区分を一三段階とする。また手動通話の場合には三分・一分制（最初の三分を基本通話とし、超過一分までごとに基本通話料の三分の一にあたる累加通話料を課するもの。）を採用し、通話距離区分を現行の二六段階から二〇段階に改める。

また、課金距離算定方法の改正に伴い、一般的に課金距離が短縮されるので、大部分の通話区間について、改正後においてもおおむね現行と同じ料金が適用されるように改正段階ごとの料金を調整する。

(二)　市外通話料金の算定基準となる課金距離

市外通話の課金距離の算定は、現在、個々の電話局相互間の距離によつているが、これを改め、郵政省令で定める近距離のものを除き、全国を六〇〇程度に分割して設ける単位料金区域の中心局相互間の直線距離によることに改めることとする。

(三)　準市内通話制度の採用

単位料金区域内の通話は、これを現在の市内通話と市外通話との中間的なものとして取扱うため、準市内通話制度を設け、その料金は距離に無関係に一分ごとに市内度数料と同額の七円とする。この準市内通話は、単位料金区域内の電報局相互間の自動通話に限るほか、隣接の単位料金区域に属する電話局との間の自動通話についても、その距離がきわめて近く密接な関係にあるものは、例外的に含めることとする。

(四)　公衆電話の市外通話料等

取扱者が配置されている赤電話等からの市外通話は三分・一分制を採用し、その料金額は一般市外通話と同額にする。取扱者の配置されていないボックス公衆電話等からの市外通話は現行通り三分・三分制とし、その料金額は硬貨との関係から五円の整数倍に調整する。また夜間市外通話の料金および加入区域外の公衆電話の料金は認可料金とする。

2　その他の制度等

(一)　電話取扱局の種類は現在加入数二十五万以上を最上級としているが、加入数が急増している実情にかんがみ、現行の「十五万以上二十五万未満」および「二十五万以上」の段階をそれぞれ「十五万以上四十万未満」および「四十万以上百万未満」に改めるとともに、新たに「三百万以上」を最上級とする三段階の級局を設ける。

なお、以上の改正にしたがい級局の順序を現行と逆にし、最下級の一級局から十四級局までとする。

(二)　電話の自動化の進展に伴い、改正後の五級局以下にも度数料金制が実施できるよう、これらの級局について新たに度数料金制による場合の基本電話使用料を定める。

(三)　電話局外にある交換設備（集線装置等）も電話局の交換設備であることを法文上明確にする。

(四)　電話加入権に対する参加差押を差押と同様に扱うことを法文上明確にする。

(五)　附属電話機の他人使用を認めることとする。

(六)　電話交換取扱者が認定機種以外の電話交換作業に従事している場合も、その認定は失効しないものとする。

(七)　罹災地に特設する公衆電話の料金および医療無線電報料金を減免できる根拠規定を設ける。

(ハ) 加入者等から、その建物内または敷地内の既設線路使用の請求があつたときは、日本電信電話公社はこれに応ずることができることとする。

3　施行期日等

(イ) 料金の調整に係る規定の施行期日は昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日までの範囲内において政令で定める日とし、その他の事項に係る規定の施行期日は、公布の日から起算して三十日を経過した日とする。

(ロ) 改正法施行以前において、電話局を特定して、距離別時間差法による市外自動通話等、新制度の一部を試験的に実施することができることとする。

(ハ) 電話取扱局の種類の変更に伴い、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の関係規定を改める。

二　議案の可決理由

社会生活圏の拡大及び市外通話の自動化の進展に応じて電話料金体系の合理化等を図ることは適切妥当な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十六年度政府関係機関予算のうち日本電信電話公社予算に試験用施設整備費二千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月二十三日

通信委員長　山手　満男

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国とオーストラリアとの間の郵便為替業務は、現在オーストラリアが万国郵便連合の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定に参加していないため、わが国との間に約定関係のある英国の仲介によつて行なわれているが、仲介による業務には、日数を要すること、仲介手数料を負担する等種々公衆に与える不便があるので、政府はかねてより郵便為替の直接交換のための約定締結の交渉を進めてきたが、約定の案文について合意が成立したので、本年二月七日東京で署名された。

本約定は、郵便為替交換の経路、表示通貨、料金の割当て、振出し及び払渡しの方法等双方の郵政庁が郵便為替の交換を行なうために必要な業務についての基本的な事項を定めたものである。ただ電信為替はオーストラリア側の都合により取扱わないことになつている。

本約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生じ、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、本約定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで効力を有することになつている。

よつて政府は本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本約定を締結することは、わが国とオーストラリアとの間に直接郵便為替の交換が行なわれて、公衆の利便が増大し、両国間の友好関係及び経済関係を発展させるため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月二十四日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国とパキスタンとの間の郵便為替業務は、現在パキスタンが万国郵便連合の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定に参加していないため、わが国との間に約定関係のある英国の仲介によつて行なわれているが、仲介による業務には、日数を要すること、仲介手数料を負担する等種々公衆に与える不便があるので、政府はかねてより郵便為替交換のための約定締結の交渉を進めてきたが、約定の案文について合意が成立したので、本年二月七日東京で日本側により、三月七日ラワルピンディでパキスタン側によりそれぞれ署名された。

本約定は、郵便為替交換の経路、表示通貨、料金の割当て、振出し及び払渡しの方法、電信為替交換の方法等双方の郵政庁が郵便為替の交換を行なうために必要な業務についての基本的な事項を定めたものである。

本約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生じ、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、本約定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで効力を有することになつている。

よつて政府は本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本約定を締結することは、わが国とパキスタンとの間に直接郵便為替の交換が行なわれて、公衆の利便が増大し、両国間の友好関係及び経済関係を発展させるため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月二十四日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十七号（その一）参照〕国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、千八百六十五年のパリ国際電信条約に源を発し、その後無線通信技術の発達に伴い、千九百六年にベルリン無線電信条約が結ばれこの両条約を合併して千九百三十二年国際電気通信条約がマドリッドで成立し、同条約加盟国により国際通信連合が結成され、その後、千九百五十二年ブエノス・アイレスで現行条約が締結されたのであるが、さらに今日の事態に適応すべく改正するため、千九百五十九年十二月二十一日ジュネーブにおいて、本条約がわが国を含む八十四箇国により署名された。

わが国は明治十二年に国際電信条約に加入し、以来、数次にわたる新条約成立の際は、主として原署名国としてこれら条約に参加してきた。

本条約は、国際連合の専門機関の一つである国際電気通信連合の基本文書であり、現行条約と同様、国際電気通信連合の構成、目的及び組織を定めるとともに、新興国家又は発展途上にある国における電気通信設備及び電気通信網の開設、発達及び改良を国際連合の適当な計画への参加により促進すること、執行機関である管理理事会の理事国を増加し、職員の俸給、年金等について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮した事務規則を作成すること、常設機関の活動を調整するための調整委員会を設けた等の改正を行ない、電気通信に関する一般規定及び無線通信に関する特別規定について定めており、同附属書で連合員及び準連合員となるための国又は地域の表、条約又は業務規則の適用に関する紛争解決のための仲裁規定並びに連合の各種会議に関する一般規則及び国際連合と国際電気通信連合との間の協定について規定し、最終議定書には、この条約署名に際し各国全権委員が行なつた留保宣言を記してある。さらに、追加議定書において、この条約の効力発生の日までの連合の諸経費及び経過的取極についての四議定書を掲げている。

なお、本条約は、昭和三十六年一月一日前に批准書又は加入書を寄託した国の間において同年一月一日より効力を生じているが、わが国の本条約への加盟は批准書を寄託した日に効力が生ずる。その後は、条約の廃棄通告をしない限り無期限に効力を有することになつている。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約に参加することは、電気通信分野における国際的地位を向上させ、国際協力に積極的に寄与するとともに、わが国の電気通信業務の伸長発展を期待することができるので、わが国にとり必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十六年度一般会計予算郵政省所管「国際電気通信連合分担金」の項に五千百四十一万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月二十六日

外務委員長　堀内　一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における銃砲刀剣類等による犯罪の増加傾向にかんがみ、銃砲刀剣類等の所持及び携帯に関する現行法の規定を整備するとともに、警察官が取締りをする場合の権限等についても明確な規定を設けようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　飛出しナイフは、刃渡り五・五センチメートル以下のものも規制の対象とすること。ただし、刃渡りが五・五センチメートル以下で、刃体とさやとを直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線で、みねの先端部が一定の丸みを帯びたものは、除外すること。

2　同居の親族に、人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある者があり、かつ、その者が申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある者である場合には、所持許可をしないことができる規定を新たに設けること。

3　何人も、業務その他正当な理由のある場合を除いては、刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならないこととすること。ただし、刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれら以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものは、規制の対象としないこと。

4　銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、他人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察官は、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができるものとすること。また、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、他人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、その危害を防止するため必要があるときは、警察官は、これを提出させて一時保管をすることができるものとし、一時保管の手続きに関し所要の規定を設けること。

5　その他関係規定を整備すること。

二　議案の可決理由

暴力犯罪を根絶するための施策の一環としての本案の趣旨は、おおむね妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年五月三十日

地方行政委員長　濱田　幸雄

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり次の諸点に留意すべきである。

一、警察官の調査権の行使については、警察官の平素の教養訓練等に遺憾なきを期し、いやしくも職権乱用にわたらぬよう厳に注意すること。

一、本法施行により刃物製造業者のこうむるべき損失については、これが救済をはかるため、政府は融資その他必要な措置を講ずること。

右決議する。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主なる改正点は次の通りである。

㈠　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正することとする。

1　健康保険法の一部改正に伴い、育児手当金については、二千四百円を一括支給することとする。

2　厚生年金保険法の一部改正に伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとする。

3　傷病手当金については、従来は一律に欠勤四日目から起算することとしているが、その者に俸給の全部又は一部が支給されることにより傷病手当金の全部が支給されないときは、その傷病手当金の支給が実際に始められた日から起算することとする。

4　公務による廃疾年金又は公務による遺族年金に要する費用の分担割分については、給付の全額を国が負担することとする。

5　国家公務員が任命権者の要請に基づいて公庫等の職員となり、さらに引き続いて国に復帰した場合において、その公庫等の職員期間を組合員期間に通算しうる措置を統一的に行なうこととする。

6　共済組合の組合員が国の職員となつたとき、又は国の職員が組合職員となつたときは、その者の選択により、相互の組合員期間を通算できることとする。

㈡　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正することとする。

1　旧勅令による共済組合の組合員であつた期間を旧長期組合員期間とし、これにより、引き続いていない旧勅令による組合員期間も年金額算定の基礎となる期間に組み入れることとする。

2　恩給法の一部改正に伴い、旧軍人軍属の戦務加算等を在職年に算入することとするとともに、旧日本医療団の職員であつた期間及び外国政府の職員であつた期間を組合員期間に算入することとする。

3　同じく恩給法の一部改正に伴い、公務による廃疾年金の最低保障額を引き上げることとする。

以上のほか、その他共済給付に関する規定を整備することとする。

二　議案の可決理由

健康保険法、厚生年金保険法、恩給法の一部改正等に伴う措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十六年五月三十日

大蔵委員長　足立　篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

恩給公務員期間通算等に伴つて、国の負担すべき整理資源の繰入額の適否は組合の長期経理に影響なしとしないので、政府は、速かに追加費用の総額を概定し、これに基づき毎年度の負担方法を明確にし、保険経済の健全化をはかるべきである。

魚価安定基金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、漁業生産調整組合及び水産業協同組合等が多獲性の水産動物の価格を安定させるために行なう生産及び流通に関する調整等について助成するための組織を設けようとするものである。

その主な内容は、次の通りである。

1　魚価安定基金の設立当初の資本金は、一億六千万円以下であつてはならないことを法定し、その内訳は、政府出資金八千万円、その他は都道府県、漁業生産調整組合等の出資によるものとしていること。

2　基金の業務は、出資者たる漁業生産調整組合が一部の組合員に対してする制限に伴い調整金を支払う場合に、基金は、漁業生産調整組合に対してその経費の全部又は一部に相当する金額を交付すること及び出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が委託により多獲性の水産動物の製品等の保管等を行なつた場合に、その組合に対し、保管に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付すること。

3　基金は、その資本金を金融機関への預金、国債その他の有価証券の取得等によりえられる運用益によつて業務を行なうことを原則とすること。

二　議案の可決理由

漁業生産調整組合、水産業協同組合等が行なう生産及び流通に関する調整等の事業につき、基金が助成することにより多獲性の水産動物の価格の安定をはかることは、適切な措置と認め、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に、魚価安定基金に必要な経費として八千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月三十日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

漁業生産調整組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁業上重要な地位を占めるさんま、あじ、さば、いか等の多獲性の水産動物を対象とする中小漁業は、この種漁業の性質上時期的又は地域的に処理能力をこえて過度の漁獲が行なわれ、魚価が暴落し、いわゆる大漁貧乏の現象を呈することがしばしばある。

そこで、これら漁業の経営の安定をはかるため、価格流通対策を講ずる前提として、自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようにするとともに、必要な場合に国がその自主調整を補完する措置を講じようとするものである。

本案の主な内容は、次の通りである。

1　漁業生産調整組合を設立することができる漁業は、一定要件を備え、かつ、政令で指定するものであること。

2　組合の事業は、組合員全員を対象として行なう休漁日の設定、積荷制限等の一般的な制限と、これら一般的な制限を行なつてもなお、かつ十分な効果を挙げえない場合に限つて、一部の組合員を対象として漁獲物の陸揚げ制限を行なう二種の調整事業と、一部の組合員に対する制限に伴う調整金の支払その他組合協約の締結等である。

3　農林大臣は、組合員の自主的な調整事業が員外者の行為により効果を挙げえない場合にあつては、組合員からの申し出により、聴聞を行ない、中央漁業調整審議会に諮つたのち、員外者に対して一般的な制限事項について、これに従うべきことを命ずることができること。

4　農林大臣の認可を受けた調整規程又は組合協約及びこれらに基づいてする行為は、原則として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外すること。

二　議案の可決理由

多獲性の水産動物の採捕を目的とする中小漁業の経営の安定をはかるため、価格流通対策を講ずる前提として、生産面における適切な調整を行なうことは妥当な措置と認め、本案は多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算に、水産庁一般行政に必要な経費のうち漁業生産調整組合制度実施のための指導費二十三万八千円及び漁業調整に必要な経費のうち中央漁業調整審議会開催に必要な経費七十六万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月三十日

農林水産委員長　坂田　英一

衆議院議長清瀬一郎殿

割賦販売法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

割賦販売制度は、ここ数年来急速な発展を遂げ、国民経済の拡大を図り、消費購買力を増大し、生産の合理化による生産費の切り下げ等により生活水準の向上に役立つてきた。

しかしながら割賦販売は長期間にわたる継続契約であるため、割賦販売業者と購入者との間に紛争が生じやすい等種々の問題がある。

本案は、この実情に基づき割賦販売の健全かつ合理的な発達を図るために、一般の割賦購入者の保護、割賦販売業者の債権の確保、その他割賦販売の健全化について必要な措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1　目的

割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、商品の流通を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

2　定義

「割賦販売」とは、代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として指定商品を販売することをいう。

「割賦購入あつせん」とは、特定の販売業者から商品を購入することができる証票を利用者に交付し、利用者が証票と引換えに特定の販売業者から商品を購入したときは、当該利用者からその証票に表示されている金額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該商品の代金に相当する金額を交付することをいう。

3　割賦販売価格等の明示

割賦販売業者は、次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければならない。

(一)　現金価格

(二)　割賦販売価格

(三)　割賦販売に係る代金の支払の期間及び回数

(四)　前払式割賦販売の場合には、商品の引渡時期

4　書面の交付

割賦販売業者は、次の事項を記入した書面を購入者に交付しなければならない。

(一)　割賦販売価格

(二)　賦払金の額

(三)　賦払金の支払の時期及び支払方法

(四)　商品の引渡時期

(五)　契約の解除に関する事項

5　契約解除等の制限

割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売契約について賦払金の支払義務が履行されない場合において、十五日以上の相当な期間を定めてその履行を書面で催告し、その期間内にその業務が履行されないときでなければ賦払金の支払の遅滞を理由として契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。この規定に反する特約は、無効とする。

6　契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限

割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金とを加算した金額をこえる額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

(一)　当該商品が返還された場合、当該商品の通常の使用料の額（当該商品の割賦販売に係る価額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額をこえるときは、その額）

(二)　当該商品が返還されない場合、当該商品の割賦販売に係る価額

(三)　当該契約の解除が当該商品の引渡し前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

7　所有権移転に関する推定

割賦販売された指定商品の所有権は、購入者がその代金の全額を支払う時までは、割賦販売業者に留保されたものと推定する。

8　割賦販売の標準条件の公示

主務大臣は、必要があるときは、公聴会を開いて広く一般の意見を聞いた後、指定商品ごとに、割賦販売価格に対する頭金の額の標準となるべき割合及び代金支払の標準となるべき期間を定め、これを告示するものとする。

9　勧告

主務大臣は、割賦販売業者が前記8の規定により告示した割合より著しく低い割合又は同規定により告示した期間より著しく長い期間によつて割賦販売を行なつているため、当該指定商品の割賦販売の健全な発達に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該割賦販売業者に対し、その割合を引き上げ、又はその期間を短縮すべきことを勧告することができる。

10　前払式割賦販売業者の登録

指定商品を給付するに先だつて購入者から二回以上にわたつてその代金の全部又は一部を受領する割賦販売は、通商産業省に備える登録簿に登録を受け、かつ営業保証金を供託した者でなければ、業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者は、資力信用のある者に限ることとする。

ただし、年間の販売額が政令で定める額に満たない者については、登録を必要としないこととする。

11　適用除外

前記3ないし10の規定は次の割賦販売には、適用しない。

(一)　指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売

(二)　輸出取引たる割賦販売

(三)　国又は地方公共団体が行なう割賦販売

(四)　次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行なう割賦販売（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行なう割賦販売を含む。）

イ　特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ　国家公務員法及び地方公務員法に基づいて設立された団体

ハ　労働組合

㈣ 事業者がその従業者に対して行なう割賦販売

㈤ 無尽業法第一条に規定する無尽に該当する割賦販売

12 証票の譲受け等の禁止

何人も、業として、割賦購入あつせん業者の給付する証票を譲り受け、又は資金の融通に関して証票の提供を受けてはならない。

13 割賦購入あつせん業者の登録

割賦購入あつせんは、通商産業省に備える登録簿に登録を受け、かつ、営業保証金を供託した者でなければ、業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者は、資力信用のある者に限ることとする。

ただし、前記中㈣の団体については、登録を必要としないこととする。

14 その他立入検査、報告徴収、異議の申立て等の規定を設ける。

二 議案の修正議決理由

本案は、割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図り、もつて割賦販売制度の円滑な発展を推進するための措置として、有効適切なものと認めるが、目的、書面の交付、契約解除等の制限、登録の拒否、営業保証金の額及び割賦販売審議会等について改善を図る必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

始関通商産業政務次官より、本修正に対し「昭和三十六年度予算上の措置は必要でない。」旨の意見がのべられた。

右報告する。

昭和三十六年五月三十日

商工委員長　中川　俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（不字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　割賦販売
第一節　総則（第三条―第八条）
第二節　割賦販売の標準条件（第九条・第十条）
第三節　前払式割賦販売（第十一条―第二十九条）
第三章　割賦購入あつせん（第三十条―第三十五条）
第四章　割賦販売審議会（第三十六条―第四十二条）
第四章五　雑則（第三十六条―第四十三）
第五章六　罰則（第四十一条―第四十五）
十一八条
十四十七条
附則

（目的）○及び運用上の配慮

第一条　この法律は、割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、商品の流通を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用にあたつては、割賦販売を行なう中小商業者の事業の安定及び振興に留意しなければならない。

（書面の交付）

第四条　割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一　割賦販売価格

二　賦払金（割賦販売に係る各回ごとの代金の支払分をいう。以下同じ。）の額

三　賦払金の支払の時期及び方法

四　商品の引渡時期

五　契約の解除に関する事項

六　所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

（契約の解除等の制限）

第五条　割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約（購入者のために商行為となる契約を除く。）について賦払金の支払の義務が履行されない場合において、二十五日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

3 前二項の規定は、指定商品に係る割賦販売の契約であつて購入者のために商行為となるものについては、適用しない。

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第六条　割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一　当該商品が返還された場合

当該商品の通常の使用料の額（当該商品の割賦販売に係る価格に相当する額）から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額をこえるときは、その額）

二　当該商品が返還されない場合

当該商品の割賦販売に係る価格に相当する額

三　当該契約の解除が当該商品の引渡し前である場合　契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

（標準条件の公示）

第九条　主務大臣は、割賦販売（第十一条に規定する前払式割賦販売を除く。以下次条において同じ。）について、その健全な発達を図るため必要があるときは、指定商品ごとに、割賦販売価格に対する第一回の賦払金の額の標準となるべき割合及び割賦販売に係る代金の支払の標準となるべき期間を定め、これを告示するものとする。

2 主務大臣は、前項の割合及び期間を定めようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（勧告）

第十条　主務大臣は、割賦販売業者が前条第一項の規定により告示した割合より著しく低い第一回の賦払金の額の割賦販売価格に対する割合又は同項の規定により告示した期間より著しく長い代金の支払の期間によつて指定商品の割賦販売を行なつているため、当該商品の割賦販売の健全な発達に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該割賦販売業者に対し、その割合を引き上げ、又はその期間を短縮すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、告示により行なうことができる。

（登録の拒否）

第十五条　通商産業大臣は、第十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　資本又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三　資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四　第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

五　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人

六　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ　登録割賦販売業者が第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録の割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

2 前項第三号の資産の合計額及び負債の合計額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

3 通商産業大臣は、百貨店業者（百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は指定商品の製造業者が第十二条第一項の申請書を提出した場合において、その申請に係る前払式割賦販売の事業活動が、中小商業者の前払式割賦販売の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その登録を拒否することができる。

4 通商産業大臣は、第一項○又は前項○の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（営業保証金の額等）

第十七条　前条第一項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所又は代理店につき営業所又は代理店ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。ただし、その額は、百五十万円をこえないものとする。

2 前項の営業保証金は、通商産業省令で定めるところにより、国債

証券、地方債証券その他通商産業省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

（営業所等の新設の場合の営業保証金）

第十八条　登録割賦販売業者は、営業の開始後新たに営業所又は代理店を設置したときは、当該営業所又は代理店につき前条第一項に規定する割合による金額の営業保証金を供託しなければならない。ただし、その者が供託する営業保証金の総額が五十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2　第十六条及び前条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（販売業者の契約の解除）

第三十五条　登録割賦購入あつせん業者が前条第一項の規定による命令を受け、第三十三条において準用する第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十三条において準用する第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦購入あつせん業者と割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

第四章　割賦販売審議会

（設置）

第三十六条　通商産業省に、割賦販売審議会を置く。

（所掌事務）

第三十七条　割賦販売審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査審議する。

2　主務大臣は、第二条第二項、第十一条第一号若しくは第十五条第一項第二号（第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第九条の割合若しくは期間を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

（組織）

第三十八条　審議会は、委員十人以内で組織する。

第三十九条　委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

第四十条　委員の任期は、二年とする。

（勤務）

第四十一条　委員は、非常勤とする。

（省令への委任）

第四十二条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章　雑則

（報告の徴収）

第三十六条（四十三）　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦購入あつせんを業として営む者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十七条（四十四）　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞）

第三十八条（四十五）　通商産業大臣は、第十五条第一項○（第十九条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは（若しくは第三項）第二項（第三十三条（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する処分をしようとするときは、その者に対し、当該処分の日から十日を経過した日から起算して一年を経過した日から施行する。

2　通商産業大臣は、この法律に定めるものの施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

（報告の徴収）

第三十六条（四十三）　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦購入あつせんを業として営む者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十七条（四十四）　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞）

第三十八条（四十五）　通商産業大臣は、第十五条第一項○（第十九条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、当該処分の日から十日を経過した日から起算して一年を経過した日から施行する。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立て）

第三十九条（四十六）　この法律の規定による通商産業大臣の処分（第四十一条の規定により通商産業大臣の権限が地方支分部局の長に委任された場合には、当該地方支分部局の長の処分）に対しは不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

2　通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行なつた後、文書をもつて決定し、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

（主務大臣）

第四十〇条（七）　この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣とする。

（権限の委任）

第四十一条（八）　この法律により主務大臣又は通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行なわせることができる。

第五章（六）　罰則

第四十二条（九）　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定に違反して前払式割賦販売を業として営んだ者

二　第三十条の規定に違反して、業として、証票を譲り受け、又は資金の融通に関して証票の提供を受けた者

三　第三十一条の規定に違反して割賦購入あつせんを業として営んだ者

第四十三条（五十）　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十四条（五十一）　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第三項（第十八条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して前払式割賦販売又は割賦購入あつせんの営業を開始したとき。

二　第十九条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

第四十五条（五十二）　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条（四十三）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第三十七条（四十四）第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十六条（五十三）　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十七条（五十四）　第二十五条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して登録の消除を申請しなかつた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から、第三十条の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（通商産業省設置法の一部改正）

4　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二　前払式割賦販売業者及び割賦購入あつせん業者を登録すること。

第九条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　割賦販売及び割賦購入あつせんに関すること。

第二十五条第一項の表中「百貨店審議会」の項に「百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。」を

「百貨店審議会　百貨店の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。
割賦販売審議会　割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要事項を調査審議すること。」
に改める。

〔別紙〕

割賦販売法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、一般小売商業者ならびに消費者の利益擁護の立場から、つぎの事項につき、特別の考慮をはらうべきである。

一、割賦販売審議会の委員のなかに、一般小売商業者ならびに消費者の代表をそれぞれ任命すること。

一、一般小売商業者の行なう割賦販売に対しては、税制上、金融上の特別優遇措置を考究すること。

一、消費者の利用に供するため、消費者金融の道を考究すること。

一、信用保険制度の整備に努めること。

〔第四十八号参照〕

鉄道敷設法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、最近におけるわが国産業経済の急激なる発展の傾向にかんがみ、日本国有鉄道の鉄道網を整備し、もつて産業資源の開発並びに経済交流を促進し、わが国経済の発展に貢献するため、鉄道敷設法の別表に、新たに九つの線路を追加しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国の今後における経済規模の拡大的な発展の傾向にかんがみ、適切かつ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月三十一日

運輸委員長　三池　信

衆議院議長清瀬一郎殿

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上に資するため、国等において必要な特別措置を講じようとするもので、そのおもな内容は次の通りである。

1　国は、大会運営者すなわちオリンピック東京大会組織委員会に対し、大会の準備および運営に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することができるものとすること。

2　国は、政令で定めるところにより、オリンピック東京大会組織委員会等に対し、国有財産を無償で使用させることができるものとすること。

3　財団法人東京オリンピック資金財団の財源調達事業に対する国等の援助に関し、郵政省は、大会準備資金に充てることを寄附目的として、寄附金つき郵便葉書等を発行することができ、日本専売公社、日本国有鉄道および日本電信電話公社は、資金財団が大会準備資金を調達する場合には、便宜の供与その他の援助を行なうことができるものとすること。

4　国家公務員等が組織委員会に採用され、大会終了後再び国家公務員等に復帰した場合における国家公務員等退職手当法および国家公務員共済組合法の適用については、公庫等の職員とみなし、勤務期間通算の特例を設けるとともに、また組織委員会の役員、職員の罰則の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなすこと。

5　資金財団の会計は、経理の適正を期すため、会計検査院の検査対象とすること。

二　議案の可決理由

昭和三十九年に迫つたオリンピック東京大会を支障なく遂行するため、所要の準備体制を整備し、運営の適正を期するとともに、大会に備えてわが国選手の競技技術の向上を図ろうとする本案の趣旨は、まことに時宜に適したものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十六年度一般会計予算文部省所管中にオリンピック東京大会組織委員会補助金六千三百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十六年五月三十一日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、私立学校教職員の福祉増進を図るため、同教職員共済組合の給付水準を、国立学校教職員の共済給付と同一程度に改善するものとする等の措置を講じようとするもので、その要点は、次の通りである。

1　長期給付の支給要件及び支給額を、国家公務員共済組合法に準じ改めること。

2　給付及び掛金の算定基礎となる標準給与の月額等級を、最低八千円から最高七万五千円までの二十六段階に改めること。

3　旧私学恩給財団の従前の例によることを選択している教職員を、この際、全員本組合法の対象に改めること。

4　現に、旧私学恩給財団の年金を受けている者の給付額を引き上げること。

その他、本改正に伴う所要の経過措置を規定するものである。

二　議案の可決理由

私学教職員の福祉増進を図るため、同教職員共済組合の給付水準を国立学校教職員の共済給付と同一程度に改善する等、所要の改正を行なうことは、時宜に適した措置であると認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十六年五月三十一日

文教委員長　濱野　清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

私学教育の重要性と社会保障改善の緊要性とにかんがみ、現在私立学校教職員共済組合法の適用外にある私立学校の教職員並びに私学振興を目的とする関係団体職員に対し、政府はすみやかに同法適用のみちを開くよう、所要の措置を講ずべきものと認める。

〔第五十号参照〕

政治的暴力行為防止法案（早川崇君外七名提出）に関する報告書

議案の目的

浅沼事件、嶋中事件に見られるごとく、あるいは、昨年来の日米安全保障条約改定反対闘争に際しての暴力的国会侵入事件のごとく、極右、極左を問わず、個人、団体を問わず、自己の政治上あるいは思想上の主義、主張を追及するに急なるのあまり、法秩序を無視し、暴力によりその主義、主張を実現せんとする傾向が見られるが、かかる行為は、わが国民主主義の確立に重大な支障を与えるものである。

しかるに在来の刑法、あるいは破壊活動防止法その他の取締法規をもつてしては不十分なので、ここに政治的暴力行為防止法を制定して有効適切に、この種政治的暴力行為を防止し、もつて民主国家の健全な発展をはかる一助としようとするのである。

二　議案の要旨

本案は、大別して二つの部分に別れる。その一は、政治的暴力行為をあえてする団体の規制措置を定める部分、その二は、これらの行為に対する刑罰規定の補整を定める部分であり、その要旨は次のとおりである。

(一)「政治的暴力行為」「せん動」「団体」及び「団体の活動」を定義し「政治的暴力行為」として左の行為を列記している。

(イ)(ロ)(ハ)人の身体を傷害すること。

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十条第一項又は第二項（逮捕監禁）に規定する行為

(ニ)刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）に規定する行為

(ホ)暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条第一項（集団的暴行脅迫、器物損壊等）に規定する行為

(ヘ)不法に、内閣総理大臣官邸若しくはその構内又は国会の会期中（参議院の緊急集会中を含む）に国会議事堂若しくは、その構内に、暴行若しくは脅迫をして侵入し、建造物若しくは器物を損壊して侵入し、又は、さく、へい若しくは門を乗り越えて侵入する行為

(ト)特定の者が政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、人を殺すおそれがあることを予見しながら、その者に対し、継続又は反覆して、文書若しくは、図画又は言動により、特定の他人を殺すことの正当性又は必要性の主張をする行為（その特定の者がその影響を受けて第十四条第一項の罪を実行するに至つた場合に限る）

(チ)　(イ)に規定する行為の予備若しくは陰謀をし、又は(イ)若しくは(ロ)に掲げる行為若しくは(ハ)に規定する行為の一を教唆し、若しくはせん動すること。

(ニ)　何人も、政治的暴力行為の発生を防止するよう努めること、また、政治的暴力行為の行なわれるおそれあることを知つたときは、何人も直ちに警察署に通報する義務あるものとし、

(ヘ)　団体に対する規制処分は左のとおりとする。

1　団体の役職員又は構成員が、当該団体の活動に関し、又は当該団体の目的の実現に資するために、政治的暴力行為等を行なつた場合に、当該団体に対し、当該役職員又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止することができるものとするが、その政治的暴力行為が殺人、同未遂、殺人の予備・陰謀、教唆・せん動、殺人の正当性等の主張の各罪にあたるときと、傷害、同教唆・せん動、逮捕監禁、強要、同未遂、集団的暴行・脅迫・器物損壊等、国会等侵入、同教唆・せん動の各罪にあたるときとに区別し、行為禁止期間を前者の場合は五月、後者の場合は四月としている。

2　(イ)　団体の活動として、殺人、その正当性等の主張、殺人の予備、陰謀、教唆・せん動、殺人未遂の各行為を行なつた団体が継続又は反覆して将来さらに、政治的暴力行為を行なう明らかなおそれありと十分認められるときは、六月を越えない期間及び地域を定めて集団示威運動、集団行進、公開の集会、当該機関紙の印刷、頒布を禁止することができるものとする。

(ロ)　団体の活動として、継続又は反覆して、傷害、同教唆・せん動、逮捕監禁、強要、同未遂、集団的暴行・脅迫・器物損壊等、国会等侵入、同教唆・せん動、同未遂の各行為を行なつた団体が継続又は反覆して将来さらに政治的暴力行為を行なう明らかなおそれが十分認められるときは、四月を越えない期間及び地域を定めて、集団示威運動、集団行進、公会の集会、機関紙の印刷、頒布を禁止することができるものとする。

(ハ)　右(イ)(ロ)の規制処分を受けた代表者等はその処分が効力を生じたとき、禁止期間中の業務計画（収入及び支出に関する事項を含む）等を公安調査局長に届出なければならないものとし、

3　団体の活動として、殺人、同未遂を行ない、又は殺人、尊族殺を教唆・せん動することによつて殺人の行為を行なわせた団体が継続又は反覆して将来さらに、団体の活動として政治目的をもつてする殺人、同予備・陰謀、殺人、尊族殺の教唆・せん動を行なう明らかなおそれありと認められるときは団体解散の指定を行なうことができるものとし、

4　団体活動の制限、又は解散の処分を受けた団体の役職員等が、処分の趣旨に反する行為、又は団体のためにする行為をしてはならないとともに、いかなる名義においても脱法行為をしてはならないこととしている。

5　団体規制の手続については、破壊活動防止法第十一条から第三十七条までの規定を準用している。

(ヘ)　1　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつてする次の諸行為を処罰している。

(イ)　殺人罪を刑法第百九十九条より重く処罰し死刑若しくは七年以上の懲役若しくは禁錮とする。未遂を罰する、

(ロ)　傷害罪、傷害致死罪の刑を定め、前者は一年以上十年以下の懲役又は禁錮、後者は三年以上の有期懲役又は禁錮とし、

(ハ)　不法に、内閣総理大臣官邸、若しくはその構内、又は国会の会期中（参議院の緊急集会中を含む）に国会議事堂若しくはその構内に暴行若しくは脅迫をして侵入し、建造物若しくは器物を損壊して侵入し、又はさく、へい、若しくは門をのりこえて侵入したものは六月以上七年以下の懲役又は禁錮とし、未遂を罰する。

(ニ)　逮捕監禁罪の刑を六月以上七年以下の懲役又は禁錮（尊族に対する場合は一年以上七年以下）とし、又これらが、死傷に至つた場合の刑を定め、

(ホ)　強要の罪の刑を一年以上五年以下の懲役又は禁錮とし未遂を罰し、

(ヘ)　暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項（集団的暴行・脅迫・器物損壊等）の罪の刑を六月以上五年以下の懲役又は禁錮とし、

(ト)　殺人、尊族殺、傷害、前記総理大臣官邸等侵入の各罪を教唆・せん動した者の処罰規定を設け、刑を五年以下の懲役又は禁錮とし、

(チ)　特定の者が殺人を行なうおそれがあることを予見しながら、その者に対し継続又は反覆して、文書若しくは図画、又は言動により、特定の他人を殺すことの正当性又は必要性の主張をした者は、その特定の者が影響を受けて同項の罪を実行するに至つたときは、教唆・せん動に至らなくても、この罪をせん動した者と同一の刑に処するものとしている。

2　前記の政治目的等をもつてする殺人、同予備・陰謀、傷害の罪を実行しようとする者に対し、凶器、金銭、物品その他の財産上の利益を供与してこれを幇助する罪を設け（幇助を独立犯とする）刑を五年以下の懲役又は禁錮としている。

3　団体の解散処分違反の罪、活動制限処分を受けた団体の役職員等の処分違反の罪その他の処罰を定めている。

(ヒ)　その他本案に関連し、破壊活動防止法、法務省設置法、公安調査庁設置法、公安審査委員会設置法等の規定を整備している。

三　議案の修正議決理由

委員会においては、本案は憲法上の基本権たる思想、言論、集会、結社等の自由を制限する規定を含むものであり、その運用如何によつては、不当にこれら基本権を侵害するおそれなしとしないから、本案の団体規制及び処罰の範囲は、必要な最少限に止めるべきであるとの論議がなされたのであるが、委員会はこのような事情をも考慮し、

1　法案中「思想的信条」は宗教的信条を含むか否かも明確でないから、本案の趣旨にそうよう「政治的信条」と改めること。

2　この法案による規制及び規制のための調査については、いやしくも、これを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限することのないようこれを明記すること。

3　政治的暴力行為の通報義務は、弊害を伴うおそれがあるので削除すること。

4　第二十二条の利益供与罪は情を知つて行なう場合に限ること。

5　内閣総理大臣官邸及び国会議事堂等への侵入罪の教唆・せん動を団体規制の原因とせず、及びこれを処罰しないこと。

6　本案は施行後五年を経過した後、これを存続させるかどうかについて、政府が国会の議決を求めることとすること。

等を認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

四　本案施行に要する経費

なし。

右報告する。

昭和三十六年六月二日

衆議院議長清瀬一郎殿　　法務委員長　池田　清志

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（目的）

第一条　この法律は、政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつてする暴力行為を防止するための必要な規制措置を定めるとともに、これらの行為に対する刑罰規定を補整し、もつてわが国の民主主義の擁護に資することを目的とする。

（規制の基準）

第三条　この法律による規制及び規制のための調査は、第一条の目的を達成するためにのみ行なうべきであつて、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、正当な集団示威

運動、集団行進、集会その他の団体活動及び○労働組合その他の団体の正当な活動並びに○適法な請願、陳情を制限するようなことがあつてはならない。

（定義）

第四条　この法律で「政治的暴力行為」とは、政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる行為の一をすることをいう。

一　人を殺すこと。

二　人の身体を傷害すること。

三　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十条第一項又は第二項（逮捕監禁）に規定する行為

四　刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）に規定する行為

五　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条第一項（集団的暴行、脅迫、器物損壊等）に規定する行為

六　不法に、内閣総理大臣官邸若しくはその構内又は国会の会期中（参議院の緊急集会中を含む。）に国会議事堂若しくはその構内に、暴行若しくは脅迫をして侵入し、建造物若しくは器物を損壊して侵入し、又はさく、へい若しくは門を乗り越えて侵入する行為

七　特定の者が第十四条第一項に規定する行為を行なうおそれがあることを予見しながら、その者に対し、継続又は反覆して、文書若しくは図画又は言動により、特定の他人を殺すことの正当性又は必要性の主張をする行為（その特定の者がその影響を受けて第十四条第一項の罪を実行するに至つた場合に限る。）

八　第一号に規定する行為の予備若しくは陰謀をし、又は第一号若しくは第二号に掲げる行為若しくは第六号に規定する行為の一を教唆し、若しくはせん動すること。

2　この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう。

3　この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行なうことができるものとする。

4　この法律で「団体の活動」とは、団体の意思を決定する行為又は団体の意思に基づき若しくは団体の主義、方針、主張に従つてする団体の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）若しくは構成員の行為をいう。

（通報）

第六条　何人も、政治的暴力行為が行なわれるおそれがあることを知つたときは、直ちにその旨を警察署に通報しなければならない。

（団体のためにする行為の禁止）

第七条　公安審査委員会は、団体の役職員又は構成員が、当該団体の活動に関し、又は当該団体の目的の実現に資するため、第四条第一項第一号若しくは第七号に規定する行為を行ない、若しくは同項第一号に掲げる行為に係る同項第八号に規定する行為を行ない、又は同項第一号に規定する行為の実行に着手してこれを遂げなかつたと認めるに足りる十分な理由があるときは、当該団体に対し、六月にこえない期間を定めて、当該役職員又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止することができる。

2　公安審査委員会は、団体の役職員又は構成員が、当該団体の活動に関し、又は当該団体の目的の実現に資するため、第四条第一項第二号から第六号までに規定する行為を行ない、同項第二号若しくは第六号に掲げる行為に係る同項第八号に規定する行為を行ない、又は同項第四号若しくは第六号に規定する行為の実行に着手してこれを遂げなかつたと認めるに足りる十分な理由があるときは、当該団体に対し、四月をこえない期間を定めて、当該役職員又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止することができる。

3　第一項又は前項の処分が効力を生じた後は、当該役職員又は構成員は、当該団体のためにする行為をしてはならない。ただし、当該処分の効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限りでない。

4　第一項又は第二項の処分が効力を生じた後は、当該団体の役職員又は構成員（前項の役職員及び構成員を除く。）は、当該処分の趣旨に反する行為をしてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5　前二項の役職員又は構成員は、いかなる名義においても、前二項の規定による禁止を免かれる行為をしてはならない。

（団体活動の制限）

第八条　公安審査委員会は、団体の活動として、第四条第一項第一号若しくは第七号に規定する行為を行ない、若しくは同項第一号に掲げる行為に係る同項第八号に規定する行為を行ない、又は同項第一号に規定する行為の実行に着手してこれを遂げなかつた団体が、継続又は反覆して将来さらに団体の活動として政治的暴力行為を行なう明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、当該団体に対して、次に掲げる処分を行なうことができる。ただし、その処分は、政治的暴力行為の発生を防止するために必要かつ相当な限度をこえてはならない。

一　当該行為が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行なわれたものである場合においては、四月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行なうことを禁止すること。

二　当該行為が機関紙誌によつて行なわれたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関紙誌を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。

2　公安審査委員会は、団体の活動として、継続又は反覆して、第四条第一項第二号から第六号までに規定する行為を行ない、同項第二号若しくは第六号に掲げる行為に係る同項第八号に規定する行為を行ない、又は同項第四号若しくは第六号に規定する行為の実行に着手してこれを遂げなかつた団体が、継続又は反覆して将来さらに団体の活動として政治的暴力行為を行なう明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、当該団体に対して、次に掲げる処分を行なうことができる。ただし、その処分は、政治的暴力行為の発生を防止するために必要かつ相当な限度をこえてはならない。

一　当該行為が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行なわれたものである場合においては、四月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行なうことを禁止すること。

二　当該行為が機関紙誌によつて行なわれたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関紙誌を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。

3　第一項又は前項の処分が効力を生じた後は、当該団体の役職員又は構成員は、いかなる名義においても、前項の規定に反する行為をしてはならない。

4　第一項又は第二項の処分を受けた団体の役職員又は構成員は、いかなる名義においても、前項の規定による禁止を免かれる行為をしてはならない。

（届出）

第九条　前条第一項又は第二項の処分を受けた団体の代表者若しくは主幹者又は会計責任者は、その処分が効力を生じたときは、政令の定めるところにより、当該団体の当該禁止期間中の業務計画（収入及び支出に関する事項を含む。）その他の事項を、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する公安調査局長又は地方公安調査局長に届け出なければならない。

（解散の指定）

第十条　公安審査委員会は、団体の活動として、第四条第一項第一号に規定する行為を行ない、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、又は第二十三条に規定する行為（同条第一号に係るものに限る。）を行なつてこれにより第四条第一項第一号に掲げる行為を行なわせた団体が、継続又は反覆して将来さらに団体の活動として第十四条第一項若しくは第三項に規定する行為又は第二十三条に規定する行為（同条第一号に係るものに限る。）を行なう明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、当該団体に対して、解散の指定を行なうことができる。

（団体のためにする行為の禁止）

第十一条　前条の処分が効力を生じ

た後は、当該処分の原因となつた政治的暴力行為が行なわれた日以後当該団体の役職員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。ただし、その処分の効力に関する訴訟又は当該団体の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行為は、この限りでない。

2　前項に規定する者は、いかなる名義においても、同項の規定による禁止を免かれる行為をしてはならない。

（財産の整理）

第十二条　法人について、第十九条の処分が訴訟手続によつてその取消し又は変更を求めることのできないことが確定したときは、その法人は、解散する。

2　第十九条の処分が訴訟手続によつてその取消し又は変更を求めることのできないことが確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産を整理しなければならない。

3　前項の財産整理が終了したときは、当該団体の役職員であつた者は、そのてん末を公安調査庁長官に届け出なければならない。

（準用規定）

第十三条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十一条から第三十七条までの規定は、この法律による規制に関して準用する。この場合において、同法第十一条中「第五条第一項及び第七条」とあるのは「政治的暴力行為防止法（昭和三十六年法律第　号）第七条第一項及び第二項、第八条第一項及び第二項並びに第十条」と、同法第二十条第一項中「第五条第一項又は第七条」とあるのは「政治的暴力行為防止法第七条第一項若しくは第二項、第八条第一項若しくは第二項又は第十条」と、同法第二十二条第六項中「第七条」とあるのは「政治的暴力行為防止法第十条」と、「第五条第一項」とあるのは「同法第七条第一項若しくは第二項」と、同法第八条第一項若しくは第二項又は第十条」と、同法第二十五条第一項第二号中「第五条第一項又は第七条」とあるのは「政治的暴力行為防止法第七条第一項若しくは第二項、第八条第一項若しくは第二項又は第十条」と、同法第二十七条中「この法律」とあるのは「政治的暴力行為防止法」と、「第三条」とあるのは「同法第三条」と、同法第二十八条第一項及び第二十九条中「この法律」とあるのは「政治的暴力行為防止法」と、同法第三十条中「この法律」とあるのは「政治的暴力行為防止法」と、「暴力主義的破壊活動」とあるのは「同法に規定する政治的暴力行為」と、同法第三十五条中「第五条第一項又は第七条」とあるのは「政治的暴力行為防止法第七条第一項若しくは第二項、第八条第一項若しくは第二項又は第十条」と、同法第三十六条及び第三十七条中「この法律」とあるのは「政治的暴力行為防止法」と、それぞれ読み替えるものとする。

（罰則）

第十四条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、人を殺した者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役若しくは禁錮に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　第一項の罪の予備又は陰謀をした者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

4　第一項又は第二項の規定は、刑法第二百条（尊属殺）及び同条に係る同法第二百三条（尊属殺の未遂）の規定の適用を排除するものではない。

第十五条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、人の身体を傷害した者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第十六条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、人の身体を傷害し、その結果、これを死亡させた者は、三年以上の有期の懲役又は禁錮に処する。

2　前項の規定は、刑法第二百五条第二項（尊属傷害致死）の規定の適用を排除するものではない。

第十七条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、不法に、内閣総理大臣官邸若しくはその構内又は国会の会期中（参議院の緊急集会中を含む。）に国会議事堂若しくはその構内に、暴行若しくは脅迫をして侵入し、建造物若しくは器物を損壊して侵入し、又はさく、へい若しくは門を乗り越えて侵入した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第十八条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、刑法第二百二十条第一項（逮捕監禁）の罪を犯した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、刑法第二百二十条第二項（尊属逮捕監禁）の罪を犯した者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第十九条　前条第一項又は第二項の罪を犯し、その結果、人の身体を傷害した者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

2　前条第一項又は第二項の罪を犯し、その結果、人を死亡させた者は、三年以上の有期の懲役又は禁錮に処する。

3　前項の規定は、刑法第二百二十条第二項（尊属逮捕監禁）に係る同法第二百二十一条（逮捕監禁致死傷）の規定の適用を排除するものではない。

第二十条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪を犯した者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第二十一条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項（集団的暴行、脅迫、器物損壊等）の罪を犯した者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

○情を知つて、

第二十二条　○第十四条第一項若しくは第三項又は第十五条の罪を実行しようとする者に対し、凶器を提供し、又は金銭、物品その他の財産上の利益を供与してこれを幇助した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二十三条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる罪の一を教唆し、又はせん動した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一　第十四条第一項又は刑法第百九十九条（殺人）若しくは第二百条（尊属殺）の罪

二　第十五条又は刑法第二百四条（傷害）の罪

三　第十七条第一項の罪

第二十四条　政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、特定の者が第十四条第一項に規定する行為を行なうおそれがあることを予見しながら、その者に対し、継続又は反覆して、文書若しくは図画又は言動により、特定の他人を殺すことの正当性又は必要性の主張をした者は、その特定の者がその影響を受けて同項の罪を実行するに至つたときは、教唆又はせん動に至らなくとも、この罪をせん動した者と同一の刑に処する。

第二十五条　この法律に定める教唆又は幇助の規定は、教唆され、又は幇助を受けた者が教唆又は幇助に係る罪を実行したときは、刑法総則に定める教唆又は幇助の規定の適用を排除するものではない。

第二十六条　第十四条第一項の罪の予備又は陰謀をした者が、同項の罪の実行に至らない前に自首した

ときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十七条　第十一条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十八条　第八条第三項又は第四項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十九条　第七条第三項から第五項までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十三条において準用する破壊活動防止法第十五条第四項の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行後五年を経過した場合の措置等）

2　政府は、この法律施行の日から起算して五年を経過したときは、その経過後二年日以内に、もしその経過した日から起算して二十日を経過した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以内に、この法律を存続させるかどうかについて、国会の議決を求めなければならない。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、その日の経過した日から、この法律は、その効力を失う。

3　前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、すみやかにその旨を公示しなければならない。

4　附則第二項の規定によりこの法律がその効力を失つた場合においても、当該効力を失つた日前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の規定は、その日以後も、なおその効力を有する。

（破壊活動防止法の一部改正）

5　破壊活動防止法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ヘを次のように改める。

ヘ　削除

第三十九条中「、第百九十九条」を削る。

（経過規定）

6　この法律の施行前にした行為に関しては、前項の規定にかかわらず、改正前の破壊活動防止法の例による。

（法務省設置法の一部改正）

7　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　政治的暴力行為防止法（昭和三十六年法律第　号）の規定による団体の規制に関する事項

（公安調査庁設置法の一部改正）

8　公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「破壊的団体」の下に「及び政治的暴力行為防止法（昭和三十六年法律第　号）の規定による団体」を加える。

第四条第十三号及び第十四号中「破壊的団体」の下に「及び政治的暴力行為防止法の規定による団体」を加える。

第七条第十二号中「破壊活動防止法」の下に「又は政治的暴力行為防止法」を加える。

第八条中「団体」の下に「、並びに政治的暴力行為防止法第四条第一項第五号及び第六号に規定する行為を行なつた団体並びに同項第六号に規定する行為に係る同項第八号に規定する行為を行なつた団体」を加える。

第九条中「団体」の下に「、政治的暴力行為防止法第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に規定する行為を行なつた団体並びに同項第一号及び第二号に掲げる行為に係る同項第八号に規定する行為を行なつた団体」を加える。

第十四条第二項中「団体」の下に「及び政治的暴力行為防止法の規定による団体」を加える。

（公安審査委員会設置法の一部改正）

9　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務」の下に「並びに政治的暴力行為防止法（昭和三十六年法律第　号）の規定により政治的暴力行為を防止するために行なう規制に関する審査及び決定の事務」を加える。

第二条第七号及び第八号中「暴力主義的破壊活動を行なつた」を「破壊活動防止法及び政治的暴力行為防止法により」に改め、同条中第七号を第八号とし、第八号を第九号とし、第九号を第十号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　政治的暴力行為防止法により、団体に対して、団体の役職員又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止する処分を行なうこと。

（答弁書）

石川県山中町における一時借入金等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十六年五月二十五日

提出者　谷口善太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

石川県山中町における一時借入金等に関する質問主意書

さきに提出した石川県山中町に関する仮払金等支出に関する質問をし、その答弁を得たが、さらに左記の事実が判明した。

一　石川県江沼郡山中町の昭和三十五年度観光事業特別会計歳入歳出追加更正予算には、金百三十万円の過年度支出金が計上されている。これは、前年度において過年度支出金とする議決を得ておらず、また前年度において予算繰越額に計上されていない。同特別会計は昭和三十三年度に設けられたものであり、同過年度支出金の発生は財政法上、ありえないと考える。

よつて次の諸点につき質問する。

1　前記事実の有無

2　前記過年度支出金の計上は適法であるか。

二　右特別会計予算において立替金収入として金千三百五万円が計上されているが、同特別会計の前年度及び前々年度の決算において同金額を立替金として支出した事実がない。同千三百五万円はいわゆる「ヤミ」の長期借入金三千万円の一部であり

その借入れ先は

山中町温泉組合より　金二千万円

山中町商交会より　金五百万円

山中料飲組合より　金五百万円

であるらしい。

よつて次の点につき質問する。

1　前記事実の有無

2　もし前記事実があるならばかかる収入の計上は違法ではないか。

三　同町昭和三十六年度観光事業特別会計予算において、予算総額は金三千六百四十七万八千円であるが、昭和三十六年三月二十六日開会中の山中町議会において町長尾野彦次郎氏は議案第二五号として同特別会計の支出のため総額六千万円以内の一時借入れをする趣旨の議案を提出し、同町議会は賛成多数で可決した。

よつて次の点につき質問する。

1　前記事実の有無

2　もし有りとすれば、前記議決は地方自治法第二百二十七条に反する無効の議決であると考えるがどうか。

右質問する。

昭和三十六年六月二十八日

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　周東英雄

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における一時借入金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における一時借入金等に関する質問に対する答弁書

一の1　山中町が昭和三十三年度および昭和三十四年度に、予算に計上しないで支出した金額は、一千三百四万九千九百八十五円であり、これについて、決算上当該年度の支出として経理せず、過年度支出として、昭和三十五年度において、その整理を完了している。

一の2　本件のような処理方法は、適法ではないが、やむを得ないものと考える。

二の1　山中町は、民間の団体から総額二千八百万円の長期の借り入れをし、その一部を昭和三十五年度の歳入予算に計上している。

二の2　本件の借入金中、町債の性質を有するものについては、町債として予算に計上し、起債の許可を得べきものと考える。

三の1　一時借入金の借入限度額として六千万円の議決がなされ、予算総額は、三千六百四十七万八千円となつているが、実際の借入額は一千八百四十万円である。

三の2　地方自治法第二百二十七条によれば、一時の借入は、予算内の支出をするために、できることとなつているので、一時に予算額を越えて一時借入をすることはできないが、本件の場合は、予算額の範囲内で一時借入金を借入れているので、借入れは有効であると解される。

右答弁する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(331)四三一一番　課